

香川県郷土教育史研究序説(三)

溝 渕 利 博*

Introduction of research on the history of local education in Kagawa Prefecture (part 3)

Toshihiro Mizobuchi

要約

「郷土」という言葉は、近代国民国家の形成と連動してつくられたものである。その「郷土」と「教育」が、相互に結びついて「郷土教育」となるにはそれなりの理由と時代的な背景があった。

本稿では、研究の序説として香川県における「郷土教育」がどのような形で行われてきたかを、その前史である近世期の地誌編纂や後史である現代の地域学習・ふるさと学習などの「地域性を重視した教育」と関連付けながら歴史系譜的に概観するとともに、「郷土教育」の歴史的意義や今後の研究課題などについて明らかにしたい。

キーワード：郷土教育、地域性、郷土学習、地域学習、ふるさと学習

Abstract

The Japanese word *Kyōdo* (which can be roughly translated as local in English) is a term that was coined in conjunction with the creation of the modern nation-state. Combined with the Japanese word *kyoiku* (meaning education) we come up with the expression that can be translated as local education. There is a reason why this term is used, and it has to do with the background of the historical era in which it was created.

This research introduces *Kyōdo kyoiku* (or local education) as it has been carried out in Kagawa Prefecture and surveys history while associating topography compilation in early-modern times and modern education focused on local such as *furusato gakushu* (meaning hometown learning). In addition to that, this paper attempts to clarify the historical meaning and future issues of *Kyōdo kyoiku*.

Keywords : local education, regionality, local learning, community learning, hometown learning

○香川県郷土教育史研究序説（三）

目次

第3章 昭和前期の郷土教育

第1節 教育の地方化・実際化と郷土教育運動

第2節 小学校・中等学校における郷土教育の実践

○香川県郷土教育史研究序説（一） 第64・65合併号に掲載。

はじめに

序章 前史—近世期における地域意識と地誌編纂—

第1節 近世讃岐における文字社会の成立

第2節 近世讃岐における地域意識の変容

第3節 近世讃岐における修史・地誌編纂の展開

第1章 明治期の郷土教育

第1節 直観教授・郷土科と郷土教育

第2節 郷土唱歌と郷土教育

第3節 地方改良運動と郷土教育

<付表>香川県郷土教育史関係年表

○香川県郷土教育史研究序説（二） 第67号に掲載。

第2章 大正期の郷土教育

第1節 教育の郷土化と新教育運動

第2節 郷土研究と郷土誌・史編纂

第3節 郷土博物館と郷土教育

第4節 民力涵養事業と史蹟名勝保存・顕彰運動

○香川県郷土教育史研究序説（三） 本号に掲載。

第3章 昭和前期の郷土教育

第1節 教育の地方化・実際化と郷土教育運動

第2節 小学校・中等学校における郷土教育の実践

○香川県郷土教育史研究序説（四） 次号（第74号）で発表予定。

第3章 昭和前期の郷土教育

第3節 郷土読本・郷土史誌の発刊と郷土教育

第4節 農山漁村経済更生運動と国民学校期の「郷土の観察」

○香川県郷土教育史研究序説（五） 次々号（第75号）で発表予定。

第4章 昭和中期の郷土教育

第1節 社会科の誕生と新しい郷土教育

第2節 郷土学習と郷土誌研究クラブの活動

第3節 地方史研究と文化財保護

終章 後史—平成期の地域学習とふるさと教育—

第1節 郷土学習から地域学習へ

第2節 ふるさと教育と地域社会

第3節 地域史研究と副読本の編集

おわりに

第3章 昭和前期の郷土教育

第1節 教育の地方化・実際化と郷土教育運動

1 地方官制改正による地方教育行政制度の改編と郷土教育の実態

1) 昭和初期の香川県政と教育行政関係者

大正13年(1924)6月の護憲三派内閣(第一次加藤高明内閣)から昭和7年(1932)5月の大養毅内閣の崩壊までの政党政治の時代には、政友会・民政党(憲政会と政友本党が合同して昭和2年2月に結成)の二大政党が交互に内閣を組織する「憲政の常道」の政治体制が実現した。大正14年の普通選挙法の制定による有権者の増大に伴い、各党は互いに党勢拡大にしのぎを削ったため、政争の波は地方政治の末端にまで及び、極端な選挙干渉や政党人事が行われた。政党の主要な機能は、有権者に独自の政策を提示し、多元化した国民の意思や利害を集約・調整・組織化することにあるので、普通選挙体制が実現すると、既成政党は従来のような活動スタイルをそのまま継続するわけにはいかず、歴大な新有権者の支持を勝ち取るためには、政党の政綱や政策の宣伝が重要な意義をもつようになった。政策の実行こそが政党の生命であり、政党は政策中心主義で進むべきであるとの声上がるようになり、世論も政策中心主義に基づく政党の活動を期待していた(166)。例えば、農民運動が盛んであった香川県では、民政党がこの運動に接近して、選挙活動や議会活動を通して「各階層の人々の生活を守るための要求を代弁する姿勢を」示し、「改善策の実効による現状改革を基本線とする政策体系を有して社会運動の進展下での普選の実施という新たな条件に対応すべく務め」ることによって、名望家政党から改革路線と政策を中心とする政党への質的転換が図られた(167)。

旧自由党の流れをくみ、名望家政党の性格が強かった政友会は、農村小地主を主な地盤とし、明治33年(1900)の結党以来、趣意書と綱領は変わっておらず、①教育施設の改善、②交通機関の整備、③産業及び通商貿易の振興開導、④国防の充実が4大政綱で、地方地盤の培養のために地方への利益還元を熱心であった。一方、旧改進黨の流れをくみ、都市の商工業者を主な地盤としていた民政党は、昭和2年(1927)の結党とともに宣言・政綱・政策を発表し、その政綱の第1条には「国民の総意を帝国議会に反映し、天皇統治の下、議会中心政治を徹底せしむべし」を掲げて、天皇統治下での議会中心主義をとり、綱領には、①議会中心主義、②資本と労働の平等、③国際的な原則に基づく世界平和、④教育の機会均等、⑤行政改革を挙げている。その後、浜口雄幸内閣の10大政綱では、①政治の公明、②国民精神作興、③綱紀の肅正、④対支外交刷新、⑤軍縮、⑥財政整理・緊縮、⑦国債通減、⑧金解禁断行、⑨社会政策確立、⑩その他(教育機能の更新、義務教育費の増額、農山漁村経済の改善など)を示している。政策全般をみると、政友会は内政では膨張財政に基づく積極政策を、外交では自主外交・強硬外交の名のもとに積極外交をとり、民政党は内政では緊縮財政に基づく消極政策、外交では対英米協調と対中国内政不干渉主義による協調外交をとるなど、概して政友会は保守的で、民政党のほうが進歩的であった。教育政策に限っていうと、政友会の主な教育政策は教育制度の根本的改善及び思想問題で、民政党は画一教育の弊害除去並びに教育の実際生活化であった(168)。

大正期の香川県会は政友会(香川県会では清交会と呼んだ)主導の議会で、常に絶対多数を占める一党優位の体制(政友会王国)を確立していた。非政友会系の憲政会香川県支部が設立されたのは、大正14年(1925)1月のことで、香川の政友会王国が崩れるのは、昭和2年9月の普通選挙が始まった時からである。地方自治について、政友会はこれを「地方分権」といい、憲政会は「自治権の拡充」といって、地方財政についても政友会は「地租委譲」を、憲政会は「義務教育費国庫負担」あるいは「租税軽減」を唱えて譲らなかった。それぞれの党派的基盤が政友会は地主階級に、憲政会(昭和2年年1月に民政党香川県支部発会)は実業家及び中産階級に置かれていたことによる違いであった。全国的には政友会は旧来の名望家支配が残る農村部を、民政党は大衆化が進んだ都市部を地盤とし、無産諸政党は都市部で党勢拡大に力を入れていたが、昭和初期の香川県では、政友会は綾歌郡や仲多度郡などの郡部で勢力を維持しており、民政党は高松市・丸亀市などの都市部や木田郡・小豆郡などの一部の農村部でもかなりの勢力をもっていたが、絶対的なものではなかった。それは、政治家個人を中心とした地域的な人間関係ネットワークによる政党の支持基盤が培養されていたためであり、昭和7年(1932)から昭和12年(1937)にかけての政党競合は、香川一区は二大政党が多党化型に変容し、同二区は二大政党型で安定していたといえる。

中央政界では、政友会が三井財閥に近かったのに対し、民政党は三菱財閥と近かった。官僚も政友会・民政党のいずれかの系統に属するようになって、政党の影響力が強くなった。総選挙で勝利するための最大の武器は、内務省人事を

党派的に左右し、中央—地方を通じる行政・警察機構を与党のためにフルに活用することにあつた。このため政党内閣が交代するたびに、内務省の中樞幹部と地方長官とその配下の地方行政幹部の党略による異動が、頻繁になされるようになった。地方長官（府県知事）は勅任であり、その任免は閣議を経るべきものとされ、府県の内務部長など各部長、地方事務官、技師など主要な幹部もすべて国家の官吏であったため、内閣総辞職とともに大規模な地方官の異動が断行された。特に政友党内閣は党勢拡張のため知事の党略人事を強行し、このため内務省内には政友系と反政友系の隠然たる対立が生じるようになり、内務官僚と地方官の政党化現象は極まった。教育行政関係では、当時、文部省は内務省の植民地という表現がなされ、その人事は実質的に内務省にコントロールされていた。例えば、前文部次官粟屋謙は、各道府県の教育行政のトップである学務部長の任免が「内務大臣の選定に一任されて」おり、「文部大臣は少しも関与しない」現状を嘆き、「学務部長が最も下位で、警察、内務と順次上位にあるが如く考へられて居るのも甚だ宜しくない」と語っている。昭和10年から同12年まで香川県学務課長を務めた文部官僚木亨弘（昭和4年文部省に入省し、同41年に文部大臣となる）も「しゃくにさわるけれども上の役人は全部内務省から来る。その内務省から来る人は文教行政に興味があるとカエキスパートであるというのでなしに内務省の人事関係のやりくりでわざわざ何課長、何々局長で来るわけですよ、ちょうど出城ですね」と述べている（169）。こうした政党化の傾向は、官僚に限らず、政党は地方支部の整備・拡充等を通じて、民衆の中へ党勢の浸透を図っていったのである。

表1 昭和前期における香川県教育行政関係者一覧

年 代	内閣総理大臣	知 事 (歴代)	学務部長 (書記官)	学務課長等 (地方視学官)	県視学等	県教育会会長 同 副会長
大正 15・ 昭和元年 (1926)	若槻礼次郎①	浅利三朗 (19) 三浦實生 (20)	足立達夫 (初代学務部 長)	金子柳太郎 (社会課長) 間島徳次郎 (学務課長兼社 寺兵事課長)		松平頼壽(会長) 鈴木幾次郎(副会長)
昭和2年 (1927)	若槻礼次郎① 田中 義一	三浦實生 (20) 元田敏夫 (21)	足立達夫 松永立五	金子柳太郎 (社会課長) 間島徳次郎 (学務課長)		松平頼壽(会長) 鈴木幾次郎(副会長)
昭和3年 (1928)	田中 義一	元田敏夫 (21)	松永立五	間島徳次郎 (学務課長)	角南 元 (県視学)	松平頼壽(会長) 鈴木幾次郎(副会長)
昭和4年 (1929)	田中 義一 浜口 雄幸	元田敏夫 (21) 坪井勸吉 (22)	松永立五	稲内清二 (社会課長) 大木義雄 (学務課長)		松平頼壽(会長) 鈴木幾次郎(副会長)
昭和5年 (1930)	浜口 雄幸	坪井勸吉 (22)	松永立五 八田三郎	稲内清二 (社会課長) 伊藤秀誉 (社寺兵事課長) 大木義雄 (学務課長)		松平頼壽(会長) 鈴木幾次郎(副会長)
昭和6年 (1931)	若槻礼次郎② 犬養 毅	坪井勸吉 (22) 高橋雄豹 (23) 伊藤昌庸 (24)	八田三郎 中村 茂 鹿野三郎 (兼内務部長)	稲内清二 (社会課長) 西坂鎌三郎 (社会課長) 伊藤秀誉 (社寺兵事課長)	多田善樹 (社会教育主事)	松平頼壽(会長) 鈴木幾次郎(副会長)

				苧坂利那 (社寺兵事課長) 大木義雄 (学務課長) 今井嘉橘 (学務課長)		
昭和7年 (1932)	犬養毅 齋藤実	伊藤昌庸 (24) 君嶋清吉 (25)	中村茂	西坂鎌三郎 (社会課長) 苧坂利那 (社寺兵事課長) 今井嘉橘 (学務課長)	多田善樹 (社教主事) 近衛主賢 (県視学)	松平頼壽 (会長) 鈴木幾次郎 (副会長)
昭和8年 (1933)	齋藤実	君嶋清吉 (25) 木下義介 (26)	中村茂	西坂鎌三郎 (社会課長) 苧坂利那 (社寺兵事課長) 今井嘉橘 (学務課長)	大島長三郎 (社教主事) 近衛主賢 (県視学)	松平頼壽 (会長) 鈴木幾次郎 (副会長)
昭和9年 (1934)	齋藤実 岡田啓介	木下義介 (26)	中村茂	西坂鎌三郎 (社会課長) 苧坂利那 (社寺兵事課長) 今井嘉橘 (学務課長)	大島長三郎 (社教主事) 近衛主賢 石井元八 池田管次 (県視学)	松平頼壽 (会長) 鈴木幾次郎 (副会長)
昭和10年 (1935)	岡田啓介	藤野惠 (27)	中村茂 岡利和	西坂鎌三郎 (社会課長) 苧坂利那 (社寺兵事課長) 劔木亨弘 (学務課長)	高橋喜一郎 (体育運動主事) 近衛主賢 (県視学) 伊賀小四郎 (青年教育主事)	松平頼壽 (会長) 鈴木幾次郎 (副会長)
昭和11年 (1936)	岡田啓介 広田弘毅	藤野惠 (27) 佐藤正俊 (28)	岡利和	三好武夫 (社会課長) 劔木亨弘 (学務課長)	高橋喜一郎 (体育運動主事) 伊賀小四郎 (青年教育主事)	松平頼壽 (会長) 鈴木幾次郎 (副会長)
昭和12年 (1937)	林銃十郎 近衛文麿①	佐藤正俊 (28) 玉田昇次郎 (29)	岡利和 乾伊太郎	三好武夫 (社会課長) 出射幸平 (社寺兵事課長) 鶴田文基 (教育課長) 劔木亨弘 (学務課長)	矢田茂夫 (社教主事) 相良三童 倉井節 (社会事業主事) 高橋喜一郎 (体育運動主事) 伊賀小四郎 (青年教育主事) 飯原好市・荒 岡芳平・河西 和一・佐藤虎	松平頼壽 (会長) 鈴木幾次郎 (副会長)

					一 (県視学)	
昭和13年 (1938)	近衛 文麿①	玉田昇次郎 (29) 藤岡長敏 (30)	乾伊太郎 桧垣一美	出射宰平 (社寺兵事課長) 鶴田文基 (社会課長) 佐藤傳吉 (教育課長)	矢田茂夫 (社教主事) 相良三童 倉井 節 (社会事業主事) 高橋喜一郎 (体育運動主事) 伊賀小四郎 (青年教育主事) 飯原好市・荒 岡芳平・河西 和一・佐藤虎 一 (県視学)	松平頼壽 (会長) 鈴木幾太郎 (副会長) 山川波次 (副会長)
昭和14年 (1939)	平沼騏一郎 阿部 信行	藤岡長敏 (30)	桧垣一美 西村五郎	鶴田文基 (社会課長) 倉井育義 (社会課長) 桑島秀太郎 (社寺兵事課長) 腰原 仁 (教育課長)	矢田茂夫 (社教主事) 高橋喜一郎 (体育運動主事) 伊賀小四郎 (青年教育主事) 荒岡芳平・川 西和一・佐藤 虎一・白水□ □ (県視学)	松平頼壽 (会長) 山川波次 (副会長) 熊田長造 (副会長)
昭和15年 (1940)	米内 光政 近衛 文麿②	藤岡長敏 (30) 永安百治 (31)	西村五郎	倉井育義 (社会課長) 桑島秀太郎 (社寺兵事課長) 腰原 仁 (教育課長)	伊賀小四郎 (青年教育主事) 佐藤傳吉 腰原 仁 (県視学)	松平頼壽 (会長) 熊田長造 (副会長)
昭和16年 (1941)	近衛 文麿③ 東條 英機	永安百治 (31)	西村五郎	倉井育義 (社会課長) 桑島秀太郎 (社寺兵事課長) 腰原 仁 (教育課長)	伊賀小四郎 (青年教育主事) 腰原 仁 (県視学)	松平頼壽 (会長) 熊田長造 (副会長)
昭和17年 (1942)	東條 英機	小菅芳次 (32)	西村五郎 吉垣寿一郎 (兼総務部長) 福吉勲二 (内政部長)	腰原 仁 (教育課長) (11/1 総務部・学 務部を廃止、内 政部・官房長を設 置)	腰原 仁 山本幸雄 (県視学)	松平頼壽 (会長) 熊田長造 (副会長)
昭和18年 (1943)	東條 英機	小菅芳次 (32)	福吉勲二 (内政部長)		山本幸雄 (県視学)	松平頼壽 (会長) 熊田長造 (副会長)
昭和19年 (1944)	東條 英機 小磯 国昭	小菅芳次 (32)	福吉勲二 (内政部長) 高島資吉			松平頼壽 (会長) 熊田長造 (副会長)

			(内政部長)			
昭和20年 (1945)	小磯 国昭 鈴木貫太郎	小菅 芳次 (32) 泉 守紀 (33) 木村正義 (34)	高島資吉 (内政部長)			大日本教育会香川県支部 小菅芳次(支部長) 高島資吉・都築秀太郎(副支部長)

* 『香川県政史年表』、『香川県会史』下巻、『香川県職員録』、『香川県教育会百年の歩み』などにより作成。

2) 郡制廃止と学務部設置

大正天皇が大正15年(1926)12月25日に崩御され、元号が昭和元年に改まって年があけると昭和2年(1927)であった。昭和時代は60年余り続くが、ここでは昭和20年(1945)までを昭和前期、昭和40年(1965)までを昭和中期、昭和64年(1989)までを昭和後期と3区分した。

明治期以来の地方官制・市町村制・府県制郡制からなる地方行政制度下では、郡には課税権がなく、必要な経費を郡内町村からの分賦金徴収に依存していたので、大正後期になると、郡財政が急激に膨張して町村財政を圧迫し、その負担が増してくると、郡制廃止を要求する声が各地に起こり、大正9年11月の第10回香川県市町村長会でも「郡制廃止ニ関スル請願」を衆議院・貴族院両院議長、内閣総理大臣、内務大臣宛てに行うことを採択している。その後、大正10年3月、原敬内閣の床次竹二郎内務大臣のときに郡制廃止法律案が可決成立し、同年4月12日に「郡制廃止ニ関スル法律」(法律第63号)として公布されたが、政府の提案理由は、①郡制施行以来、郡自治にはみるべきものがない、②府県市町村は自治団体として古い歴史をもつが、郡は歴史が至って浅いから、自治発達の重要条件である住民の自治意識も弱く、かつ中間団体の性質上、上下に挟まれて十分な発達をとげることができなかった、③自治体たる郡を廃し、その経営にかかる事業を府県や町村に移せば、事務を簡捷にすることが出来るばかりでなく、その余力をもって郡長は先進町村自治の指導監督に当たることができるから、これによって一層町村行政を充実発展させることができることになる、④郡費分賦が消滅する結果、町村財政に一段と伸縮力を加え、町村は財政的にも活動能力を増すことになる、などであった。施行期日その他は勅令で定めることとされていたが、大正11年11月には「郡制廃止ニスル件」(勅令第502号)が公布され、翌12年(1923)3月には勅令第44号で、同年4月1日をもって郡制廃止の施行期日と定めた(170)。

これにより、郡制は大正12年4月1日をもって廃止されることになり、以後、郡は単なる地理的区分を示す名称に過ぎなくなった。このため、それまで郡が経営していた事業や施設のほとんどは県に、一部は関係町村に移管され、同年6月、香川県は「視学機関連合視察要項」を定め、各視学・委員等の連合視察会を組織して小学校教育の質的向上を図るなど対応を図っている。つまり、これまで明治地方制度下においては、県と町村との中間に位置する中間行政機関として郡長・郡役所が存在し、中央—地方関係は国—県—郡・市—町村の四層構成をとり、地方行政は内務大臣—府県知事—郡長の三次の監督によって行われ、特に府県知事の町村自治行政に対する監督は、郡長による第一次の監督を通して行われていたのが、大正12年の郡制廃止、同15年の郡役所廃止によって再編され、地方行政は府県知事の直接監督の下に置かれるようになった。これによって県の郡市長会議も廃止され、代わって県の市町村長会議が開催されることになった。このため郡の町村長会議と町村長会は再編成を迫られ、県の市町村長会議において、国の施策・法令の伝達、県知事による訓示・指示注意がなされ、国及び県の施策方針の徹底が図られるようになった。郡内には、郡農会に代表される系統農会組織があり、また、郡を単位とする畜産組合、養産業組合、茶業組合などの系統農業団体が存在するとともに、教育会、青年団、尚武会、神職会、仏教会などの管理運営も課題となり、町村長会は、国や県に対する利益要求を集約するとともに、郡内の各種社会的自治団体の管理運営を協議する機関となっていった。こうして郡役所廃止後の県・町村間の行政監督指導機関は急速に再構築され、その中で県・郡町村長会の行政補完の役割が再定義されていったのである。これらの背景には、大正14年(1925)5月の普通選挙法と同年4月の治安維持法の成立に伴う町村機能の強化と、普通選挙施行をにらんだ県の指揮監督権限の強化をめざした政治的意図が含まれていたものと考えられる(171)。

大正12年に郡制は廃止されても郡長及び郡役所は残務整理のためにそのまま存続しており、この間、町村長は全国町村会を組織して政府に郡役所廃止の圧力をかけたため、政府は大正15年6月4日の勅令第147号により地方官

制の全文改正で、郡長及び島司以下の官吏を廃止し、それに伴い郡役所も廃止することになった。郡長を廃止する理由は、①郡役所廃止は、町村自治の健全なる発達を期する所以である、②府県と町村との中間機関である郡役所を廃止することは、行政事務を敏活にする所以である、③郡役所廃止は町村自治の監督系統を整理するものである、④郡役所廃止は国民の負担を軽減する、⑤地方民衆の自治に対する自覚の著しく発達した今日では、郡役所が廃止されても上意下達、下意上達に支障をきたす恐れはない、ということであった(172)。この改正は同年7月1日から施行され、主な改正点は、①内務部・警察部の外に学務部を新設したこと、②内務大臣は府県をして指定して土木部・産業部・衛生部を置くことがある、③知事が必要と認めるときは、支庁・出張所を置くことができる、④書記官を三人増員したのをはじめ地方事務官など高等官吏定員の大幅増を図ったことなどである。地方官制改正(勅令第147号)の具体的な内容は次のようなもの(抜粋)で、府県知事の町村に対する指揮・監督が強化された(173)。

第一条 府県ニハ通シテ左ノ職員ヲ置ク。

知事 勅任 書記官 奏任 地方事務官 専任四百十六人 奏任(中略)視学 専任七十六人 判任 属
専任二千二百四十八人 判任

第二条 前条ノ定員外ニ於テ府県ニ通シテ左ノ職員ヲ置クコトヲ得。

視学 専任三百五十人以内 判任 属・技手 専任三千七百人以内 判任

第十二条 各府県ニ知事官房及左ノ三部ヲ置ク。

内務部・学務部・警察部

第十五条 学務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル。

- 一 教育学芸ニ関スル事項
- 二 社寺及宗教ニ関スル事項
- 三 兵事ニ関スル事項
- 四 社会事業ニ関スル事項
- 五 史蹟名勝天然紀念物ニ関スル事項

第二十六条 視学ハ上官ノ指揮ヲ承ケ学事ノ視察其ノ他教育ニ関スル庶務ニ従事ス。

第二十七条 属ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス。

第三十四条 各府県ニ視学官ヲ置キ学務部長タル書記官ヲ以テ之ニ充ツ。視学官ハ知事ノ命ヲ承ケ学事ノ視察ヲ掌ル。

これを受け、香川県では早速同日付で県庁機構を改編し、新たに知事官房、内務部、学務部、警察部を設置し、学務部には学務課・社会課・社寺兵事課を置いた。これに先立つ5月26日の郡市長会での浅利三朗知事の訓示によれば、「蓋シ郡長ノ廃止ハ地方制度ノ改正ト共ニ實ニ我國地方行政組織上一大变革ナリト言フヘク是ニ依リテ町村ノ監督ヲ二次制ニ改メ従来郡長ノ管掌ニ属シタル事務ハ事ノ軽重ト其ノ性質トニ稽ヘ其ノ一部ハ之ヲ町村ニ委ネ町村時期機能ノ拡張ヲ講スルト共ニ併テ國費及地方費ノ節減ヲ図リ以テ國民負担ノ軽減ヲ期セムトスルニ在リ」と述べるとともに、「國民大多数ヲ対象トシ且ツ最モ基礎的ナル初等教育ノ充実完備ト一般青年教育ノ徹底ヲ図ルハ刻下ノ急務ト謂ハサルヘカラス政府当局茲ニ觀ル所アリ今回小学校令ヲ改正シ従来尋常小学校ニ於ケル教育ノ復習の教授ノ感アリシ高等小学校ノ課程ヲ改善シ其ノ内容ヲ國民生活ニ剴切ナラシムルノ目的ヲ以テ農業商業工業等各土地ノ情況ニ応シタル職業科目ヲ必修セシメ且ツ学科担任制ヲ加味シテ教授ヲ徹底セシメムコトヲ期シ以テ高等小学校ニ新生命ヲ齎シ一面義務教育年限延長ニ等シキ実果ヲ収メムコトヲ期セリ」とあり、初等教育並びに青年教育の充実を図ろうとしていることが分かる。そして郡長廃止前後措置に関する指示事項には「郡長ノ廃止後ハ原則トシテ之ニ代ルヘキ中間機関ヲ設置セス縣廳ニ相当數ノ奏任官判任官其ノ他待遇職員等ヲ増員シテ郡長廃止ニ依リ増加スヘキ縣廳ノ事務ヲ処理セシメラルヘキコト」として、郡制廃止に伴い郡役所職員57名を県に帰属させた。その後、昭和3年(1928)3月9日には、地方官制の改正により、それまで地方事務官が併任していた府県の視学官について、各府県に初めて専任の視学官1名が任命されることとなり、香川県では公立高等学校教諭角南元が県視学官に就任した。そして翌4年3月1日には「学事観察規程」(香川県訓令第5号)を定めて、「視察ハ学務部長学務課長視学官県視学之ニ當ル外学事視察委員ヲ設置シ之ニ當ラシム」とし、随時視察を行うことになった(174)。

3) 郡制廃止に伴う善後措置と教育関係諸団体の変容

郡及び郡長は、明治11年(1878)7月の郡区町村編制法によって設置され、府県と町村の中間に位置し、政府による町村支配の拠点として地方行政上重要な位置を占め、基本的には地方名望家として町村を監督させるために設けられた府県庁の出先機関であった。当時、政府は地方名望家を郡長に任用することによって、府県知事の下部統治機構内に組み込み、彼らの支配力と郷土連帯感を利用して郡長と地方名望家層との結合をはかり、それを通じて町村戸長を郡長の下部機関として位置づけることで町村統治を行い、人心収攬と体制の安定を図ろうと企図したのである。明治23年(1890)の郡制では郡の執行機関は郡長であり、議決機関は郡会と郡参事会であったが、郡長の主な職務は、徴税、徴兵など地方行財政に関する中央集権的国家政策を強行することにあつた(175)。

郡役所のうち郡長(奏任官)は、「郡ヲ統轄シ郡ヲ代表」して郡に固有の事務を行うほか、郡内町村長を指揮監督した。郡長のもとには郡書記(判任官)が置かれて庶務を分担し、郡視学は「学事視察其ノ他学事ニ関スル庶務」に従事した。郡長には教育行政権が与えられ、明治23年の郡制改正と同年10月の第二次小学校令によって郡に郡視学を設置することになり、明治33年(1900)4月には各郡に1名の郡視学を地方費により必置されることとなった。大正9年(1920)10月1日に実施された第1回国勢調査によれば、香川県には郡視学として大川郡に野崎芳太郎、木田郡に吉野浅吉、小豆郡に三木常吉、香川郡に平田三郎、仲多度郡に小野磯八、三豊郡に大西俊平が置かれていたことが分かる。しかし、これら郡吏員に対する懲戒権はすべて県知事が有しており、郡を府県に一元化しても差し支えない状態になっていたため、大正15年7月の郡制廃止に伴い、郡長も郡視学も廃止され、その事務はすべて県庁に移管されたのである。

郡の財政は、郡には課税権がなく、歳入の多くを町村の分賦金に依存していたが、その事業量の増大に応じて膨張し、大正6年度(1917)になると土木費を抑えて教育費が第一位となった。教育費は、郡立実科高等女学校(三豊実科高等女学校・大川実科高等女学校・木田実科高等女学校)、実業学校(香川郡立実業学校)、農業学校(香川郡立農業学校・綾歌郡立農業学校)、商業学校(綾歌郡立商業学校)、小学校教員養成所、社会教育(香川県教育会図書館、通俗教育)などの費用に要するものであった。例えば、大正9年(1920)の『郡制ニ関スル参考書』によれば、香川県における郡の主な事業は、甲種実業学校1校・乙種実業学校3校・実科高等女学校3校・教員養成所4校・図書館及巡回文庫1ヶ所・産業技術員38人・造林157町歩・農事試験場2ヶ所・郡道197里・公会堂4ヶ所であった。また、香川県内7郡の郡費総額は385,946円で、1郡当たり55,135円であった。香川県は、「従来郡事業ニシテ府県ニ移シタルモノ」として栗島航海学校・木田郡立農学校・小豆郡工業試験場を、「従来郡事業ニシテ廃絶(事業完成)シタルモノ」として教員養成所2・産婆看護婦養成所3を、「従来郡事業ニシテ廃絶(事業完成セサルモノ)シタルモノ」として大川郡農事試験場・同郡立病院を、「従来郡事業ニシテ国へ寄附シタルモノ及農会教育会其ノ他へ移シタルモノ」として仲多度郡農事試験場(郡農会へ)・綾歌郡模範農場(郡農会へ)・香川郡産婆看護婦養成所(医師会へ)をそれぞれ挙げている。「郡制廃止ノ結果現在郡事業ヲ継承スル為府県、町村組合又ハ町村ノ経費増加見込額調」では、香川県は府県費が91,620円、町村組合費が215,670円、町村費が27,680円になると回答している。また、「郡制廃止後ニ於ケル郡ノ廃合ニ関スル見込調」では、「木田、香川郡ヲ併合、綾歌、仲多度郡ヲ併合」して、郡役所7つを2つ減じて5つとするとしている(176)。

①大正15年の郡役所の廃止に伴う善後措置・・・香川県では前年4月に郡役所廃止善後処置調査会を設置して、内務部長を中心に善後策を検討し、大正15年6月の臨時県会において浅利三朗知事は「郡役所は町村の第一次の指導監督官庁として多年の歴史を持ち、我が国の地方自治の発達・促進に貢献するところ、少なからざりしことは、いまさら言うを要さないところである。しかして、時勢の進運に伴い、ますます町村自治権の拡充を図り、自治的自覚を向上せしめ、かつ処務の敏活簡捷と経費の節減とを期するために、ここに県との間における中間監督機関の廃止を見るにいたつたのであるが、このことたる、実に地方行政組織上の一大革新を来すものである」と述べ、「それゆえに、廃止の善後措置について最も周到なる用意をなし、もつて遺憾なきを期さなければならぬと考える。しかして、この郡役所廃止後、県に移管すべき事務処理などのために要する経費は、政府の方針によると、従来の郡役所費の半額以内において処弁しなければならなくなった。すなわち、郡役所の廃止後、県に増置すべき職員も、従来、郡役所に勤務する者の約半数、すなわち属40人、視学4人、技手7人、雇8人として、その費用は庁内諸費のうち4万7329円を追加計上した。そのほか、従来、郡長の所管であった徴発・召集に関する事務は、警察署長の取り扱いに移されたゆえに、さらに巡查7人を増加いたして警察署に配置するのである」とし、郡役所廃止関係の臨時費として「県庁に転任する者の転任旅費、書類帳簿やそのほかの物件の臨時運搬費、庁内における臨時設備品費、各部課の配置上の関係から電話設備の改善費、仮

事務所の設備費などに加え、さきに申し上げた特別賜金をはじめとする各種費用を合計すると、郡役所廃止に伴う善後費として8万8千余円を計上したのである」と説明している。

続く三浦實生知事も、具体的な善後措置として「教育上の施策で、従来でやっていたもののうち、いくつかは教育会に移した。中等教員の講習、体育奨励の事務、町村図書館の助成などがそれである」とし、「これまで県が実施していた中学校教員の修養的施策、また中学校の体育運動の奨励は、それをやるに最も適している教育会があるので、これに補助を与えてやらせるという趣旨で、体育奨励費の一部を教育会の補助とし増額している。ただ教練については、軍部との連絡や其の外を統一する必要があるので、県を主体として実施することにし、残したのである」と説明している(177)。

②小学校長の職務権限と小学校長会・・・郡制廃止による諸方面への影響については、これまで郡長及び郡視学は小学校及び教員の直接監督者として県知事への教員人事の内申権という職権を基に、郡内町村立小学校に大きな影響力を持っていたが、郡役所廃止による地方行政改編はこれまでの教育行政の力学や小学校長の職務権限のあり方にまで変容をもたらした。第一に、教員の内申権が校長に移ったことで校長の権限が強化され、校長が学校内の行政的役割を担うことにつながり、教育的指導者としての校長像が変容を被ることとなった。第二に、全県レベルの校長会が組織され、それらの組織を通じて県の指導方針が直接伝達されて各学校の経営に直接反映されるようになるなど、教育行政と学校経営との関係が変更される画期ともなった。つまり、郡役所廃止は学校経営史上、二つの側面を備えていたといえる。一つは、郡長の権限が府県知事と小学校長とに分割して配分されたことから、校長権限を強めたという側面であり、もう一つは郡という中間支配が廃されたことで、府県による効率的な支配が徹底されて学校経営の画一化が促進されたという側面である。要するに郡役所廃止の持つ意義は、県への監督機能の一元化という行政制度上の改革をもたらすとともに、小学校長に郡長や郡視学の機能が部分的に配分されて、学校経営の責任主体としての権限が強化されて小学校指導体制の体系化が図られるなど、県当局の統制が各学校に一律に及ぼされる契機となったのである。

郡役所廃止に伴い、大正15年6月30日に改正された小学校令では、郡長の小学校監督権はすべて府県知事に移り、郡長が有していた小学校教員進退の内申権も自然消滅のかたちとなった。しかし、教員の内申権に関しては、各県レベルで様々な対応がなされたが、昭和2年2月19日付の『教育週報』に掲載された全国町村会の調査からみると、(1)校長は知事(長官)独裁、教員も知事独裁型、(2)校長は知事独裁、教員は町村長申請型、(3)校長は知事独裁、教員は校長意見上申型、(4)校長は知事独裁、教員は校長内申型、(5)校長は知事独裁、教員は校長内申を一部認めるほかは知事独裁型、(6)県令規定・内規もなし型に分けられ、香川県はそのうち(4)型であったとされる(178)。郡長や郡視学の権限が府県に移管されると、各地域や各学校の掌握がこれまで以上に困難となり、教員の進退内申や教授状況の監督などは実質的に校長が肩代わりせざるを得なくなったため、校長は「小学校における郡視学の心得にて、或は又郡長の心得を以て」職務にあたるべく期待された。郡内校長・教員の監督を補佐してきた郡視学は、郡役所廃止に伴い半数が県視学に移管されたが、その代わりに小学校長に所属職員の内申権を与えて郡視学の機能を代行させた。また郡役所廃止を機に全県レベルの校長会が招集されるようになり、県当局によって招集された校長会議では、かつての郡視学会議のように県当局の指示や注意が直接校長に伝えられた。つまり小学校長は、それまでの郡視学の役割を部分的に担うことにより准官吏化し、府県の意向を直接学校に反映すべく、県教育行政の補完機関として官僚制機構の末端に位置付けられたといえる。香川県では大正15年に県小学校長会が結成され(『香川県教育会雑誌』)、さらに昭和2年(1927)12月28日の「市町村立小学校長及教員名称及待遇中改正」(勅令第372号)により、小学校長の奏任官待遇の枠が広げられ、有力校長を通じて各郡市校長会・教育会を掌握する体制も調えられた。こうして郡役所廃止から県への教育行政機能の集中という一連の動きは、小学校長の地方教育行政への関与の度合いを強めさせていたのである(179)。

③香川県教育会・・・地方教育会は、行政と教育現場との中間にあつて、行政の策定した教育政策を地方の実態に即して実施するための緩衝弁として重要な機能を担ってきた。地方教育会は、県学務課員、師範学校教員、地方名望家、教員から構成され、その主たる機能には教育情報による啓蒙普及・職能開発に関わる側面(教育情報回路としての機能)と、教育による国民統制を促進する側面(教育統制機能)とがあった。特に大正15年7月の地方官制の改正によって郡役所・郡長廃止以降、県学務当局の台頭を背景に教員統制の基盤となっていくとともに、教育行政機関が補い得ない業務の代替や問題処理に向けて、地方教育会の組織や機能が変化して、郡市レベルの小学校長会が国家の政策を積極的に担うようになった。郡制廃止は地方教育会の一つの課題であったが、「郡教育会の財政的基盤を掘り崩すものではなかった」が、「郡視学の県への引き上げは、(中略)県による中央集権的な教育行政の端緒」となった。例えば、郡役所廃止前後の香川県教育会の財政状況は、大正15年度の予算規模は19,058,600円であったのが、翌昭和2年度から同7年度まではそれより以上の金額となっており、廃止された郡補助金分を県補助金と各町村からの寄附金などによ

って埋め合わされたものと考えられる。地方教育会の郡制廃止後の問題点として、第一に郡視学の廃止に伴う地方の実情に即した教育行政の展開が困難になることに対する危惧、第二に郡役所廃止により郡役所内に置かれていた教育会郡部会事務所の閉鎖や郡視学の県への引上げなど郡部会の活動の停滞、第三に郡部会の機能低下による教育の画一化や世論形成機能の低下などが危惧され、地域の教育を振興するための中間団体としての地方教育会の存続が不可欠であったことである(180)。

郡制廃止によって香川県教育会の郡市部会と小学校長会との関係が、どのように変容していったかを具体的に見てみる。香川県教育会では、大正14年(1925)11月に商議員会を開いて「郡役所廃止ニ伴ヒ各郡市部会事務処理法調査」について決議して郡廃止の善後策を議論するとともに、当該年の大正15年には知事に対して「県下小学校長会ヲカイサイセラレタキコト」と県を挙げてこの問題に取り組むよう建議している。そして昭和2年9月30日より2日間、県教育会の主催で県下小学校長会を開催して諸課題について研究協議を行っている。

④香川県教育会郡市部会…郡制廃止後の郡市部会における役員改選や取り扱う事業内容の変化について、大川郡部会では会長は間島馬二(大川中学校長)がそのまま務めたが、副会長は多田善樹(郡視学)から野崎芳太郎(小学校長会長)に代わり、以後副会長ポストは小学校長会長が務めている。新しい事業として大正15年7月1日に『大川郡部会報』創刊号を発行するとともに、昭和2年4月には『大川郡誌』を出版し、同年2月15日より26日まで、富田・三本松・津田の小学校において各2日間ずつ、郡内児童成績品教員研究物其他参考品の展覧会を、昭和4年6月には第1回郡内中小学校連絡会を開催(年1回)するなど郡部会を通じた教育機能の維持強化に努めてしている。木田郡部会では代々会長は郡長、副会長は郡視学が務めてきたが、会長は岡坂謙三(議員)に、副会長は大西郁二郎(郡視学)から吉野浅吉(牟礼尋常高等小学校長)に代わり、以後尋常高等小学校長が務めた。事務所は木田郡平井町の郡役所内(現池戸公民館)に置いていたが、郡制廃止後は副会長の所在地に、昭和11年4月1日以後は小学校長会長(第一種教務研究会長)の所在地に置かれた。木田郡部会規則第3条によれば「当部会ノ事務所ハ木田郡小学校長会長所在地ニ置ク」となっている。郡役所廃止後の図書館(蔵書1700冊)処分の件について熟慮した結果、昭和4年3月には木田農学校に管理及び利用を委嘱するとともに同校内に移転した。昭和2年7月には郡誌編纂について協議し、町村長同僚会、木田郡記念協会、郡内小学校長の協賛を得てその編纂を郡部会に委嘱し、同15年1月に『木田郡誌』を発行している。小豆郡部会では会長は大森貞資(元郡長)が務め、事務所は大正12年4月以降、郡役所から土庄町各種団体事務所内に移され、昭和8年4月からは淵崎尋常高等小学校内、同11年4月からは草壁尋常高等小学校内に置かれた。大正4年創設の図書館は事務所の移転と同じくした。『小豆郡誌第一続編』を昭和4年から調査を始めて、同11年3月に完成し発行した。香川郡部会では河部辰次郎(郡長兼部会長)が「郡役所廃止後の社会教育発展と農村教育振興及び地方改良の実を挙げるには、香川郡教育部会と香川郡地方改良協会とを合併し、その組織を社団法人に改めて機構を改良して組織の拡大強化を図り、従来の欠陥を改革し国民生活をに適切緊急な教化活動を行い、大いに国家社会のために貢献する必要がある」ことを提唱し、7万2千人の郡民に呼びかけて熱心にその賛同を求めた結果、同年6月19日に文部大臣から社団法人設立の認可が許可され、同年6月25日に社団法人香川県教育会香川郡部会が発足し、初代会長には久保榮吉(郡小学校長会長)が就任した。郡制廃止により郡立図書館が香川郡部会の運営に復し、大正2年以来香川郡の事業であった育英事業も、香川郡部会がこれを継承し、昭和6年まで継続実行した。郡教育の発展向上を図るために、昭和6年には補習教育展覧会を開催するとともに、同8年から同11年まで青年学校研究会も開催している。また、昭和8年5月には香川郡校長会の建議を容れて郡誌の編纂作業を行い、同19年12月に青井常太郎編『讃岐香川郡誌』を発行している。綾歌郡部会では事務所が綾歌郡部会会則第1条に「事務所ヲ坂出町ニ置ク」と定められていたが、綾歌郡役所から坂出尋常高等小学校、続いて西部尋常高等小学校に移るなど、坂出町内の会長・副会長の勤務場所に伴って移動している。高松市教育部会では会長は西本政次郎(実業家・市会議員)、副会長は森田惣吉(市学務課長兼視学)がそのまま務めたが、事務所は私立高松中央幼稚園から大正15年6月に高松市役所学務課内に移転している。事業として昭和3年3月に『史傳・名勝・文学讃岐の誇』、同6年3月には『先賢餘光』という郷土関係本を発行している。丸亀市教育部会では会長は入江俊輔(実業家のち市長)、副会長は藤野三郎・大河内秀夫・永井愛太郎(郡視学を経て城坤尋常高等小学校長・丸亀商業学校長)が務めた。事務所は丸亀市役所学務課内に書記1名を置き、常任幹事の市内中学校長が事務の一部分掌した。事業として昭和5年4月に図書館を建設している。

⑤全体として…これらを要約すると、大正15年(1926)の地方官制改正を契機に、県学務当局としては郡役所廃止後の新たな各学校に対する一元的な監督指導体制を築き、中央の教育政策が直接的に各学校に浸透することが可能となったが、同時に郡行政が果たしてきた機能を代替する体制づくりという課題が県に突き付けられることとなった。そこで学務当局は、行政基盤強化の一環として県教育会の存在を重視するようになったのである。香川県教育会では、郡

市部会において、(1) 香川郡部会が明治37年の香川県教育会に続いて社団法人化したほかはそのままの組織体を残して継続したこと、(2) 会長が郡長からそれ以外の中学校長や議員・小学校長会長などに、副会長は郡視学から小学校長会長などに代わったこと。併せて事務所も郡役所から事務局担当の小学校長会長所在地などに移転していること、ただし、市部会においては会長は実業家、副会長は市学務課長・小学校長などが務め、事務所も市役所学務課内に置かれたこと、(3) 郡単位の教育展覧会や研究会を実施していること、(4) 郡廃止に伴って郡誌の編纂発行を行っていること、などである。総じて県教育会や郡市教育会の役員に郡視学に代わって小学校長会長などが選任されるなど、地方教育行政機構の中にしっかりと小学校長が位置づけられるようになったことが注目される(181)。

2 教育の地方化・実際化と郷土教育

1) 郷土教授に関する照会と郷土教育の実際に関する調査

昭和に入ると、文部省は郷土教育に対して関心を示し、昭和2年(1927)8月3日付で文部省普通学務局長名により各高等師範学校及び師範学校の附属小学校と各府県の郷土教授実践校に対して「郷土教授ニ関スル件」の照会を發した。照会内容は「一、特ニ時間ヲ設ケテ郷土教授ヲナス場合、其ノ學年、時数、教授要項等(具体的ノ教材ヲ添付スルコト)。二、教授時間外ニ於テ郷土愛好ノ念ヲ養成スル為ニ施設セル事項(郷土史料ノ展覧、校外教授、年中行事等)、其ノ學年、時期(具体的施設要項添付ノコト)。三、郷土教育ニ関スル意見。四、其他之ニ関スル事項」の4点であった。全国の附属小学校のほとんど全部から報告があり、各府県からも数校ないし10数校の報告書が提出されて、その数は約500校であった。これらの報告書によれば、教授時間については、郷土科あるいは郷土研究、郷土地理、直観科などの名称を付して特別の時間を設けているものは比較的少なく、府県教育会あるいはその地方の教育会などで編纂された郷土読本や、その学校が郷土を中心として用いた郷土帳というノートを作らせて郷土研究の結果を記入させたものであった。その時間も区々で大抵は1学年を通じて7、8時間ないし10数時間で、それを学年初め又は3学期に行っているものが相当多かった。従って教授する材料は、郷土誌及び郷土地理に関するものを採用するところが多く、郷土の産業政治などに関するものを採っているところは少なかった。また、教授時間外の活動では、郷土史料の展覧会を催すこと、郷土室を作っていること、郷土の歴史地理などを知らせるために郊外教授を行うこと、町の祭日その他の記念日等の機会を利用して郷土に関する講話を行うこと、郷土出身の名士講演などで、なかには郷土遠足、郷土学芸会など学校の行事を郷土と結び付けたものもあった。さらに郷土教育に対する意見では、郷土を知らしむる教育即ち郷土教授、郷土に即せる教育、郷土による教育、教育の郷土化、各教科の郷土化、郷土人の教育、よき郷土建設のための教育などいろいろな意味に解釈していたが、一般には郷土を理解させるための教育と考えている学校が多かった。郷土教授実施校に共通しているのは、いずれも郷土觀念の附与、郷土意識の培養、郷土愛の覚醒という観点に立ち、これに相応する郷土科、郷土室の施設、郷土読本の編纂、郷土調査、郷土遠足、各科郷土化等を実施している点にあった。文部省が、同5年度(1930)から2年間にわたる各師範学校に対する郷土研究施設費交付や、同6年度の師範学校規程中改正など郷土教育推進の方向性を明確に打ち出した結果、我が国教育界に郷土教育が全国的に興隆することとなった(182)。

昭和2年の文部省の「郷土教授ニ関スル件」についての照会に続いて、東京帝国大学文学部教育学研究室では同照会に対する報告書を提出した学校等計433校に対して、実地調査と質問紙調査を行った。実地調査は、全国から郷土教育を実施している学校のうち代表的と考えられる11校を選んで、3名の調査研究者が分担して訪問して実施した。一方、実地調査を実施することができなかった学校については、郷土教育の実態を明らかにするための質問紙調査を昭和6年(1931)12月28日付で發送し、翌年1月15日までの返送を依頼した。調査対象は、全国師範学校附属小学校104校、昭和2年の文部省による郷土教育実施状況調査に報告書を提出した小学校の内から107校、その他郷土教育について特に実践が顕著な小学校161校、他各府県から71校の総計443校であった。質問項目は、「一、郷土教育開始理由。二、郷土教育開始年月日。三、郷土の範圍の把握。四、郷土教育の実際」の4項目で、「四、郷土教育の実際」では、(1)各教科目における郷土教育(教科目の内容、趣旨、方法、開始期日、実施学年、時期、時数等の大略)、(2)郷土教育施設(郷土科、郷土読本、郷土史談、郷土地理書、郷土雑誌、郷土室、郷土博物館、郷土調査、郷土研究、郷土講話、郷土修身、郷土偉人講話、郷土修養会、郷土出身者講演会、郷土遠足、郷土見学、揭示教育、郷土新聞、郷土日、郷土愛護日、郷土奉仕日、郷土週間、郷土行事、郷土曆、郷土学芸会、郷土展覧会、郷土遊戯、郷土カルタ、郷土双六、郷土会館、郷土記念館、郷土偉人祭祀、郷土神社参拝、郷土寺院参詣)について調査した。回答学校は48校で回収率10.8%であった。そのうち郷土教育の開始年次については、大正新教育運動の時期から徐々に増

加し、昭和5年になると急増して、同6年と合わせると約4割を占めた。郷土科としての郷土教育を実施している学校は11校あり、郷土を中心とした総合的全一的学習を行う総合教科としての郷土科を特設している学校として香川県女子師範学校附属小学校と綾歌郡坂本尋常小学校の2校が挙げられている。何れも昭和5、6年度より開始していることから、郷土教育運動の産物であると考えられ、児童の日常生活に密接な関係を持ち、然かも生きた教材である郷土の事象を中心として総合的全一的な学習をさせようとするもので、従来の郷土科とは異なった新しい意義を持っている、と評価されている。坂本尋常小学校では、郷土科教材配当表を作製して、1、2年は自然的、3年は直観科的、4年は郷土地理歴史科的、5、6年は総合科的内容として、各学年毎週の学習題目を定め、これに基づいて教授が行われていた。郷土に関する教科書である郷土読本についても、使用している学年は上級が多いが、坂本尋常小学校のように毎週2時間と時間配当を定めている学校は極めて少なかった。調査した研究室では、これらの調査結果を郷土教育の目的別に、①方法的見地からの郷土教育（郷土を直観教授に用いる「方法原理」）、②郷土理解のための郷土教育（客観的な「郷土理解」）、③郷土愛滋養のための郷土教育（主情的な「郷土愛涵養」）、④児童の生活乃至は体験の立場からの郷土教育（児童中心の「生活教育」）の4つに分類したところ、①は少なく、②が33校と最も多く、郷土教育実施校の約58%に達していたことが分かった。農村部では郷土の発展改良のための郷土理解とするもので、そのため郷土の範囲を市町村や一地方に限定する傾向が見られた。例えば、坂本尋常小学校では「児童をして自己の郷土をよりよく認証せしめ現在の郷土の上によりよき新興教育を再構成せしむる為」と、郷土の発展改良という見地から郷土の理解を力説して、それを郷土教育の根拠としている。次に多かったのは③で、愛国心の育成や郷土の開発のために愛郷心を育成しようとしたため、郷土の範囲を市町村に限定するものは少なく、地方から国家へと拡張しながら主情的な生活領域として捉える傾向が見られた。

このように昭和2年の文部省による「郷土教授ニ関スル件」の照会や、同6年の東京帝国大学文学部教育学研究室による「郷土教育の実際に関する調査」、同4年の「土及び郷土を愛する精神」の涵養を眼目とする『農村用高等小学校読本』の編纂、師範学校長会議を招集して郷土室の設置と郷土調査の必要性を説くとともに、各地区ごとに文部省主催の県視学対象「郷土教育講習会」の開催及び各府県当局への「郷土教育講習会」の開催指示、同5年の文部省による「師範学校に対する郷土研究施設費の交付」や、同7年の「郷土教育講習会」等の開催などを通じて、政府も国家的事業として郷土教育を奨励するようになってきた。ちょうどこの頃、民間でも郷土教育に関する論議や報告が盛んとなり、昭和5年11月の帝国教育会主催全国聯合小学校教員総会において郷土教育の問題が協議せられたのを契機として、同時期から雑誌『郷土』が発刊され、同6年1月には雑誌『教育研究』が郷土教育特別号として編輯されるなどしている。香川県では丸亀の城乾小学校で永井愛太郎校長が郷土読本が編み、城北小学校でも昭和3年に弥上秀雄訓導が『城北小学校郷土読本』を編集して郷土教育のテキストとして5年生に使用するとともに、同年11月には同校において御大礼奉祝と学校創立41周年記念を兼ねた郷土教育展覧会が開催され、北は樺太公立大泊校から南は台湾高雄第二尋常高等小学校までの県外30校、県内22校が参加する大規模な展覧会となっている。また、香川県女子師範学校や郷土研究会が編集した『讃岐芸文読本』や『讃岐郷土読本』も、それぞれ同8、9年に刊行されている（183）。

2) 教育の地方化・実際化への教育動向と諸政策

①教育の地方化・実際化への動き

昭和初期の香川では、昭和2年（1927）の金融恐慌、同4年の世界恐慌に巻き込まれ、同5年から同9年にかけては農業不況が続き、加えて不況下による経済困窮や教育費の削減もあって、欠食児童の続出や学級整理、教員給与の減俸問題などの教育困難な状況が起こっていた。例えば、農村経済の窮迫を反映して不就学児童数が昭和元年に551名であったのに対して、同2年には814名と急増したため（『香川県学事年報』）、同3年には「学齢児童修学奨励規程」による補助金を交付するなどの財政的対策を講じた。また、生活困窮から欠食児童が現れ、昭和7年8月の県下の欠食児童数は1,753人、そのうち貧困による栄養不良854人と発表された。このような欠食児童の問題は教育問題から社会問題となり、香川県では小学校長に対して、これら欠食児童に金ではなく、銭食物を供与するよう注意を与えている。そこで同7年より「学校給食実施ノ趣旨徹底方並学校給食施設方法」による臨時学校給食を行い、県下の欠食児童に対して食費を給与して、疲弊窮迫した農村漁村及び商工都市の欠食児童、栄養不良児を救済しようとした。それにもかかわらず、給食実施が十分でない市町村があり、同8年1月21日には県学務部長名で各市町村長と小学校長宛てに「学校給食実施促進に関する通牒」を出して、児童の保健、栄養などの改善に努めるよう督促している。また、

『四国民報』では「小学校教員受難時代、到る所で減俸、整理、新学年を控へ大問題」（昭和6年）や「教員給不払町村七百二ヶ町村に上る、支払延期一万一千余、教員身分保障必要」（昭和7年）と題して、小学校教員の受難は国民教育に及ぼす影響の甚大で、教員の生活安定を期することがまず緊要な問題であると指摘している。さらに現職教員にとどまらず、その養成機関である香川県師範学校の生徒募集人員の減少にも及び、昭和6年から同11年まで学級減が続いていた（184）。

このような教育状況を打開するために、これまでの知識偏重で画一的・形式的な教育の弊害を打破して、都市農村等の情態及び環境に応じた教育や国民生活の実際に適した教育を進める「教育の地方化・実際化」への主張が高まってきた。これらの主張は明治末期から大正初期の「教育の郷土化」への動きの中にも見られたが、大正末期から昭和初期の教育的課題は、中等諸学校への進学急増に対応した中等教育の見直しと画一的教育・知識偏重教育の打破であった、すなわち、中学校や師範学校卒業後、直ちに職に就いていく者たちのために中等教育を改善することと、知識偏重で専門的・学問的知識に偏り過ぎる教育内容や画一的な教育制度、カリキュラムの改正をめざしたのである。特に教育内容に関しては、「国民生活ノ実際」に根ざした内容とそのための地方化が叫ばれ、「日常生活ニ於ケル経験」に具体的事例を求めて自分たちの生活に根ざし、また生活に活かせる教育の再構成をめざしていた。そこで大正14年（1925）3月25日の衆議院各会派により提唱された「国民教育ノ根本的革新ニ関スル建議」や、同年10月4日に党議決定された立憲政友会の「教育政策綱領」を発端として具体的な検討と政策化が進み、「教育の地方化・実際化」の実現をめざした郷土教育関係諸政策が昭和2年～同6年（1927～31）にかけて実施されていったのである。

昭和2年5月、田中義一首相と香川県出身の三土忠造文相は、大正14年10月4日に党議決定された立憲政友会の「教育政策綱領」を受けて、教育制度改善の基本方針として形式・画一教育の是正、「教育の実際化」を大きく掲げて、その改革に着手した。具体的改善策として掲げられたのは、（1）画一の弊を打破し、都市農村等の環境に応じ適切なる教育を為すこと、（2）多岐形式の学弊を廃し、国民の実際生活に適したる教授を行はしむること、（3）精神教育に重きを置き、人格品性の向上を図り、特に皇室国家に対する観念を涵養するが為の力を尽くすこと、（4）憲政自治に関する教養を深くし、公民的訓練に留意すること、（5）産業に関する理解を進め、之を尊重力行する風尚を養ふこと、であった。そして昭和2年5月16日の全国連合教育会大会において田中首相は、「教育の実際化を図り、形式画一の弊を改め教育を大にして正気あらしめ益々其効果を増大ならしむること」が「時代に順応すべき教育改善の規準となるべき」と強調し、さらに水野錬太郎文部大臣は、同年6月29日に開催された地方長官会議の訓示で、「学校教育ノ実際化」として「教授事項ヲ適當ニ整理按排スル」こと、「各学校ノ教授要目及教科書ニ対シテモ改正刷新ヲ加へ」ること、「教員養成ノ施設ニ關シ適當ナル改善ヲ行ハンコト」の3点を挙げている。これを受けて香川県でも、昭和5年の「高松市高松高等小学校教育施設系統案」の教授の主義には、「特ニ実業教材ニ於ケル実際化ニ勉ム」とある。

こうした教育動向を踏まえて、文部省では昭和2年の全国師範学校附属小学校等を中心に実施した「郷土教授ニ関スル件」の照会を皮切りに、同3、4年の『農村用高等小学校読本』の刊行、同5、6年には「郷土研究施設費」の交付、同6年には中学校の公民科への「我が郷土」の導入や、師範学校の地理科において「地方研究」を導入する教授要目の改正、同7年に「郷土教育資料の陳列と講話」の実施、同7年～12年に「郷土教育講習会」の開催、そして同10年～14年の『綜合郷土研究』の編纂など、郷土教育に関わる諸施策を次々と実施していったのである。すなわち、それまでの小学校を中心とした施策から、昭和初期には主に中等学校、師範学校を中心に、その内容も読本の郷土科、関係施設の充実、教育内容の改正、講習会の実施、そして郷土教育を支える郷土研究方法の確立というように多様化していったといえる。つまり、それまでの郷土教育がいわば局所的で特別な郷土教育であったとするなら、昭和初期の郷土教育は、昭和5年1月に刀江書院社主の尾高豊作と文部省囑託の人文地理学者小田内通敏とが中心となって郷土教育連盟が結成されるなどして、官民ともに取り組む全国的に一般化された郷土教育になったと位置付けられる（185）。

②中等教育改革と公民科への「我が郷土」の導入

大正後半期以降、中等教育への進学希望者が増大の一途をたどる一方で、中等学校の増設や規模拡大がこれに即応し得なかったことや学校数の増加に伴う学校格差の発生とによって、入学試験競争が激しくなり社会問題化してきたため、文部省は昭和初期から入学者選抜制度や新学科目の設定などの中等教育改革を行った。文政審議会の答申に基づき、大正14年（1925）4月には陸軍現役将校学校配属令が制定され、大学を除く官公立の中等以上の学校（大学と私立学校は申し出により配属される）に必ず陸軍現役将校が配属されて学校教練の指導に当たることになった。教練は必修科目の体操の中に位置付けられ、学校教練の有無は卒業者の徴兵猶予や兵役期間の短縮などの恩典の有無に結果したの

で、全ての大学及び中等以上の私立学校でも配属将校を受け入れることとなった。また、昭和4年（1929）の文政審議会答申「中学校教育改善方針」によって同6年1月10日には中学校令施行規則と中学校教授要目が全面改正され、中学校は第一種（卒業後に主として実生活に入る者のため）、第二種（卒業後に主として上級学校へ進学する者のため）の2つの異なった課程を設けるとともに、「公民科」「作業科」「理科」などの新設学科目が設けられ、「公民科」では「国民ノ政治生活、経済生活並ニ社会生活ヲ完ウスルニ足ルベキ知徳」「遵法ノ精神」「公共ノ為ニ奉仕シ協同シテ事ニ当ルノ気風」などを涵養して「立憲自治ノ民タルノ素地」を育成する学科目とされた。文部省は、これによって中学校を国民的中等教育の中核的機関に改革しようとしたのである。同7年2月19日には高等女学校令施行規則中改正も行われ、新しく公民科を加えて中学校教授要目と同文の趣旨が示されて郷土教育的傾向を強めるなど、文部省の郷土教育に関する施策の重点が中等教育に置かれるようになった。中学校公民科の教授要目を作成するに当たっては、大正13年に制定された実業補習学校の「公民科教授要綱」がモデルとされ、農村部、都市部のそれぞれの地方に応じて編成され、農村部では第1学年に「我が郷土」が設けられ、教授要目として「我が郷土」と「愛郷ト愛国」の2つで構成された。すなわち、中学校公民科の教授要目では「教材中我が家、我が郷土、我が府県、我が国家等ノ題目ヲ選ビタルハ生徒ノ親熟シタル日常生活ノ事項トシテ之ヲ取扱ハンガ為ナリ」といい、「我が郷土ヲ教授スル際愛郷心愛国ノ事ニ説及フヘシ」と教授上の注意を述べている。さらに歴史の国史に関する注意事項の4には「国史ノ教材中其ノ地方ニ関係深キモノハ稍詳ニ之ヲ教授スヘシ」とあり、地理の注意事項5にも「学校所在府県及ヒ之ト密接ノ関係アル地ニ就テハ特ニ詳細ニ教授スヘシ」と記されている。中学校公民科は第4、5学年に設けられ週2時間とされ、第4学年の地方自治の題目中に「我が郷土」が課せられた。中学校卒業生の大部分は卒業後直ちに就職する状況にもかかわらず、旧来通り上級学校へ進学する者のための準備教育的な色彩が強く、人格の修養の点で問題視されていた。こうした状況を打開するため、中学教育を「実生活」、そして「地方ノ実情」に「適切ナラシメン」がために、中学教育の画一打破、地方化、実際化をめざした中等教育改革が実行されたのである（186）。

日本において公民教育への意向が見られたのは、明治23年（1890）から実業補習学校において職業教育に付随して「公民トシテ心得ヘキ事項」を教えようとした時からである。その起因は、市町村制において地方自治の振興・発展のために市町村民公民として必要な知識・道徳を授ける教育（公民教育）の普及徹底を図るという実際生活からの要求と、欧米における公民教育の隆盛とその紹介にあった。実業補習学校は、初等教育終了後、ただちに実務に従事する勤労青少年のための主要な教育機関であったが、こうした新しい事態に直面した文部省は、大正9年（1920）に「実業補習学校規程」（文部省令第32号）を改正し、実業補習学校の目的をそれ以前の「職業教育及び普通教育の補習」から「職業教育及び公民教育」に変更して、「実業補習学校ニ於テハ適当ナル学科目ニ於テ法制上ノ知識其ノ他、国民公民トシテ心得ヘキ事項ヲ授ケ、又経済観念ノ養成ニ力」めるために、実業補習学校に適当な学科目を設けることを定めた時が正式に開始された最初であった。同11年には「実業補習学校学科課程」を通牒して、実業補習学校後期の修身科で「公民心得」を教授するよう指導し、続いて同13年には「実業補習学校公民科教授要綱並其ノ教授要目」（文部省令第15号）を公布して実業補習学校に公民科を新設した。その教授要旨には「町村制ニ於ケル公民ノ権利義務ノ大要ヲ授ケ公民権尊重ノ精神ヲ養ハシム」とされ、教授要綱は農村用と都市用に分かれていた。教授題目の一つに「我が郷土」の項目を掲げて、「本科は郷土に置ける自然、歴史、伝説、慣例等を説き愛郷の精神を養はしむ」として「我が郷土、郷土ノ歴史ト慣例、愛郷ト愛国」を教えることとされた。また、「実施上ノ注意」には生徒の日常経験に求め、知識、理論に遍することなく、態度、心情の育成に努めるべきであることや、地域の実態に即したカリキュラムの改変などを指摘している。

その後、公民教育が本格的に取り上げられるのは、昭和2年の文部省普通学務局による全国の各高等師範学校及び師範学校の附属小学校と各府県の郷土教授実践校に対して「郷土教授ニ関スル件」の照会を行った時からである。それまで郷土教育は、文部省実業教育局を中心に、実業補習学校における公民科教育の一環として行われてきたが、学務局による本照会は、それまでの実業学校における郷土教育を師範学校や小学校へと敷衍する意図で発せられたものである。また、同年には水野鍊太郎文部大臣が、全国府県学務部長会儀において「教育の地方化と実際化に就いて各府県教育調査委員会を設置して教育専門家以外よりも人を入れて目的達成に努力されたい。公民教育、政治教育を改善して、青年訓練と補習学校との連絡をとり之に充分力を注いでもらいたい」と訓示しており、実業補習学校、青年訓練所で行われている公民教育、つまり郷土を愛郷心涵養の場として位置づけ、郷土から教育の教材を求める公民教育を、普通教育の場においても行うことによって、教育の地方化を図ろうとしていることが分かる。これらの政治的社会的背景には、同2年の普通選挙法の実施があり、社会における思想運動とともに学生の間にも思想運動が現れ始めたので、文部省は同3年に専門学務局内に学生課を設け、翌年にはこれを拡大して学生部とするなど思想対応策をとっている。このような

中で昭和4年の文政審議会の答申に基づき、昭和5年～昭和7年（1930～32）にかけて中等諸学校（実業学校、中学校、高等女学校）、師範学校にもそれまでの「法制及経済」に代わって「公民科」が設けられた。その理由は「従来ノ法制経済ノ知識的教育ニ傾キシニ鑑ミ其ノ教授ハ法制上経済上及社会上ノ事項ノ概要ヲ授クルト同時ニ特ニ遵法ノ精神ト共存共栄ノ本義トヲ會得セシメ公共ノ為ニ奉仕シ協同シテ事ニ当ルノ気風ヲ養ヒ公民的陶冶ヲ為スヲ旨トシ殊ニ修身、歴史、地理、実業等ノ教授ト連繫ヲ保タシムルコト」にあった。文部省は昭和3年6月の地方官会議において「教育を地方の實際に適合せしめんがため、つとめて画一的形式を打破し、公民的精神と共に勤労節制の習性を養ひ、特に国体観念を明徴ならしめん」ことを期して、同6年に「中学校令施行規則」（文部省令第2号）を改正して公民科を設置した際にも「従来ノ法制及経済ハ、其ノ教授ガ概シテ法制及経済ノ専門的知識ヲ授クルニ傾キ、實際生活ニ適切ナラザル嫌アリシニ鑑ミ、今回之ヲ廢シ新ニ公民科ヲ設ケテ、立憲自治ノ国民トシテ必要ナル教養ヲ与フルコトトナセリ」との理由を挙げている。すなわち、知識と同時に態度、心情の育成が強調され、実業補習学校の公民科が修身の発展的解消の上に誕生したのに対して、中等学校の公民科は法制及経済の延長線上に位置づけられ、修身はそのままという学科編成であった。また、「中学校公民科教授要目」では農村用と都市用が統一されたという相違点があった。昭和4年は経済困難、思想困難といわれ、浜口雄幸内閣が提唱した教化総動員運動に基づき、「民心作興」を唱えて労作する教育への転換を図っている。その後も文部省は昭和7年に国民精神文化研究所を設けて思想問題の研究と指導とに当たり、同9年には学生部を改めて思想局を設けて、学校及び社会教育団体の思想上の指導や調査に当たったのである（187）。

3) 師範教育の地方化・実際化

昭和初期には度重なる恐慌などで国民生活の窮乏化が進み、特に農村部が疲弊して経済困窮や生活不安が広まった。その打開策として官民挙げて「教育の地方化、実際化」が叫ばれ、郷土教育が注目されるようになったのである。農村社会の復興・再建と農村教育の充実・発展のためには、小学校の教員が児童の教授・訓育とともに、小学校卒業後の徴兵に至るまでの農村の青少年に対する社会教育などにおいて、地域の社会教化の中心的役割を期待されていたが、その教員を養成する機関である師範学校には、このような国家的要請に応えるだけの内容が備わっておらず、大きな問題点を抱えていた。その第一は、師範学校生徒が社会とあまりにも隔絶され、社会や生活を知らないことである。平生鈞三郎文部大臣は「現今農村疲弊の重大原因の一は其の教育の過誤に在りと信ずる。現今師範学校及高等師範学校の卒業生教師は都市生活も農山漁村生活も知らぬといつてもよろしい。是は師範教育の罪である」と述べている。第二に、教師が農山漁村の教化部隊の中心となるにあたって必要とされる「教職的教養」「教育的力量」「独創力」などが師範教育・生徒に不十分であったということである。第三に、最も問題とされたのは「教育者精神」「教師としての使命感」の欠如・希薄化であった。そこで第一に「高い」教育的力量の形成と「忠君愛国の志操の涵養」をどう矛盾なく行うのか、第二に社会的・経済的な関心を高めつつ教師を農山漁村の教化の中心部隊として形成していくことと、教師・師範学校生徒が社会と接する中で社会的・階級的問題や矛盾に気付いてしまう危険性を防止すること、第三に師範学校生徒の「自発性」「独創力」などの発揮が求められるが、それが危険な方向に走り出さないためにどう歯止めをかけるかという現実的な課題があり、これらの課題に応えるために提起されたのが師範教育の「地方化・実際化」という政策であった。

文部省の「教育の地方化・実際化」の具体的な施策は、師範学校教育改革を通じた郷土教育の振興という形で現れた。その第一は、昭和2年（1927）に高等師範学校、師範学校及び郷土教育を行っている小学校を対象とした「郷土教育ニ関スル件」の照会であった。この中で特に時間を設けて郷土教育をしているかどうか、またその場合にどんな教材をもって教授しているのか、郷土資料の展覧や郊外教授の状況、時間外活動など、郷土愛校の念を起こさせるような施設があるかを調査したことである。第二は、昭和4年に「土及び郷土を愛する精神」の涵養を目的とする『農村用高等小学校読本』を編纂するとともに、師範学校長会議を招集して郷土室の設置と郷土調査の必要性を説き、さらに各地区ごとに文部省主催の郷土教育講習会を開催して、各府県当局にも同様の講習会を開くよう指示したことである。第三は、昭和5年に郷土研究施設費支出基準とともに、1校1、810円、翌6年には1校当たり4、150円の施設費を師範学校に交付したことである。これらを契機に我が国教育界に郷土教育熱が高まり、昭和5年結成の郷土教育聯盟から雑誌『郷土—研究と教育—』創刊号が発刊され、翌6年には雑誌『教育研究』で郷土教育特輯号が編まれるなど郷土教育が全国に普及した。第四は、文部省は昭和6年に「師範学校規程」を改定して、教授要目中の公民科、国史、地理、家事、裁縫等において、郷土に関する教材を取り入れ、郷土研究施設費の支出と連動させて実質的な郷土教育重視の方針を徹底させたことである。すなわち、公民科では「我カ郷土」を付け加えて「我カ郷土ヲ教授スル際愛嬌愛國ノ事ヲ説及ブベシ」と定め、地理では「地方研究」を加え、そのための資料整備費を予算化している。また、中学校教授要目に

においても、公民科に「我カ郷土」の項目を掲げるなどして、師範学校と同様に地理、歴史において郷土について詳細に教授することを要求している。第五は、昭和7年の郷土教育資料陳列会講話会を開催したことである。当時の普通学務局長武部欽一は、郷土教育を教育の方法として振興する理由として、(1) 明治初期以来、欧米教育制度を模倣してきたことへの反省、(2) 学校教育の内容が知識・技術に偏し、社会の実情に遠く、生活の根底に触れない存在であったことへの反省、(3) 当時の経済的思想的不安動揺を安定するためには、従前の主知的教育のみでは不味いと反省、の3点を挙げ、郷土教育は「郷土の自然及び生活を直観せしめ認識せしめ体験せしめ」て郷土に親しみ、これを愛し、これを保護して「人格価値を向上し完成する」ところにあると述べている。第六は、昭和10年に郷土に関する研究を総合して有機的な郷土の認識を深めるために、師範学校に研究費を交付して郷土研究を深化させるとともに、分化から総合への合言葉のもとに文部省嘱託小田内通敏に指導に当たらせ、特に山梨県を指定して男女両師範学校に山梨県の総合的研究を行わせた。次いで同11年には秋田・茨城・香川の3県を指定して総合郷土研究を実施させて、郷土研究と郷土教育の振興に努めたことである(188)。

①昭和5、6年の郷土研究施設交付と県内師範学校における郷土研究・郷土教育の現況

郷土教育の画期は昭和5年(1930)にあった。文部省は、同年7月23日に郷土研究施設費支出基準を示すとともに、「郷土研究施設費補助ヲ設定シ各師範学校ニ郷土研究室ヲ設置シテ郷土研究資料ヲ蒐集スル等ノ施設ヲ行ハシメ全国各地ニ於ケル師範学校ノ効果ヲ一層夫々ノ地方ノ実情ニ適応セシメン」として郷土研究施設費を、この年から2ヶ年にわたって師範学校に交付したのである。香川県では、昭和6年に文部省より香川師範学校・香川女子師範学校に対して郷土研究施設費が交付されている。この補助金は、師範教育費国庫補助金の一部を師範学校における郷土研究施設費に対する補助金として交付するもので、施設費という名目で、昭和5年度が1県当たり1,810円、同6年度が4,150円という大きなものであった。このため大半の師範学校が多くの資料を購入して郷土室を設置し、郷土教育を積極的に実践していくきっかけとなった。郷土研究施設費の使用条件は、「(1) 郷土研究施設費は郷土研究資料を蒐集する費用に充当すること、(2) 資料は国語・歴史・地理・理科・実業等の学科目に亘り、なるべく広き範囲より之を選択すること、(3) 郷土研究施設補遺は、研究資料購入または政策の費用に充つこと、但し、直接資料蒐集に要する旅費を支払いするに差支へなきこと、(4) 旅費の支出総額は、各師範学校につき郷土研究施設費として補助したる金額の5分の1を超ゆることを得ざること、(5) 現在不使用にかかる教室其他適當の場所あるときは、なるべく之を郷土研究室として設備することを望まじきも、施設費を研究室を設けるための建設費に使用することは許さざること、(6) 施設費は俸給手当賞与に使用し、または郷土研究講習会等の費用に充つことは許さざること」とされていた。また、同年には郷土教育連盟が設立され、機関誌『郷土』や『郷土学習方案』『郷土調査必携』などを刊行して、文部省と協力しつつ郷土教育の普及に大きな役割を果たした。

学校における郷土関係施設については、大正末期から昭和初期にかけて郷土館、郷土資料室、郷土研究室などと呼ばれた校内施設が設置され、郷土科の開設や郷土読本の刊行、郷土遠足などの郷土教育関連学校行事が開催されていたが、なかでも郷土室の経営は郷土教育の現場における活動の中心となっていた。特に昭和5、6年に師範学校に交付された「郷土研究施設費」は、師範学校を中心として全国の小学校に郷土室などを開設させる原動力となり、全国的な展開を見せた。昭和6年に東京帝国大学文学部教育学研究室が実施した「郷土施設に関する調査」によれば、回答のあった48校中、施設を有する学校が38校、準備中が3校という結果を得ている。その中には大正13年に設立された香川県三豊郡大野原村小学校大野原村通俗博物館、同14年設立の香川県勝間尋常高等小学校勝間教育参考品陳列館、昭和2年設立の香川県高等商業学校商業博物館が挙げられている。また、文部省は同6年の全国博物館大会においても「本邦郷土博物館設置促進ノ最適ナル方策」を諮問し、その答申の中の1つに「各市町村ニ於テ博物館設置ヲナシ得ザル場合ニハ、学校、図書館其ノ他ノ建物等ニ附設スルコト」を挙げて、道府県立博物館の充実とその系列下に市町村立博物館の設置を奨励、これが不可能な場合には学校、図書館に附設する形での博物館の設置を奨励している。香川県では、これ以前にも郷土資料を収集・保存・展示する場所が設けられた学校もあったが、昭和6年の県内師範学校への郷土研究施設費の交付を契機に郷土室などの整備や拡充が行われるとともに、同6年の「師範学校規程中改正」によって師範学校の教育内容の中に「地方研究」が取り入れられるなどして郷土研究や郷土教育がより深化し、その影響が県内各小学校にも普及してより一層郷土教育運動が盛んになっていったといえる。このように香川県における郷土教育は、昭和6年に香川県師範学校・香川県女子師範学校両校に郷土研究施設が設けられてから飛躍的に発展することになり、同年には古高松尋常高等小学校にも郷土室が設けられている。そして昭和8年(1933)には石井宣一編輯『郷土施設概要

並に目録』(香川県女子師範学校)や香川県師範学校郷土研究部編『郷土館施設概要』(香川県師範学校)が刊行され、高松市築地尋常小学校では成徳館(郷土教育施設)が建設されるなど、師範学校を中心として各小学校にもその影響が及んでいることが分かる(189)。

郷土研究施設費を交付された県内の師範学校では、郷土教育や郷土研究の方針、郷土研究施設の概要、資料目録などを記した冊子を刊行するとともに、郷土調査や郷土資料の展示、郷土の教材化や郷土読本の編纂、郷土講話や郷土遠足、郷土展覧会などを開催している。

ア) 香川県師範学校…昭和8年に郷土研究部が『郷土館施設概要』をまとめ、その書の序で新校長の近森幸衛師範学校長が「郷土館は我が校郷土研究の結晶である。同時にその研究の壇場であり、出発点である。職員並に生徒の過去の研究調査の結果が蒐集彙類されてあると同時に将来研究調査の基礎をなすものである」と郷土研究重視の方針を述べるとともに、「我が校郷土研究の方針は三ヶに分けてある。一は研究調査せる處を蒐集する本館の完成、二は之れを利用し更に拡充する郷土教育の達成、三にそれ等の研究をまとめて香川県師範学校郷土紀要の名に依つて発表して社会の批判を求むるにある」と郷土研究の方針3箇条を発表している。そして香川県師範学校の郷土研究物として「既に第一輯『教鞭物の作製資料・香川縣の各種グラフと分布図』、第二輯『香川縣地質概要』、第三輯『香川縣地質図』を発刊して江湖の賞賛を博しつつある」とし、同年に開催された香川県教育振興会主催の教育品創作展覧会において、『香川縣地質図』と『香川縣地理模型』が共に一等に当選するなど、県教育界における郷土教育の発展に郷土館が果たした役割は大きかったとこれまでの研究成果を誇っている。また、「本校ではさきに各教科に亘つて郷土研究要綱を作成して實際教授学習の指針としてある。各個人が入室して自由に研究する外、研究室に於て教授並に学習を指導することも度々ある」と述べ、郷土研究と郷土教授(教育)の一体化をめざす指針を示している。香川県師範学校の郷土館は、昭和8年度に入って学級が3つ減少して普通教室に余裕が生じたために本館階上に設けられ、「(1)総合的陳列、(2)生徒の研究に便利、(3)研究室の設置、(4)動的陳列室の設置」の方針のもとに、第1室には高松市の概観、第2室には香川県の開化史附郷土研究室、第3室には香川県の自然、第4室には香川県の経済、廊下には国立公園瀬戸内海の展望という系統的な配置で、館内の4教室と廊下で体系的な配当陳列がなされている。郷土館規約第1条には「郷土館ハ香川縣ノ自然ト人文トニツイテ研究調査セルモノヲ出来ル限り綜合的ニ陳列シテ、本縣ノ特相ヲ明カニシテ本校郷土教育ノ中心タラシムルヲ以テ目的トス」とあり、実際に郷土館第1室には、高松の今昔、交通上の高松、経済上の高松、綜合文化上の高松の地位、風光上の高松(屋島と栗林公園)、第2室には、遺品(石器時代遺物、弥生式遺物、古墳関係遺物と瓦・灯籠などの建築)、肖像写真及び絵図(讃岐先賢肖像造写真、絵巻、地図、年表、城郭図)、調度、遺跡(写真)、遺筆文書写真が陳列展示されるとともに、香川県民性の研究や方言歌謡調査の現況についての調査報告が行われている。さらに郷土館の主要目的が「生徒を郷土教育する」という点にあるため、「生徒をして郷土を調査研究せしめて郷土の認識を深め郷土を愛するやうにせしむる事が極めて大切である」として、第2室の後半には郷土研究室を設けて、郷土研究の基本となる地理模型、地図、年代表、参考文献などの資料配備して、生徒の郷土調査研究に便利を与えている。第3室には、四国三県及香川県の地質、岩石化石及東讃地質構成の岩石、化石と植物、西讃地質構成と岩石、鉱物及化石、地質参考化石、生物分布区図及生物標本、高松市場に集まる魚類、介類標本、植物分布図及植物標本など、第4室には、禾穀類、蔬菜類、果樹類、花卉類、農具類、土壤之部、肥料之部、畜産之部、林業之部、農業史など、廊下には、香川県と瀬戸内海、国立公園瀬戸内海の範囲、絵図・写真類、内海沿岸の地理模型、絵画を陳列展示している。そして最後に「郷土の現実の生活、直ちに其處に在ると共に、在るべき生活、將に在るべき無限の可能態としての、より良き現実生活を目ざし、以て良き日本人たる全一體の完局に迫ろうと精進してあるのが、郷土教育であり、眞の教育である」と結んでいる(190)。

イ) 香川県女子師範学校…昭和8年にまとめられた『郷土室施設概要並に目録』によると、郷土教育の目的は「(1)郷土ノ正シキ認識、(2)郷土愛ノ涵養、(3)郷土文化ノ建設、(4)郷土ニ則シタル實際的指導」の達成であり、郷土研究の特色は「(1)郷土ノ自然文化ノ綜合的活動的認識体験、(2)郷土文化ノ建設ハ郷土發展ノ基礎トナルベキコト、労作ニヨル郷土ノ体験教育ノ確立ナルベキコト、(3)郷土文化ノ真髓ヲ究メ、其ノ發展ヲ期スルタメニ教育者ノ養成、特ニ女子師範学校ナレバ其ノ特質發揮ニ努ムルコト」であると述べられている。郷土の範囲については「本校在校生ニアリテハヒロク県下全般ニ亘リ、且卒業生ノ活動範囲モ全県下ニ亘ルヲ以ツテ、香川縣全体ヲ郷土トシ、縣全体ト關係深キモノ、例ヘバ四国全体、又ハ愛媛、徳島両県ノ如キ隣接縣トシテ密接不離ナルモノハ其ノ關係ノ範囲ニヨリ努メテ採用セリ。又本校所在ノ坂出町及隣接町村ハ小範囲ノ郷土トシテ、可成研究ノ対象トシテ深く研究セリ。一例ヲ示セバ坂出塩田研究ヲナシツ、アルガ如シ」と記されている。郷土調査項目については「(1)郷土自然(2)郷土文化(3)郷土社会(4)郷土歴史(5)郷土ノ特質」とし、郷土研究役員については「郷土研究ノタメ職員全部ヲ役員トシ各科

ニ配当セシコト」部別ハ総務、修身教育・公民・国語・地理・歴史・博物・体育（音楽ヲ含ム）・家事・理科ノ十部ニ分ツ」生徒役員ハ一ノ五、一ノ四、二ノ一、二ノ二ヲ主任トシ、他ハ援助者トシテ使用セリ。（夏休中ハ郷土研究ニ全員使用）」と定めている。郷土研究室経営方針については「（1）郷土研究室ノ陳列内容ハ一時的完成ニアラズ、不断ノ努力ニ俟ツ所アルヲ以テ、永久持続的ノモノタラシムル如クセリ。（2）郷土研究施設ハ教師生徒ノ労作ニヨルモノヲ本体トセシコト。（3）資料ハ観察ト活用トニ便センタメ系統的陳列ヲ採用セシコト。（4）郷土研究室ハ各科ノ教授ニ際シ、教鞭物ノ使用ヲ便ナラシムト共ニ、同室ニテ研究シ得ル如ク郷土研究室内ニ研究ノタメノ一室ヲ設備セシコト。（5）訓練ノ場所トシテ郷土室ヲ活用センタメ郷土偉人ノ肖像著作ヲカ、ゲ、又教生実習期前及期間中、郷土研究心喚起ヲ図ルゴトク指導セントス。（6）資料ノ取換・利用・保管ニ就イテ留意センシムルコト」と細かく決め、郷土室ノ資料目録には、図書・グラフ・統計・写真・地図・器具・標品が掲載されている。郷土室利用及将来計画については「（1）郷土展覧会、（2）小冊子（讃岐文化）（3）各科教授ノ郷土化、（4）特殊研究（讃岐塩田ノ研究など）、（5）郷土の学校行事（遠足、郷土偉人講話、神社御墓参拝、休暇利用ノ郷土学習、郷土読本ノ利用）、（6）郷土研究方法ノ指導、（7）郷土調査」が計画され、郷土研究室管理規程には、「第1条 郷土研究室ハ郷土研究ヲナシ以テ各科教授ニ資シ郷土意識、郷土愛ノ啓培涵養ヲ図ル為メニ設置ス。第2条 郷土研究室ハ分チテ左ノ九部トス。一、歴史部、二、地理部、三、理化部、四、博物農業部、五、公民部、六、国語漢文部、七、修身教育部、八、家事裁縫部、九、体育音楽部。（中略）第10条 郷土研究室備付ノ備品及図書ヲ借用セントスル場合ハ左ノ規程ニ従フモノトス。（中略）第14条 本校職員生徒以外ニシテ本研究室ヲ参観セントスルモノハ主任ノ承認ヲ受クヘシ、特志者ニシテ資料借覧セントス者ハ当該理事ノ承認ヲ得テ第10条ノ規程ニ従フヘシ」と定められている。特に第14条では理事の承認により一般にも資料借覧が開放されている点に大きな特色があった（191）。

さらに昭和10年（1935）発行の香川県女子師範学校・香川県坂出高等女学校の『教育概要』には、両校の校長である磯野清校長が「本校の組織は表面から観ると、香川県女子師範学校と香川県立坂出高等女学校との両校である。然しこれを内面から窺へば、校舎も校具も全く同一物を共用し、剩へ教師も全部両校兼務であるから全く融合した一校である。更に詳細に観れば、女子師範学校には小学校と幼稚園とが附属して居るし、高等女学校には其の卒業生指導機関としての家庭科が附属して居る」と述べ、香川県女子師範学校（明治45年設置、のち大正2年に坂出へ移転）と香川県立坂出高等女学校（大正6年に併置）が協同して女子師範教育と家庭科教育に当たっていることに特徴があった。女子師範学校時代には、郷土研究について毎学期1回以上郷土室経営理事会を開いて、郷土室の充実改善並に教科に活用の研究をし、郷土研究会を各学科別に或は総合的に題目を選んで郷土研究を行っていた。また、近くの鎌田共済会図書館より毎月2回新刊図書の巡回を受けて、容易に新刊図書講読の便を得るなど、鎌田共済会図書館との関係が深かった点にも特色があった。続く女子師範学校・高等女学校併置時代になると、次のような様々な取り組みがなされるようになる。（1）「土曜講演会」（毎月1回土曜日の放課後に開催）、（2）「偉人記念会（追慕偉人に関する講演・合唱、展覧会）」、（3）「徳化講演会」（渙発された徳化に関する勅語の趣旨を徹底するために毎学期1回開催）、（4）「学科教授の郷土化」において、国語科では「本校編纂に係る『讃岐文芸読本』の教材を各学年に配当して教授し、郷土文学の教育に資す」とし、歴史科では「郷土史教授には郷土室を活用し、直観教材に依つてその徹底を図り、春秋2回行はるゝ校外教授の際には実地指導を行ふ。師範生には特に郷土史を研究せしめて、将来郷土に即したる實際教育をなさしむる様つとむ。師範学校における増課科目に於ては郷土史を研究して郷土の特質を理解せしむると共に、小学校国史教師用書の史料の研究をなさしめ、小学校国史教材との連絡をも考察せしむ」とした上で、歴史に興味を有する職員生徒によって組織した「史好会」において随時研究発表を行い、地理科では「郷土に於ける地理現象を重視すること」が挙げられている。（5）「郷土研究室」には「歴史・地理・物理化学・博物農業・公民・国語漢文・修身教育・家事裁縫・体育音楽の9部に分ち、各部別に資料及び研究物・標本を陳列」し、「図書・グラフ・統計・写真・地図・器具・標本の各部に涉り、郷土理解に必須なるものは殆んど之を網羅せり」と充実していた。（6）「郷土教育」では「客観的郷土」に対する知識と「情意的」感性の養成をめざして、鎌田郷土博物館利用、『讃岐文芸読本』の活用、全教員による郷土研究、郷土偉人研究会、修学旅行及び各学年別年2回の校外教授、博物採集（1年植物採集、同2年動物採集、同3年鉱物採集）、郷土出身名士講演会、郷土行事の実施、映画作製観覧、郷土気象観測、郷土館の利用、職員郷土研究などがあった（192）。

ウ）県内師範学校の郷土教育の特色・・・まず香川県師範学校の郷土館を中心とした郷土教育の特色は、第一に郷土館を郷土研究及び郷土教育の中心に据えて、各教科に亘つて郷土研究要綱を作成して研究と教授（教育）の一体化を図ろうとしていること、第二に郷土館の陳列を系統的総合的に行っていること、第三に「生徒を郷土教育する」という視点に立って郷土研究室の利用の便や資料配備等に工夫を凝らしていること、第四に郷土研究室には、教員とともに生徒が製作した地理模型や地形図などが展示されていること、第五に香川県の県民性や方言歌謡の研究など全体的な研究を行うと

ともに、郷土研究紀要の発行や教育品創作展覧会の開催などで研究成果を社会に還元している点にあったといえる。

一方、香川県女子師範学校の郷土室を中心とした郷土教育の特色は、第一に女子師範学校と坂出高等女学校との協同で行い、特に女子教育に適した内容となるよう配慮していること、第二に郷土研究を全教員が組織した教員研究会で行い、各教科の郷土化を進めたこと、第三に郷土研究役員に生徒も加えて讃岐塩田や讃岐農村に関する郷土研究に参加させていること、第四に労作による郷土の体験教育を重んじ、郷土室も教師と生徒の労作によるものとしたこと、第五に郷土室は生徒の学習場・訓育場・研究心の養成場であるとして、常に生徒に開放するとともに、広く一般にも開放して近くの鎌田共済会郷土博物館や同図書館とも連携を図るなど地域の教育センター的役割を果たしていたことなどの点にあったといえる。

また、両校（香川県男女師範学校）では、ともに県下各小学校と教育上の問題を研究する聯合研究会を組織して、大正14年から毎年1回2日間の日程で交互に主催して、それぞれの附属小学校において研究会（実地授業・研究発表・講演）を実施し、香川県における郷土教育の普及発展に寄与している点も評価できる。文部省から教育研究施設費補助の交付があった昭和6年1月21日、22日には、香川県女子師範学校附属小学校において「郷土教育」を研究題目とした香川県男女師範学校県下各小学校聯合研究会が開催され、各学年・教科ごとの郷土科の実地授業や「郷土教育の実施方案如何」についての参加各小学校からの意見発表、守内喜一郎広島高等師範学校附属小学校主事の講演「郷土教育」が行われている。このような郷土研究や郷土教育に対する各師範学校での取り組み熱の高まりの背景には、当時、全国の師範学校で作成した郷土研究誌を相互に送付して、郷土教育の取組状況についての情報共有を図っていたということも影響していたものと考えられる。例えば、奈良県師範学校郷土研究室には香川県師範学校郷土研究部『香川県農山漁村の生活』（香川県師範学校、1936年）、村上唯雄『香川県の方言』（香川県女子師範学校・坂出高等女学校教員研究会、1935年）、浦上仁一『讃岐の紅葉』（香川県女子師範学校・坂出高等女学校教員研究会、1935年）が所蔵されており（193）、反対に香川県師範学校郷土館には『郷土館目録』（愛媛県師範学校、1931年）、『郷土研究資料目録』（奈良県師範学校・大阪府女子師範学校・高知県女子師範学校、1932年）、『郷土室施設概要並に目録』（北海道札幌師範学校、1932年）、『郷土教育の概要』（大分県女子師範学校、1932年）、『郷土研究』（福井県福井師範学校、千葉県師範学校、1932年）などが所蔵されていた。現在でも香川大学附属図書館には宮本國子編輯『和歌山縣俚語集』（和歌山縣女子師範学校・和歌山縣立日方高等女学校郷土研究室、1936年）、和歌山縣女子師範学校編『海南地方の研究』（和歌山縣女子師範学校、1937年）が所蔵されている。

②昭和6年の師範学校規程改正及び師範学校教授要目ノ改正による「地方研究」の導入

文部省は、昭和6年（1931）1月10日の「師範学校規程中改正」（文部省令第1号）、同年1月20日の「師範学校規程中改正ニ付要旨施行上ノ注意事項」（文部省訓令第1号）、同年3月11日の「師範学校教授要目改正」（文部省訓令第7号）を通じて、師範学校の地理科の中に「地方研究」という教授項目を導入したのを初めとして、公民・国史・地理・家事・裁縫などに郷土に関する教材を取り入れる郷土教育重視の方針を徹底させた。具体的には第4、5学年の歴史科に「郷土史の研究」、第5学年の地理科の中には実地調査を重視する「地方研究」（週1時間）という教授項目を加えて、師範学校における郷土教育の振興を図っている。「師範学校規程」の改正理由は「最近ニ於ケル社会ノ趨勢ハ国民教育ノ振興ヲ以テ急務トシテ之ガ為一層優良ナル教員ヲ養成センコトヲ要望シテ止マズ是レ今回規程ノ主要部分ニ対シテ重要ナル改正ヲナシ修業年限、学科課程、教授ノ内容等ニ幾多ノ変更ヲ加ヘタル所以ナリ」とあり、改正内容は本科第二部の修業年限を2年に改めるとともに、学科課程において公民科・理科の新設、実業科の充実、地理科へ「地方研究」を導入することなどであった。このうち地理科への「地方研究」の導入に関しては「地理ニ於テ新ニ地方研究ヲ課シテ地方ニ行政、経済、産業、交通、社会等ニ関スル沿革及情勢ヲ理解セシムルコトトナシタルハ生徒卒業後其ノ就職地ニ於テ實際生活ニ適切有用ナル教育ヲ施サンガタメナリ」とあり、卒業後にそれぞれ各地方の小学校の現場教師になっていく生徒たちに「實際生活ニ適切有用ナル教育」ができるように、教職に就いた土地において一般的・専門的知識の伝達だけでなく、その地の實際生活に即した教育を実現して「教育の實際化、地方化」が果たせるよう「地方研究」を設けたのである。つまり、これらは、文部省が昭和5年度から師範学校に郷土研究施設費を交付して郷土研究室などの設置を促したことと相俟って、郷土教育の内容面からもより具体的な郷土教育の深化を促したものと考えられる。すなわち、同6年の中学校及び師範学校の教授要目が改正され、中学校公民科へは「我が郷土」が、師範学校地理科へは「地方研究」が導入され、「教育の地方化・實際化」が進められたが、特に後者の「地方研究」は各地方の實際生活を学科統合の中心に据えて、地理科の範囲を越えて他の学科と連絡しながら「総テ学科ノ研究」を統合的に行うこと

によって、結果として小学校教育の実際に繋がるよう意図したものであった。同7年に文部省普通学務局長武部欽一は「改正の中学校教授要目に於きましては、公民科の教材の中に特に我が郷土と云ふ項目を掲げまして、之を教授する際に其愛郷心、愛国心のことに説き及ぶべきものと致して居るのであります。(中略)又改正の師範学校規程に於きましても地理科の中に於きまして、地方研究と云ふことを行ふべきものと新たに定めたのであります」と述べている。ここに大正13年に出された「実業補習学校公民科教授要項並其ノ教授要旨」において、初めて実業補習学校に公民科が新設され、その「教授要綱」に「我カ郷土」の項を掲げて、「本科は郷土に置ける自然、歴史、伝説、慣例等を説き愛郷の精神を養はしむ」とした文部省の郷土教育に対する考え方は、実業学校から中学校、師範学校を経て小学校へと敷衍化していったのである。具体的に「師範学校規程」第14条地理の項の中には「地理概説ニ於テハ自然地理及人文地理ノ概要ヲ知ラシメマタ地方研究ヲ課シテ地方ノ風土ニ関スル沿革及情勢ヲ理會セシメ且教授法ヲ授クヘシ」とし、要旨施行上ノ注意事項には「生徒卒業ノ後其ノ就職地ニ於テ實際生活ニ適切有用ナル教育ヲ施サシムルノ素養ヲ興ヘンガ為ナリ」と説明している。さらに教授要目中の注意事項8つのうち3つが「地方研究」に関するもので、「六、地方研究ニ於テハ学校所在道府県ヲ其ノ範圍トスルモ地理的關係上必要ニ応シテ地域ヲ拡大スルモ可ナリ。七、地方研究ニ於テハ特ニ実地ノ調査ニ重ヲ置キソノ研究法ヲ指導スヘシ。八、地方研究ハ之ヲ最終学年ニ課スレドモ郷土ノ教材ハ地理教授ノ全般ニ互リ常ニ比較ノ基礎トシテ之ヲ取り扱フコトニ注意スヘシ」とあり、今改正中で地理科への「地方研究」の導入が重要な位置を占めていたことが分かる(194)。

「師範学校教授要目改正」は昭和6年1月に公布されたが、施行は同年4月1日の新学期からであったため、香川県では同年1月頃から師範学校において郷土室等の設置が進み、地理科への「地方研究」の導入を中心として合科主義的な郷土教育の声が高まっていった。香川県師範学校では、生徒の「地方研究」の成果として、高松附近の地理模型や高松市内築港附近の商店分布図、高松市内松島町の聚落地図、香川県の生産界に於ける高松の地位、高松市附近の塵紙製紙地帯図などの生徒が作製・調査した描図などの教育品が陳列展示されている。香川県女子師範学校では、香川県立坂出高等女学校とともに、「教授に於ては郷土を重んじ、且つ直観的に理解せしむるやう努むべし。實際生活に即したる教授をなし、且実験実習を重んずべし」という教授方針に基づき、「劳作ニヨル郷土ノ体験教育」を通じた教育者の養成をめざして、各学年別年2回・全学年一斉に実地指導を行う校外教授、毎休暇ごとに行う郷土博物採集、金刀比羅宮・白峯御陵などの例祭に全職員・生徒で参拝するとともに、七夕・雛節句などを行い、郷土の習俗に慣れ親しませる郷土的行事などを行っている(195)。その後、これらの師範学校の郷土教育への取り組みは、県内の中学校や小学校の教育にも影響を与え、昭和6年10月9日には、高橋雄豺県知事が県中等学校長会において郷土研究に精進するよう指示したり、同年10月21日には香川県女子師範学校附属小学校主催の香川県初等教育連合研究会が、郷土教育をテーマとして開催され、同年11月21日、22日には香川県下小学校聯合研究会でも郷土教育を研究題目として開催されるなどしている。また、同年12月26日には郷土教育研究協議会で香川県陶小学校の太巻太一訓導が「我カ郷土教育の實際」を発表し、同月には高松市四番丁尋常小学校で「名所旧跡巡り高松『いろはカルタ』」を作り、郷土教育に資す(『四国民報』)との報道もなされている。そして同年12月27日から30日までの間、香川県師範学校附属小学校で冬期郷土教育講習会を開催され、昭和7年(1932)1月30日、31日の両日には香川県郷土研究会が陶尋常高等小学校で開催され、「郷土教育十則」が発表されるなど、県内各小学校における郷土教育の普及状況と教育実践の深まりを窺い知ることができる。このような全国的な郷土教育の高まりを受けて、文部省は同年8月1日～7日に東京高等師範学校で郷土教育講習会を開催(以後毎年各師範学校の持ち回りで開催)するなどして、師範学校への郷土教育の普及に努めている。

3. 「紙の教育」から「土の教育」へ

1) 昭和恐慌下における香川県の教育情況

昭和4年(1929)の世界恐慌は、我が国にも大きな影響を与え、都市では大量の失業者を生み、農村では経済不況や生活困窮が続くなどして、各地に欠食児童の続出や教員の減俸、寄附強要、児童の同盟休校などの問題が出現した。そこで政府は、昭和5年8月15日付の文部・内務両次官連名で各地方長官宛てに「小学校教員ニ対スル寄附ノ強要及学級整理ニ関スル件」を通牒して、国民教育上甚だ憂慮すべき影響を生ずる恐れがあるので、十分監督するよう警告したが、それにもかかわらず教員の減俸問題や学級整理は全国的傾向となっていく。香川県でも昭和6、7年頃、新聞紙上に「小学校教員受難時代」や「教員給不払町村七百二ヶ町村に上る」という見出しが躍った。

そうした中、文部省では昭和4年（1929）には「土及び郷土を愛する精神、並びに田園生活に伴うべき高尚なる趣味・感情を涵養する」という主旨のもとに編纂された『農村用高等小学校読本』を使用したり、同5年には中学校及び師範学校の教授要目を改正して郷土教育を学校教育の内容として組み入れるとともに、同6年には帝国図書館を会場として「郷土教育資料の陳列と講話」を企画するなど、郷土教育に関する資料の陳列や講話を行うなどして郷土教育の振興策を図っている（196）。

一方、民間においても農村教育研究会を主宰した大西伍一は、大正15年（1926）5月に『土の教育』（平凡社）を発売して『土の教育』とは、蓋し『土に親しむ』『土を慕ふ』などといふ生優しい意味ではない。畢竟『土』の所産なる人間が『土』に叛くことにより嵩じて来た現代文明を呪ひ、人類を再び『土』にかへすことを意味してゐる。（中略）真の幸福を求める者は『土』に聴かなければならん」と述べ、特に「郷土は人間を特色づける。地を離れて真の生活はなく従つて真の文化はない」ので、農村文化を再び農村に取り戻すためには「人間を土の上に立たせること」であり、『土』に即した教育を行うことであると、農村再建のための郷土教育の大切さを説いた。そして「教育即生活」を唱えて「来たべき教育は『生活学校』である」として、教師に対しても「学校の教師であるよりも村の教師であれ」と訴えるとともに、郷土読本の材料は『自慢』ではなくして有るがまゝの『实在』を、『非凡』ではなくして『平凡』を『稀有』ではなくして『普遍』を対象としなければならぬ」と述べ、土の教育の実践を勧めている（197）。

同じく教育における「生活」を重視した動きに生活綴方教育があった。生活綴方教育は、児童中心・個性尊重など自由主義を標榜した大正新教育の中から生まれ、自己の生活や思想・感情を表現することの母胎は「生活」でなければならぬとして生活の指導を強調した。香川郡多肥村出身の東京高等師範学校附属小学校訓導田中豊太郎（1895～1977）が、大正13年（1924）9月に『生活創造綴方の教育』（目黒書店）を発行し、「生活創造とは、自己生長といつてもよいものですが、自己といつたよりか生活といつた方が具体的になるし、また生活といへばそれが伸展して行くことを創造といつた方が、よく結びつく様に思ふので、たうたうこんなむづかしになつてしまひました。これは私の綴方教育の目的点を指摘した言葉です。つまり綴方によつて子供の内面生活を深めて豊やかに伸展させて行かうといふ私の企図する處を語つたものです。（中略）綴方が単なる教授でなく生活全体に対して、ある訓練をするといふ点をねらつたからです」と述べている。この書は、香川県でも広く読まれて実際に教育実践にも取り入れられ、丸亀市の城北小学校の『ひろの』や城西小学校の『メバエ』、城乾小学校広報誌『城乾学報』の内容も一層充実するなどした。また、昭和4年（1929）10月には雑誌『綴方生活』（東京文圏社）が発行され、そのスローガンは「教育における生活重視」であり、「教育生活の新建設」であつたが、香川県内にも同書の購読者や講習会・研修会で発表する綾歌郡坂本小学校の三谷寿夫や坂出西部小学校の守屋敏郎らの教師もいて、新興農村建設に生活綴方教育を結びつけた学校として小豆郡福田小学校の名もあつた。

また、昭和恐慌を契機に階級意識にめざめた教師が、児童の生活擁護とともに、自主性や創造力を育てようという新興教育運動も起こつた。昭和5年（1930）8月に新興教育研究所が設立され、同年9月には機関紙『新興教育』が創刊され、各地に新興教育読書会が組織されるなど購読者が増えていった。香川県内でも同7年10月に、久留島義忠や石丸満行らによつて新興教育研究所香川県支部準備会が結成されている。香川県師範学校卒業生の久留島義忠や滝口春男などは、師範学校在学中は『詩と創作』を発行し、卒業後は赴任校（久留島は草壁小学校、滝口は吉津小学校）で詩の創作や作文指導などを通じて新興教育を行った。しかし、文部省は昭和3年に学生課を特設して思想善導に力を入れ、同4年には全国社会教育主事会議を開いて教化総動員実施案を決議させ、これに基づいて香川県でも教化動員実施計画要綱を作成して、国体明徴・国民精神作興などの教化運動を推し進めた結果、同8年3月3日に、高松署を中心に全県下の警察官を総動員して、新興教育同盟香川支部関係者を中心に久留島・滝口も含む28人が、治安維持法違反の容疑で一斉検挙される高松8・33事件（赤化教員検挙事件）が起こり、これを境に新興教育運動は急速に弱められるとともに、自由主義的な生活綴方教育運動も次第に抑圧されていったのである（198）。

2) 近森幸衛香川県師範学校長の「紙の教育から土の教育へ」（昭和6年）

昭和6年（1931）1月3日付の『香川新報』に、近森幸衛香川県師範学校長の「紙の教育から土の教育へ」が発表され、教育関係者の間で話題となつた。近森幸衛は、高知県出身で東京高等師範学校では東洋史学者の桑原隲蔵に薫陶を受けた学者・教育者で、『趣味の東洋史』（宮脇伝次郎、1934年）という著書もある。卒業後は大正10年（1921）に山形県師範学校校長事務取扱、昭和3年（1928）～同5年まで沖縄県師範学校校長、同5年（1930）9月11日～同16年（1941）3月31日まで香川県師範学校校長、同16年～同18年まで群馬県師範学校校長を歴任し、

特に香川県師範学校時代は9年間と長きにわたり、香川県教育界の発展に大きな影響を与えた人物である。

近森は「紙の教育から土の教育へ」の中で、まず最初に「教育費削減論の起る所以」について、「今日の小学校は上級学校の入学率の高さを誇つてゐる。各学級は優秀児童を相手の教育をやつてゐる。口では個性尊重の自我発展のと立派な事を云うてゐるが何時の間にか凡くら児童が等閑に附せられてゐる。村民からも児童からも羨望的となつたやうな所謂優秀児童は都会の上級学校へと進むて行く。さうして進学した者は最う村の生活には無関係になる。卒業の後には日本的或は政界的に動いて行く。恰も学校は賞を懸て農村の叛逆者を養成してゐるやうなものだ。かくて農村に残るものは競争に敗た落伍者である。それ等の者も面白くないみじめな農村の生活を見捨て都会にあこがれ去る。農村衰亡の大原因は茲にある。何を苦んで農村が其財政の大半を傾けて此叛逆者養成所を肥やさう教育費削減論が起こるのは当然である」と昭和恐慌下における日本の教育（特に農村）の現状を厳しい目で分析している。そして「この実生活を離れて学校だけで進んで行く傾向は独り我國のみの悩みではない。彼のプラグマチズムの本案で最も实际的であると云はれる米国ですら児童の課業を実生活とが絶縁して児童の手と頭は益々離れて行く。生徒は知識の化物となりつゝありと嘆せられてゐる」と今後の教育の在り方について疑問を呈している。

第二に、これらの改善策として「土臭い学校の要求」を掲げて、「今日農村が要求する学校はどんなものかもつともつと彼の生活に即したもので無ければならぬ。今までのやうな青白い顔、白魚のやうな手をした紙の上の教育では無くて、真黒な顔泥だらけの手で深く掘り下げられた教育で無くてはなぬ」と持論を述べ、具体例として静岡縣田方郡の久連興農学園の例を挙げて、同園長の平林廣人氏から「村全体が学校で村の人が皆先生である。校舎も生徒も皆村に融け込んでゐる。ムラをよくすることが生徒をよくすることだ」という言葉を聞き、「生徒は九人しか居ないが其れで十一町歩の農園を経営してゐる。その日常の生活は規律的であるが村の人々もそのやうに動いて来てゐる。学園の農村文庫は村人の自由閲覧を許し尚雨天が続くと生徒をして『本の行商』をやらして家々に貸しに行く。その度に生徒は読村術を実習する。高利貸の出入する家、焼け残りの古家でも黒光りしてゐる所などを見てある何者かを発見して来るさうである。平林氏はこんな中で静かに農村改造の士官を養成しつゝある」と土の教育の必要性を説いた。

最後に、「教育費削減論自滅の途」と題して「若も全国の教育者がその児童教育に當つて真剣に彼等の生活を顧慮した時には必ず彼等の家庭を訪はざるを得ないだらう。その實際が福岡縣宗像郡神興小学校にある。青年訓導安部清美君は、愛と汗とを以てこの道に邁進すること茲に十年、今や各地では高級教員を取り代へてくれと県当局に要求する時、こゝの神興村長は毎年縣に出頭して俸給は幾何でも出すから、今の職員組織を代へてくれるなど嘆願してゐる。かくて教育費削減論は自然消滅したのである。賢明なる教育家諸君に対しては最早結論は無用であらう。只紙の上の教育から土の上の教育へ所謂偉い人になれと云ふ教育から実際に比した凡人教育へ」とこれからの教育の在り方と方向性を示したのである。

ここで紹介された安部清美は、福岡縣宗像郡東郷村出身で、大正9年（1920）から12年間、神興尋常高等小学校の訓導を務め、「日本のペスタロッツ」と称された教育者である。小学校を単なる子どもたちの学習施設ではなく、村人全体の学びの拠点として捉えて青年団を結成するなど、若者の先頭に立って地域振興に尽力した。彼の一連の取組は「愛の教育」「土の教育」「全村教育」などと称され、全国から視察が相次いだ。安部は「教育とは教師のたましいが子供のたましいに、教材のたましいを結び目としてつながり、そして生命がかよつてゆくことだ。（中略）生活即ち学校生活、家庭生活、すべてを包んだ子供の世界によつてつながるものである」と述べ、「郷土に立て、神興に立て、農村の教育は農村に立て、日本の教育は日本に立て、あまりに明瞭な教育の根幹である。（中略）子供達が見える郷土に立脚せよ」と言つて画一主義・知識偏重主義に陥つた従来型教育の転換を訴え、土の教育の上に立つ教育の公道を歩むことの重要性を説いたのである。安部の教育の理念と実践は、農村教育、郷土教育の色彩の濃い教育であつたといえるが、ちょうどこの頃、郷土教育に力を入れていた香川県教育会では、昭和8年12月16日から5日間、安部清美を招いて各郡市巡回講演会を実施して土の教育の普及と郷土教育の深化に努めている。

これらの考えに基づき、近森は郷土研究及び郷土教育重視の方針を示すとともに、昭和5、6年の文部省による郷土研究施設費の交付や同6年の師範学校規程中改正及び師範学校教授要目ノ改正による「地方研究」の導入などを契機に、郷土室などの整備・拡充を進めて郷土研究や郷土教育をより深化させるなどハード面・ソフト面での充実を図つたため、香川県師範学校の郷土研究や郷土教育が飛躍的に進展することになった。近森のこうした「生徒を郷土教育する」という郷土教育を中心に据えた師範教育の充実策によって、香川県師範学校は卒業生を通じた県内における郷土教育の普及・発展に先導的役割を果たすとともに、郷土研究要綱を作成して研究と教授（教育）の一体化を図ることによって郷土研究紀要の発行や教育品創作展覧会の開催などを通じて郷土研究機関としての研究成果を社会に還元するなど社会的役割も担つたのである。その後、近森は昭和11年（1936）に校歌を制定して「誠実・礼敬・宏量・進取・勤労」の校訓

を定めるとともに、同14年（1939）には石清尾山修練道場を開設して、その教育の基本となる道場要領に（1）国体の本義に則り、没我奉公の生活を為すべし、（2）剛健持久の気風を養い、以て師道を成就しべし、（3）郷土を愛し、郷土開発の原動力たる覚悟をとるべし、の3項目を掲げて、学行一致の教育を進めた。また、同12年には総合郷土研究の指定を受けて、同14年に『総合郷土研究・香川県』を刊行するなど、郷土教育や労作教育にも力を注いで成果を上げた（199）。

3) 郷土教育研究会等の開催と郷土教育活動の進展

①香川県教育会の「教育方針及施設要項」（昭和6年）

昭和3年（1928）3月20日から5月10日まで、御大典と高松港修築を記念して高松市主催の全国産業博覧会が玉藻城内で開催されたが、この期間中の4月24日、25日に香川県教育会主催の全国教育大会が高松市栗林公園内の特設会場等で開催された。その際、香川県教育会では全国教育大会に合わせて桑島安太郎編輯の『讃岐』を刊行し、同高松市教育部会では全国産業博覧会を賛助するために「史傳名勝讃岐館」を建設して、郷土の史傳・名勝を紹介するための冊子『史傳・名勝・文学 讃岐の誇』を発行するなど、香川県や高松市の歴史や自然の誇りを広く全国に紹介する書物編纂事業を行っている。全国産業博覧会では、高松市教育部会の幹部であった市内10校の校長が中心となって「史傳名勝讃岐館」建設に奔走し成功に導いた。同館開設の趣旨には「一郷一国にはそれぞれのお国自慢がある。このお国自慢こそ、やがては愛郷心となり、愛国心となり、麗はしい心情となり、行為となりて現はれ、人間の教化、思想醇化の上に極めて力強いものとなるのである。之れに反してお国自慢のないものは利己に傾き共存共栄の社会をのろひ、延いては外国崇拜や個人主義思想かぶれとなる恐がある。本館が我が讃岐のお国自慢たる歴史傳説及び名勝の粹を抜き、之を芸術的に表現して郷土の人士を始め、広く全国に紹介して精神教育の一資料としたいのである」と述べ、お国自慢的郷土教育の効用を説いている。一方、全国教育大会では初等教育・中等教育・社会教育の3部構成で開催し、会場は総会と初等教育部が栗林公園特設会場、中等教育部は明善高等女学校、社会教育部が高松高等商業学校で行われた。第一日目は会員が約5,000名出席し、社会教育部には小・中学校教員の他に婦人会員75名も参加しており、各会場ともに会員の意見発表が多く盛況を呈したという。特に中等教育部会では「国民生活の実状に鑑み実業教育を一層振作せしむるよう」と建議することとした。第二日目には新渡戸稲造の「国際人の教育」などの講演があり、「一、徳育を主とし、特に光輝ある我が建国の精神を発揮せんことを期す。二、時局の重大に鑑み、教育上の欠陥を根本的に刷新せんことを期す」との決議を宣言して大会を終えている（200）。

その後、昭和4年には香川県師範学校附属小学校に郷土関係資料を展示した児童館が造られ、同5年には香川県女子師範学校附属小学校に郷土室が置かれるなど、県内の師範学校附属小学校を中心として郷土教育の実践研究が行われるとともに、同5、6年には文部省から全国の師範学校に郷土研究施設費が交付されるに及んで郷土研究と郷土教育の深化が図られるようになった。また、民間では昭和5年に郷土教育聯盟が結成され、機関誌『郷土』（翌年『郷土科学』、翌々年『郷土教育』に改称）の発行を通じて全国に郷土教育が普及していった。このような中で、香川県でも県学務部・師範学校・香川県教育会・郷土教育聯盟香川県支部など官民が一体となって郷土教育を進める動きが生まれてきたのである。昭和6年（1931）1月に、香川県教育会は「本県教育方針及施設要項」を発表して、県下の教育当事者・市町村長・その他有力者の清覧に供し、その徹底を図るとともに、実現の機運を醸成しようとしている。そして教育方針として「一、官民協力シテ教育第一主義ヲ強調シ県民性ニ鑑ミ其施設並ニ効果ヲ完カラシムルコト。二、教育機関ノ設置廃合ヲ慎重ニシ内容ノ充実ヲ期スルコト。三、工業水産及移殖民ニ関スル教育ノ新施設ヲナシ産業ノ振興及県民ノ海外発展ヲ図ルコト。四、社会教育ヲ振興シテ家庭教育及成人教育ノ普及徹底ヲ図ルコト。五、学校教育ニ於テハ特ニ訓育ニ留意シ智識技能ノ偏重ヲ避クルコト。六、学校長ノ交迭ハ成ルベク之ヲ避ケ訓育方針ノ一貫、抱負ノ実現ヲ期スルコト。七、教員ノ養成及選叙ハ人格ニ重キヲ置キ徳化ノ基礎ヲ確立スルコト。八、市町村ニ於テ教育是ヲ定メ教育ノ地方化實際化ヲ図ルコト」を掲げ、施設要項の小学教育部では「1、高等科ノ改善（イ）実業科及技能科ノ教員ハナルベク専科正教員ヲ以テ之ニ充ツルコト。（ロ）実業科、家事科ノ設置ヲ完全ニスルコト。中略（ホ）公民的訓練職業的陶冶ニ努ムルコト」、同中等教育部では「2、教育ノ實際化ヲ図ルコト」、補習教育部では「1、現在ノ補習学校ニ改善ヲ加ヘ地方生活ニ即シタル教育ヲ施スコト。（中略）5、補習学校ト青年訓練トノ統一ヲ図ルコト。6、国費及県費ノ増額ヲ促スコト」、社会教育部では「1、県立図書館ノ建設ヲ期スルコト。2、市町村図書館ノ普及及充実ヲ図ルコト。3、民衆講座ノ普及ヲ図ルコト。（イ）各中等学校ニ於テ毎年思想善導生活改善等ニ関スル講座ヲ開催スルコト。（ロ）各教

化団体、修養団体ハ聯合組織ニ依リ一定ノ計画ノ下ニ民風ノ作興、生活改善及産業発達ヲ目的トスル講座ヲ開催スルコトを決めるなど、官民協力して教育第一主義の下で、学校教育においては知識技能偏重を避けて訓育に留意し、市町村においては教育是を定めて教育の地方化・實際化を図るとともに、教員養成においては人格に重きを置いて徳化の基礎を確立するよう、その徹底化を求めている。合わせて補習教育や社会教育の充実を強調している点に時代的特徴が見られる。

②郷土教育研究会等の開催（昭和7年）

香川県教育会は、昭和6年に「教育方針及施設要項」を発表した後、同年1月20日から9日間、香川県における郷土教育の先駆者である福家惣衛による各都市巡回講演会を行うとともに、同7年1月30日、31日には綾歌郡陶尋常高等小学校において綾歌郡教育会主催・香川県教育会後援の郷土教育研究会を開催している。後者について昭和6年12月16日付の『香川新報』には、「近時郷土教育の声高く之が実施に苦心してゐるが、未だ其の聲の高きに比し實際的教育の件はないのを遺憾として、綾歌郡教育部主催県教育会後援の下で斯道の権威者奈良女子高等師範学校教授小川正行氏を招聘して左記に依つて郷土教育研究会を開催する事になったが、聴講者は郡内小学校教員は勿論郡外教育関係者小学校教員の聴講を歓迎する」として郷土教育研究会の開催案内が出され、その内容は第一日（1月30日）に「一、実地授業、二、陶小学校に於ける郷土教育に関する施設経営発表、三、会員の研究発表（一）研究題目「小学校に於ける郷土教育の実施方案如何」、（二）意見発表（1名30分以内）、（三）発表意見の要項は可成印刷の上、会員に配布を請ふ、四、陶小学校に於ける郷土教育に関する施設視察（随時）」、第二日（1月31日）には「一、実地授業、二、講演（一）題目：郷土教育に関して（二）講師：奈良女子高等師範学校教授小川正行先生」とある。この時の研究発表校は三豊大野原校、綾歌陶校、同加茂校、丸亀城坤校、仲多度与北校、綾歌坂本校、同土器校、木田小菘校、香川一宮校、男女師範学校附属校、綾歌造田校、同滝宮校の13校であった。

当日の様子について、郷土教育聯盟の機関誌『郷土科学』第11号の郷土ニュースには「香川縣の郷土教育研究大会縣教育振興會教育勸語渙發四十年記念教育研究指定の陶小学校に於て開かる。香川縣綾歌郡陶小学校に於て明春二月中旬郡教育會主催の郷土教育研究大会が開かれ、諮問問題の討議、研究発表を始め、各小学校の郷土調査研究物の展覽に併せて同校の誇りとする郷土教育の實際を公開する筈で擧郡一齊に穩健真摯なる研究調査に没頭してゐる。（中略）因に本大会は初等教育會にその動向を示すものとして深き趣味を以て期待されてゐる。尚同校にては昭和御大典紀念事業として教育精神の革新を期すべく、郷土を土臺として児童生活の基礎の上に人間精神の全面を着眼し、直接間接の経験で学習の基礎をつくり、生々した現実の文化を凝めた實際教育を施し、郷土教育の効果を挙げてゐるが、既に第一期の計劃を終へ目下第二期の計劃の遂行につとめつゝあり、特設中の重なるものは低学年の郷土科、郷土読本、郷土寶典、香川縣地勢模型、郷土地勢模型、先輩偉人肖像、標本各種統計等何れも體系付けられて郷土文化の殿堂として實際教育家の等しく嘆稱する所である。尚これが體系的陳列をなすために郷土館が建設さるべく、その起工式が去月二十日盛大に行はれ、着々工事中で今秋までには郷土愛の模範的施設が現実化さるゝ譯である」と伝えられている（201）。

また、『郷土科学』第15号には昭和6年11月開催の香川県初等教育聯合研究会について「香川縣初等教育聯合會我が國の郷土教育も漸く黎明期を過ぎ今や実行期に入つた様な感が致します。そうして其の実績を挙げて居るが学校も尠くない事は実に我々に取つて慶賀にたへない事であります。去る十一月二十一日、二十二日香川縣初等教育聯合研究会が開催されました。専ら『郷土教育実施方案』なる題下に各都市並に両師範附属の発表が有りましたが、従来の様な理論に遍し易きを逃れ、何れも真摯なる実行方案や力強き実施状況に就いての発表で、正しき郷土教育への更新清くが奏でられました。当日の発表題目は左の如くで、なほ一日目には女師範附属校主事杉野先生の『郷土教育の原理』、二日目には廣島高等師範附属校主事守口先生の『郷土教育』なる講演あり、郷土教育の重要な所以を説かれ、又其の必要を強調され大いに会員の蒙を啓発せられ二日共盛會に終わりました。一、郷土教育に対する私見の一端と本校の教育 香川縣香川郡檀紙校 横山武平。二、我が校郷土教育の實際 綾歌郡陶校 太卷正一。三、郷土教育の實際化 丸亀市城西校 大平定治郎。四、我が校に於る郷土教育の實際 三豊郡大野校 大西正久。五、我が校に於る理科郷土化の實際 仲多度郡筆岡校 伊達左。六、郷土教育実施案私見 木田郡古高松校 山田豊。七、我が校郷土教育の指標と實際 男師範附属校 石濱勇市。八、郷土教育の實際 女師範附属校 土川清。九、新興教育の觀點に立つ郷土教育案 大川郡石田校 入倉政七。一〇、郷土教育と地理学習の一考察 高松市鶴谷町校 鎌野政利。一一、郷土教育に於る学習指導 女師範附属校 藤本正定」と紹介され、県内各小学校での郷土教育の進展状況が分かる。『香川新報』には、昭和6年の「紙の教育から土の教育」「大西大野原校長の郷土教育研究」、同7年の「郷土地理学の觀點について」「教育の原点とし

ての労作と郷土」、同8年の「讃岐文芸読本の編纂」「郷土教育の先駆者—陶小学校をみる—」などの郷土教育に関する記事が掲載され、「これに関する研究会・講演会が各地に開催され一種のブームさえ巻き起こした」と報道されている。昭和8年（1933）2月2日には、昭和4年に発会した御大典記念財団法人香川県教育振興会より郷土研究優秀校として、綾歌郡陶小学校、同山田小学校、広島小学校、草壁小学校、勝間小学校の5校が表彰され、同11日には陶尋常高等小学校と山田尋常高等小学校が紀元節記念事業郷土教育研究奨励金を受賞するなど、県内における郷土教育の普及・進展と実践成果が現れていることが分かる（202）。

第2節 小学校・中等学校における郷土教育の実践

1 小学校

香川県の小学校における郷土教育は、大正元年（1912）の「小学校教授細目」において、従来の地理歴史科にあたる教科が郷土科と改称されたことによって、大正初年に香川県師範学校附属小学校に郷土科が特設されたのを嚆矢として、大正3年3月には福家惣衛香川県師範学校教諭が『教育の郷土化新研究』を著して、初等教育における郷土教育の重要性を提唱したこともあって、同4年1月には香川県女子師範学校附属小学校において第1回学習指導研究発表会（第1回県下小学校聯合研究会）が開催されて郷土誌について協議がなされるなど、両師範学校の附属小学校を中心にして郷土教育の研究協議がなされてきた。この時点までは郷土教育は研究に重点が置かれていたが、昭和4年（1929）の世界恐慌に端を発した日本国内の経済不況や農村窮乏化の中では、次第に大正新教育時代のロマンチズムは色あせて、「教育の生活化」を求める動きが強くなってきた。このような時代背景の中で、郷土教育もより実践的なレベルに入って行かざるを得ない段階になってきたのである。概して郷土教育実践校の中には、大正新教育の実践歴がある小学校が多く、児童の自主性や自学精神を尊重する教育方法と郷土の調査研究を重視する教育方法には相通底する共通項があったのではないかと考えられる。併せて大正15年の郡制廃止に伴う県学務当局や小学校長の職務権限強化等によっても、各小学校の教育方針等にその意向が大きく反映するようになり、郷土教育が県内に浸透していったのである。昭和4年11月には香川県師範学校附属小学校に郷土関係資料を展示した御大典記念児童館が創設されるとともに、香川県女子師範学校附属小学校においても郷土科を特設して「郷土科教材一覧表」を作成し、それを学年配当を行うなど、郷土理解に基づく郷土愛の育成を図る郷土教育が行われた。その後、昭和5、6年の文部省による郷土研究施設費補助を契機に、両師範学校の附属小学校を中心にして県内各地に郷土教育の実践校が増えていくことになるのである（203）。

表2 郷土教育研究実践校一覧（昭和6年～14年）

県都市	小学校名	東京帝国 大学郷土教育 調査（昭6）	女子師範郷 土教育研究 会（昭6）	綾歌郡教育部 会郷土教育研 究会（昭7）	県教育振興 会表彰校 （昭8）	総合郷土研 究紹介校 （昭14）	郷土読本 等掲載 （昭11）	その他	学校計
県	師範附属		○						1
	女子師範附 属	○	○	○					3
小豆	草壁				○				1
	淵崎						○		1
	安田						○		1
	福田						○		1
大川	石田		○						1
	三本松						○		1
木田	古高松		○						1
	小菘			○					1

香川	檀紙		○						1
	一宮			○					1
	由佐						○		1
	仏生山						○		1
	上笠居							1	1
	男木							1	1
綾歌	陶		○	○	○	○	○		5
	加茂			○					1
	山田				○	○			2
	坂本	○		○					2
	土器			○					1
	瀧宮			○					1
	坂出東部						○		1
	林田						○		1
	造田			○					1
仲多度	筆岡		○						1
	与北			○					1
	広島				○				1
三豊	大野原		○	○					2
	勝間				○				1
	麻						○		1
	大見						○		1
	比地二							○	1
高松	鶴屋町		○						1
	四番丁						○		1
丸亀	城西		○						1
	城坤			○			○		2
	城北							1	1
合 計		2	10	12	5	2	13	4	48

*参考：『香川県史』第6巻、542頁。熊野勝祥『香川県大正・昭和前期教育史』香川県図書館学会、2005年、417頁。川野正雄編『内海町史』内海町、1974年、397頁。丸亀市史編さん委員会編『新編丸亀市史3・近代現代編』丸亀市、1996年、803頁。寒川町史編集委員会編『寒川町史』寒川町、1998年、550頁～551頁。古高松郷土誌編集委員会編・発行『古高松郷土誌』、1977年、343頁～344頁。坂本村史編集委員会編『坂本村史』坂本村役場、1961年、164頁。新大見村史編纂委員会編『新大見村史』大見村、1955年、332頁～333頁。高瀬町編『高瀬町史』史料編、高瀬町、2002年、598頁。

1) 香川県師範学校附属小学校

香川県師範学校附属小学校は、明治23年（1890）7月に附属小学校及び附属小学校幼稚科仮規則によって設立され、同年9月から授業が開始された。昭和4年（1929）11月30日、香川県師範学校附属小学校に郷土関係資料を展示した御大典記念児童館が落成し、同時に展覧会が開催された。当時、児童館は、附属小学校の正門を入ると、右手に赤い屋根のモダンな建物が目を引く児童憧れの施設で附属小学校のシンボルであった。児童館は、児童に自学自

習あるいは自由研究をさせる目的で天皇即位記念事業として建設された校内で唯一の2階建てで、階上に図書室と書庫、階下には理科や郷土関係の資料展示と実験・観察室、一部は静養室に当てられた。昭和6年6月には香川県初等教育聯合研究会編纂の『讃岐の誇』を発売し、同年11月には国史研究部から『国史対照香川県郷土史年表』を発行するなど郷土研究の面で成果を上げた。また、同年11月21日、22日には、郷土教育を研究題目として県下小学校聯合研究会を開催し、石濱勇一訓導が「我が校郷土教育の指標と実際」について意見発表を行うとともに、各教科の訓導（読方の藤村、修身の曾根、理科の藪内、綴方の山地、算術の花房、国史の小笠、地理の植田）が郷土科の実地授業を行った。続いて同年12月27日～30日には冬期郷土教育講習会が開かれ、さらに同7年11月25日～26日には香川県初等教育連合研究会を主催して、労作教育を研究するなど県内における郷土教育実践の中心校として積極的に活動している。

その後、昭和12年（1937）には香川県が秋田県・茨木県とともに文部省から指定されて郷土の総合研究に当たることとなり、同年2月21日には総合郷土研究協議会が開かれている。翌22日から26日まで香川県師範学校において文部省主催の郷土教育講習会が開催され、23日と25日には文部省嘱託小田内通敏の指導によって郷土教育改善協議会を実施された。その協議の結果、小学校における改善方策として次のような成案を得たと報道されている。

I 郷土教育観の確立

- (1) 郷土教育は郷土による郷土への教育であり、国家への教育である。
- (2) 郷土教育は常に国民教育の基礎となるもので、時代的の教育説ではない。

II 制度に関する事項

- (1) 低学年に於ける合科学習の実施
- (2) 郷土科の特設
 - イ 郷土科の目的の明示
 - ロ 実施に対する其の筋の寛大なる処置
- (3) 休日決定に当たり郷土により校長の自由裁量を認むること。

III 教員に関する事項

- (1) 郷土教育に理解と信念を有する教員の養成
 - イ 師範教育
 - ロ その他の教員養成所に於ける教育
 - ハ 郷土教育講習会等
- (2) 永く同一学校に職を奉じて郷土体験ある教育者となること
- (3) 郷土教育に関する研究調査の助長

IV 施設経費に関する事項

- (1) 香川県郷土教育研究会の組織
- (2) 各学校に於ける郷土教育指導体系の確立
- (3) 各学科の郷土化せる細目の編成
- (4) 心理的見地に立てる郷土教育施設
- (5) 継続的・組織的なる郷土調査及其の活用
- (6) 郷土の縮図としての郷土室の経営
- (7) 郷土読本の編集と其の活用
- (8) 郷土社会との密接な連関
 - イ 家庭・学校との連絡
 - ロ 郷土奉仕
 - ハ 郷土行事の教育化等

V 郷土教育実施上の注意

- (1) 偏狭なる愛国心と利己心の育成に陥らぬこと
- (2) 豊富なる郷土資料中より教育的価値のあるもののみを選ぶこと
- (3) 学校教育の全分野に郷土教育の精神が流れていること

これらを踏まえて昭和12年3月29日には郷土読本編纂に関する職員会が開かれ、同12年6月発行の「香川師範学校附属小学校概覧」には、教育方針として「(1)生活を重視すること、(2)郷土に基調を置くこと、(3)労作を強調すること、(4)協同活動を尊重すること」を掲げ、各教科の教授方針の中には「郷土の教育資料の調査を十分にしておいて教授の効果を挙げることにつとむ」という項目が見られる。また、同年には特別研究の目的をもって手工科・郷土科・自然科・剣道の4教科が新設され、このうち郷土科・自然科・剣道は、昭和16年の国民学校令によって新たに設けられる「郷土の観察」「自然の観察」「体鍛科剣道」の先駆的試みでもあった。郷土科の目的は「自然文化の融合したる郷土を体験せしむるにより、純真なる郷土的情操を涵養して人格の基礎を陶冶し、兼て郷土の自然文化を直観せしむることによりて認識の基礎を育成す」と定められていた。その後、昭和13年11月には香川県初等教育聯合研究会(香川県師範学校附属小学校)から脇田順一編著の『讃岐方言の研究』を刊行している。同校は国民学校令により、昭和16年4月1日に香川県師範学校附属国民学校と改称され、同18年4月1日には改正師範学校令等により師範学校が官立専門学校となったため、香川師範学校男子部附属国民学校と改称された(204)。

2) 香川県女子師範学校附属小学校

香川県女子師範学校附属小学校は、大正2年(1913)4月1日に開校し、同4年1月23、24日には地理歴史の教育をテーマとした第1回学習指導研究発表会(第1回県下小学校聯合研究会)を開催して、郷土誌について協議をするなど、早くから郷土教育の研究や教材の郷土化に取り組んできた。同年7月には香川県女子師範学校と県下各小学校・各都市視学が会合して県下小学校聯合研究会規約を制定し、その会則によれば、会長は香川県女子師範学校長、理事は同附属小学校主事及び都市視学(丸亀市は学務主任書記)が務め、会員は香川県女子師範学校職員・都市視学及び県下小学校在職者として、毎年1回2日間本部の香川県女子師範学校附属小学校において教科または学年研究を中心に聯合して実地授業・講話・協議等の事業を行い、教育上の問題を研究することとした。同規約は大正14年に改正され、香川県男女両師範学校県下小学校聯合研究会と改称されて、両師範学校が毎年交互に研究会を主催することになった。その後、昭和5、6年の文部省の郷土研究施設費補助を契機に香川県女子師範学校では、全教員、生徒の動員によって研究資料を収集して、これを陳列・研究するための郷土室を設置し、この郷土室を学習の場・訓育の場・一般研究心養成の場として活用し、郷土意識や郷土愛を啓発し育成しようとした。また、各教科を郷土化するという方法原理としての郷土科ではなく、総合的、全一的な学習を企図して郷土科を特設して、教材を郷土の自然、人事、文化、郷土の過去、現在、将来に至るまで広く郷土の事象に求め、児童の心意との関係を顧慮して「郷土科教材一覧表」を作成した。これに基づいて各学年毎週1時間の総合学習を実施したのである。香川県女子師範学校附属小学校の郷土教育の実践は、郷土理解に基づく郷土愛の育成という主観的主情的郷土教育の傾向が強かった。昭和6年3月の東京帝国大学文学部教育学研究室による郷土教育調査報告で、香川県の郷土教育実践校として綾歌郡坂本尋常小学校とともに取り上げられ、同年11月の香川県女子師範学校附属小学校で開催された郷土教育研究会においても、各訓導による各学年毎の郷土科の実地授業や、同校の古川清と藤本正重の両訓導がそれぞれ「郷土教育の実際」と「郷土教育における学習指導」について意見発表を行うとともに、松野憲治同校主事の講演「郷土教育の原理」もあった。また、同7年1月に陶尋常高等小学校で行われた綾歌郡教育会主催の郷土教育研究会においても、同校は発表するなど郷土教育部門において県内小学校教育の先導的役割を果たしていた。

香川県女子師範学校附属小学校の郷土教育の実際については、香川県女子師範学校・香川県坂出高等女学校の『教育概要』(1935年)によれば、郷土科の目的は「郷土科は児童をして郷土たる統一的環境を体験せしめ、真に郷土を熟知了解せしめることによりて、郷土愛護の精神を涵養し、更に進んで郷土を栄えしめんとする志操を啓発し、よろよき地方文化の建設に努力せしむることにより、我が国文化の発展に資せんとするものなり」と記され、郷土科特設の理由は「我が校に郷土科を特設したるは、従来の如き或種教科の準備としての郷土科乃至、各教科に於ける郷土化による郷土の概念的・断片的取扱のみにては、統一的生命体なる郷土を全一的・総合的に真に了解せしめ、郷土教育の目的を達し得ずと思惟せしが故なり」と述べられている。教材選択の方針は「教材は郷土の自然・人事・文化・郷土の過去・現在・将来等広く郷土の各要素よりこれを求め、努めて郷土を全一的・総合的に認識し、正当に郷土を理解して真の愛郷心を培ふに適切なるものを選び、尚児童心意を郷土意識の発達、郷土教育と国民教育全体の関係等を顧慮してこれが選択をなせり」とし、教材排列の方針は「児童心意と郷土意識の発達及び児童生活の展開に即し、且季節並に学校行事、郷土行事と連絡をとり、他教科との関係を顧慮して排列し、尚同一学年に於ては横の教材体系を整へると共に、教材内容の縦の発展を論理的ならしめんと努めたり」と決め、年間の学年別「郷土化教材配当一覧表」に基づいて指導してい

る。また、指導方針については「教材の取扱は、出来得る限り直観・体験を通じ、実習作業に訴へ、校外学習・実地見学等を重視して、つとめて具体的・生活的・総合的・全一的ならんことを期すべし」と定めている。図書室については、児童図書室を設けるとともに、鎌田共済会児童図書館も利用した。

教育研究では「本縣初等教育の進歩発達に資せんが為、教育の理論及び實際に関する調査及び研究をなす」ことを方針として、学年研究部では学科課程及び教育方法の研究を、教科研究部では各教科の教科要項及び教授研究を行い、毎月1回輪番制で研究教授・研究発表・批評会を行うとともに、研究大会として隔年1回の春季初等研究会、隔年1回の秋季県下初等教育聯合研究会を実施している。また、名士を招聘しての講演会や毎週土曜日の修養会・視察旅行報告会（県下小学校視察・県外視察旅行）を行うとともに、教育協議会（各高等師範学校主催各種協議会）へは常に研究員を派遣して協議に参加している。さらに地方小学校との連絡を密にして隔年6月の初等教育研究会（農繁期に実地授業・研究発表・講演協議等を行う）・県下初等教育聯合研究会（隔年11月に県下小学校・両師範附属小学校が聯合して、両師範附属小学校交代で主催）・地方小学校研究会（実地授業の批判指導・講話、研究発表会の批評指導・意見発表）を行っている。そして研究・調査事項の成果は著述又は雑誌によって発表し、昭和6年6月の第16回研究発表会では浦上仁一教諭の講演「郷土博物館に就きて」があり、当日には郷土博物標本を会場に陳列した。同7年6月の第17回研究発表会には、勝部謙造広島文理大学教授の講演「最近教育に於ける二大主張に就きて『労作教育と郷土教育』」があり、同9年の第18回研究発表会には、藤本正重訓導の研究発表「日本精神顕現への国史教育」、建武中興六百年記念講演会として藤本訓導の「建武中興教授につきて」と岡田唯吉氏の「讃岐に於ける建武中興史蹟と史料」の講演があり、郷土室において建武中興六百年記念小展覧会が開催されている。

同校主事の松野憲治は、山梨県出身で同校の郷土教育の推進に中心的役割を果たした人物である。広島高等師範学校専攻科卒業後、昭和3年～同7年まで香川県女子師範学校附属小学校主事を務め、昭和5年（1930）には全国師範学校附属小学校主事協議会に「香川県教育大観」と題した論考を次のように寄稿している。「香川県は両三年前まで三五年の間、農民組合運動の激烈な土地であつたのは周知の事である。職業的指導者の巧妙な口車に乗せられて何の自覚なしに、歪める権利を主張し、誤れる自由平等などを唱へたに過ぎなく、根柢浅き浮雲の如き運動であつたようであるが、それが教育の障碍の上に及ぼせる影響は決して尠くない」「香川県は上古より国史の舞台として存在し早くより開発された地方であるが故に、矢張り県民一般が伶俐で物判の早いことを感ずる。同時に功利的個人主義の更に末梢の皮相的でトツシリした落つきに欽け、深みの乏しきをも感じさせられる。利発である洗練されてあるといふ長所が直ちに短所である。伸び切つたゴムの感じ、老ひ込んだ感じ、夕陽の感じを印象し、旭日の感じ、これからだといふ感じ、弾力性に富む感じを印象しない。それ故に香川県のみではない、一般に早くより開けた地方は、その県民に、末梢の皮相的敏捷さでなく、寧ろ鈍重さ、弾力性、深みを教育によつて要求しなければならぬも少し素樸さがあつてよいやうに思ふ。素樸さは若さであり、洗練は老ひである。若さを常に取り戻すもののみが常に生々活動発展をなす」と記している(205)。

3) 陶小学校

陶小学校は、明治20年（1887）4月1日に陶尋常小学校として創立され、同38年（1905）4月に高等科を併置して陶尋常高等小学校と改称された。陶尋常高等小学校の郷土教育は、山本娶太郎（1884～1983）が同校校長として着任した大正15年（1926）4月から始まった。

山本娶太郎は明治17年（1884）の鶴足郡東坂元村出身で、明治41年に香川県師範学校を卒業後、小豆郡内各小学校に勤めて苗田尋常小学校長（大正6年～同9年）、安田尋常高等小学校長（大正9年～同13年）となり、大正15年には陶尋常高等小学校長となって昭和8年（1933）まで陶村農業補習学校長を兼任するとともに、陶村立青年訓練所主事も務めるなど学校教育のみならず、社会教育を含めて幅広く陶村の発展のために活躍した人物である。山本は、陶尋常高等小学校赴任後の大正15年4月21日に「自学自習ノ態度及ヒ能力ヲ養成シ生活ニ必須ナル知識ヲ体得セシメ以テ彼ラノ生活基盤ヲ建設セントス」（『学習の実際記録』『陶の光』特輯号）という教授方針を示して、画一主義や都市偏重になりがちな学校教育に対して、自学主義と郷土教育を重視する方針を打ち出した。その理由について、山本は「過去の教育は、余りに画一主義の教育であつた。すべての点に於いて、都会偏重の教育であつた。この教育の方針の実施では、この村で何年しても今までとかわらない、どうしても地方には夫々地方色を持たせる教育が必然的に考究実施されなければならぬ。画一主義の教育や都会偏重の教育に終始していたのでは、地方農村はむしろ没落する。自分の過去に反省させられました。教育の農村化、地方化を考えました。（中略）この地にしつかりとした教育、もつともつと生々とした教育をせぬはだめである」とその手記に書いている。当時、香川県では農業恐慌や経済不況が続く中で、

農村の窮乏化が進むとともに小作争議が頻発するなど農村社会の諸矛盾が顕在化する厳しい時代に直面していたが、山本はこれらの社会状況の変化に対して、教育の力によって郷土の再生と開拓を行おうと考え、自学主義と郷土教育重視の教授方針を打ち出したのである。山本のメモには赤鉛筆で「当時ノ農民争議ハ当局モ袖手傍観デアツタ、教育ノ力デ解決セネバナラヌト思ツタ」と認められていた。

早速、大正15年9月には学習指導について「教師は先ず各科の本質に従ひ、その学習法を研究し、合理的なる自学方法を会得せしめ、健全なる自学的態度の訓練に努めよ」（『陶の光』（特輯号））と指示するなど、児童の自学自習的態度の養成を重んじ、児童が主役となって活動できる機会と場を積極的に設けようとして、郷土に根ざした教育や生活改善等を中心とした村の経済更生計画の実現にも寄与できる人材育成をめざした独自の「陶の教育」を展開していったのである。この精神は、その後も受け継がれ、昭和2年（1927）には「各科郷土化」をめざして、同3年には「相互学習」を取り入れるとともに、児童と教師による「郷土調査」を開始した。さらに同4年には郷土研究を整理して「学び方を学ぶ学習像」を提示し、同5年（1930）には「陶の教育」を「郷土教育」と命名して自治研究会を結成するとともに、同年9月には「郷土科」を特設して香川県より郷土教育研究校を委託された。さらに同6年4月には、自律的学習法を通して問題解決学習への取り組みがなされ、同年10月には「学習の労作化」を進めて陶の郷土教育を確立していった。同7年には自校で郷土教育研究大会を開催し、機関誌『陶の光』を創刊した。同時期に農林省より経済更生村の指定を受けるとともに、郷土教育聯盟香川県支部を創設して事務局を置くなど、昭和前期における郷土教育の先駆的実践校として全国的に注目を浴びる活躍をした。

昭和7年（1932）1月30日、31日に、香川県教育会綾歌郡部会と陶尋常高等小学校共催の郷土教育研究大会が同校で開催されたが、その席上で同校の「郷土教育十則」が発表された。陶尋常高等小学校の郷土教育の目標を具体的に明示したもので、それによれば、郷土教育を「郷土に即する学習法の本質により純化せられ生命づけられた真の教育」と定義し、郷土実態を教材として郷土の実態に即した学習を展開して「生活による直接体験」を重視する教育実践であった。同校の郷土科は郷土教育実践における中核的役割を担った教科として特設され、「生活による直接体験によって郷土を具体的に、全一的に理解せしめて更生に立つ真の教育をなさんとす」とあり、地域振興を担える人材の育成にその目標が置かれていた。そして同校の郷土科の実践を支えたのが「郷土調査」であり、それによって、郷土の実態を具体的に把握して問題を抽出し、それをカリキュラム編成や郷土教育の実践に役立てていったのである。同校の郷土教育実践の基礎となった「郷土教育十則」とは、次の10原則である。

- ① 現代教育思潮は児童自らをして、自らの足で大地を歩ませる事である。多く学ばせんよりも、強き力と精神とを養ふことである。
- ② 郷土教育の内容はあらゆる文化財であり、その対象は自然であり、社会でなくてはならぬ。
- ③ 郷土科は、生活による直接体験によって、郷土を具体的に、全一的に理會せしめて、真の教育をなさんとする統合の原理でなくてはならぬ。
- ④ 児童心理の発達過程に留意して児童の負担を過重ならしめること。
- ⑤ 読物によって郷土を知らしめん事にのみ執着してはならぬ。
- ⑥ 郷土教育は単なる骨董品の陳列や偏狭なるお国自慢の復古的気分に終わってはならぬ。
- ⑦ 郷土室は単なる郷土資料の倉庫であってはならぬ。
- ⑧ 郷土教育は、知識の断片的集積であつたり、希薄なる理性の液汁であつてはならぬ。
- ⑨ 郷土の実態調査により郷土の実情に精進し、適切なる教育方針並びに新しき郷土社会計画が樹立されなければならぬ。
- ⑩ 補習教育、社会教育、家庭教育と連絡して緊密にし、郷土教育の使命を果たさねばならぬ。

山本は、「郷土教育は単なる骨董品の陳列や偏狭なるお国自慢の復古的気分に終わってはならぬ、児童の歩む力と教師の導く力との合力によって歴史を含む現実の郷土を正しく把握し、よりよき郷土建設への精進の過程でなくてはならぬ」（『陶の光』特輯号）と述べ、郷土教育の基礎は郷土の総合的認識にあるとして、教師と児童とが相携え、数年かけて「郷土調査」を実施した。郷土を地理、歴史、政治、教育、経済、自然科学、美術、宗教、民俗、文学、衛生、兵事的郷土の12項目に分類し、さらに300種にも及ぶ内容を詳細に調査した。これらの調査資料は系統的、有機的に整理され、郷土室と郷土資料室に展示されて、教育の教材のみならず、青年や父兄にも利用され、村内の生産、文化などの向上に貢献した（『陶の光』第11号）。このほか郷土宝典、郷土読本（尋常科、高等科用）を編集したり、郷土かるたも作成している。教材は、新郷土社会建設のために、発達段階に応じて、尋常1年から高等科2年にわたって配当され、各種郷土調査資料の教科への活用表も作成して各教科の中で活用された。このように調査資料は全教科、全課目にわたって活

用表が作られて利用され、さらにこれらの資料はそのまま農村自力更生の基礎となり、生産増殖計画、文化建設計画にも活用されていった。山本の考えは、郷土を客観的・主知的な生活の場と見て、そこから現実認識を育てて新興郷土を建設しようとするものであった。同校では、「郷土科」を特設して尋常科1年から4年までは「郷土科教材配当表」に基づき毎週1時間、5年から高等科2年までは「郷土総合学習配当表」に基づいて毎週2時間実施している。「4年生までは郷土社会の観察（調査の初歩）を通して、『郷土の概念を得させ』ることをめざし」、その後「郷土学習—各教科の郷土的取扱い、この教科学習と学級自治会をむすび、教科外活動を組織し、さらに学外に村教育会議（自治研究会）を起こすという、全村教育的な構造を追及しようとしていた」のである。

このように同校では、大正15年から続く陶尋常高等小学校7か年教育計画によって成果が上げられていった。その教育の内容と道程について「陶村経済更生計画」には、大正15年度に調査を行い、「調査ノ結果並ニ過去ノ教育ヲ顧ミ自己反省」して「校風樹立」することとし、昭和2年度には「郷土ニ基調ヲ求ム」を綱領として、「地方化、実際化」（各科ノ郷土化）を実施し、その際には「画一的ナ教育ヲ排シ知的偏重ノ教育ヲ排シ地方色ヲ持ツコノ地ニアツタ生々トシタ農村ニ適切ナル教育ヲ目指シタ。郷土ノ自然及文科ヲ直観認識サスダケデナク之ヲ生活ニ体験サスコトニヨリ郷土愛ヲ基調トシタ教育教材ナリトス」とある。同3年度には「団体的訓練」を綱領とし、「郷土ニ即ル学習法」を身に付け、「地理学習ノ更新更ニ全科ニ及ボサントス」としている。続く同4年度（1929）には「郷土研究ノ整理」を行い、同5年度には「奈良女子高等師範学校附属小学校合同視察」（6月）、「郷土教育ト命名」（9月）、「県ヨリ研究依託」（11月）とあり、備考欄には「郷土教育施設既ニ充実ス、家事ノ地方化、実際化」と記されている。同6年度には、「郷土調査及郷土科」「郷土研究大会」「『陶の教育』公開」（昭和7年1月）、同7年度には「『陶の光』刊行」、「本校教育ト経済更生トノ聯絡結合」、「生産基本調査、農村計画ノ樹立」とあり、備考欄には「第六十三議会ノ自力更生ト農村更生計画ト偶然ニモ一致シタ」と記されている。こうして昭和7年には陶村が香川県から経済更生村の指定を受けて国の特別表彰を受賞し、同校が同村経済更生計画の中で主要な位置に占めるようになり、児童並びに村民の郷土愛啓発に力を入れるなどして農村改良主義に傾いていったのである。この間、昭和6年11月の香川県女子師範学校附属小学校での郷土教育研究会や同7年1月の教育会綾歌郡部会との共催の郷土教育研究大会において同校の取り組みを発表するとともに、同8年2月には職員総出で設立した郷土室は当時としては立派なものであったので、香川県教育振興会より郷土研究優秀校として表彰され、同年2月1日には紀元節記念事業郷土教育研究奨励金を受賞している。特に昭和7年（1932）の郷土教育研究大会において行った郷土教育の実践活動は、全国からの参加者に深い感銘を与え、昭和前期の郷土教育の先駆的実践校として郷土教育聯盟の機関誌上でも紹介されて、香川県内における郷土教育推進の中心的役割を担うことになった。さらに昭和14年刊行の『総合郷土研究・香川県』でも優れた郷土教育実践校として紹介されている（206）。

山本校長とともに、「陶の教育」を実際に推進したのは太巻正一訓導（1906～1945）である。太巻は、明治39年（1906）9月10日に陶村重清に生まれ、昭和3年（1929）に香川県師範学校専攻科卒業後、小学校教員として勤務し、陶尋常高等小学校では第7代山本褔太郎校長（大正15年～昭和8年）、第8代浮田種市校長（昭和8年～同13年）、第9第平尾巖教校長（昭和13年～同18年）の下で、昭和5年に郷土科を特設するとともに、同6年には東京浅草富士小学校講堂で開催された郷土教育研究協議会において、また、同7年には同校で開催された郷土教育研究大会においても「我校郷土教育の実際」と題する研究発表を行うなど、同校における郷土教育推進の中心人物として活躍した。同8年には更生区に分団名を大成、自彊、博進、精華、日新、改善、共栄と改称するなどして、同9年には優良経済更生村として富民協会及び農林大臣より表彰され、同10年には小学校に青年学校が併設されると青年教育にも力を注ぎ、同17年（1942）には青年学校の独立とともに初代校長となった。その間、昭和15年（1940）には、青年の心身の錬成修養を行う「日論道場」を十瓶山の南面中腹に建設して、社会教育にも力を入れた。

太巻は、同校の機関紙『陶の光』で窮乏化する農村の現状を見て「私共は安閑として、郷土生活の窮乏を涙なしに直視することはできない、しかも泣いて百年も待つも郷土は滅亡の墓域に急迫するのみである。新興郷土社会の建設のために出発したいのである」と述べ、「正しき郷土社会の実現を企図するために、何よりもまず、自己が生活する郷土社会の概念ない認識を確立し、そこに新しい指導原理を把握したい。それを知らしめることが児童を生かしていく道である」（『陶の光』第3号）と説き、まず「概念ない認識」（世俗的概念に囚われない郷土の姿を素直に認識すること）が大切であると主張した。太巻は「我校郷土教育の実際」の発表の中で、「郷土教育は、公民・国民などとの教育と関連し、労作勤労の作業学校の精神も含まれ、単に学校内のみに於てばかりでなく広く、一般社会・家庭生活にまで及ぶ重大なものである。郷土の観念は、児童の意識発展に従って、漸進的に広がっていくもので、小さくは村から、遂には国家に及び、つまりは国家を郷土とし国家郷土教育を主張するのが私どもの理想である。（中略）私の学校に於ける郷土教育は、

単に学校内に於ける教育活動のみに限らず、広く村の実社会に出でて、学校と役場と産業組合とが一体となり、内部からの精神運動としての郷土教育の実を挙げようと努力してゐる」と報告している。同校では、郷土教育の目的を「自己の生存する郷土によつて生活に必須なる知識技能を養ふと共に、郷土における自然及び文化現象を具体的全一的に理解認識せしむることによつて、歴史的社会的自我を発見し、益々郷土の発展と改善とを企図する郷土意識を涵養するにある」として、「郷土教育の実践には学校が校門を撤退して社会に出ることが極めて重要である」（『陶の光』第2号）との考えのもと、地域の教育力を学校内に取り入れようとしているところに特徴がある。

太巻は、昭和6年（1931）12月に開催された郷土教育聯盟の第2回郷土教育研究協議会において研究発表を行い、全体討論の場でも積極的に郷土科特設の意義について発言をして注目され、郷土教育聯盟からも高い評価を受けた。そして、その翌年に郷土教育聯盟の香川県支部が同校に置かれたことは、他府県では師範学校やその附属小学校に置かれることが多かったの対して、郷土教育聯盟が農村の先駆的实践校として同校を積極的に評価し注目していた証拠である。同年の郷土教育聯盟機関誌『郷土教育』の「編輯室だより」には「香川県陶校の太巻訓導の御尽力によつて、同地方の各学校を一団とした支部が出来、其の支部事務所を陶校におかれることとなつた。同地方の方々の参加を希望する」と記されている。その後、同校には、郷土教育聯盟の理論的指導者の一人である地理学者・文部省囑託の小田内通敏が、昭和8年、同10年、同12年の3回にわたって訪問して指導していることでも、郷土教育聯盟が陶尋常高等小学校の実践に期待するところが大きであつたことが分かる。

その後、太巻は、昭和9年（1934）に「更生に立つ陶の教育」と題して「今日の郷土教育は、我が国の現在と将来を見とほすべき革新的な自覚を振興する興国的文化運動であり今や日本は総てに行詰まりを生じ、非常時日本は益々深刻化し、超非常時に際会し、農村をして真に、自力更生に遭遇せしめるには、教育の根源に遡つて更生に立つ郷土教育に終始せしめねばならぬと思ふ。村の郷土の実態調査は、次から次へと児童青年と教師の相互協力によつて年中行事となつて組織的に計画的に出来て、これを有機的に系統立て、郷土更生計画の基本原理となつて居り、新しき生命を多分に持つ指導精神が生まれてゐるのである。（中略）教育全体が村の農民、郷土に即し、郷土のためになる人が育まれる仕組である。自力更生の進路は多岐に渉るけれども、要するに、郷土人の相互協力に待つことが多大であるから、茲に先づ郷土の機構を組織化して、真に隣保団結し得る共存生活体の地域を見出すことである」として、昭和8年2月7日の青年団役員会をきっかけに青年団活動にも力を注いで自力経済更生運動を進めた（207）。

以上、陶尋常高等小学校の郷土教育の特色は、①郷土調査の実施、②各科の郷土化、③郷土科の特設、④経済更生教育、の4点にある。その中でも特に郷土科特設の前段階における郷土調査と各科郷土化の実施が重要な意味を持っていた。同校における郷土教育は、郷土調査を実施してそれをもとに各科の郷土化を行い、各科の郷土化の問題点が出てきたところでその克服のために郷土科を特設するという経緯をたどり、その郷土科を中核的教科として位置づけ、郷土の経済更生・開拓に繋げていこうとしたのである。

①郷土調査については、郷土調査の目的を「児童の個性を知ることが、教育の出発点であると同様に健全なる教育の実現を期せんとする郷土教育に於ても正確なる郷土調査をなし、郷土の個性をあきらかにすることが、先づ郷土教育に基礎となり出発となる」とし、郷土調査は教員と児童の共同調査によつて行われたところに特徴がある。調査項目の分担は、尋常科1年生から高等科2年生まで全学年にわたっており、調査した内容を学習するだけでなく、調査の過程を通じて郷土に関する事象を認識させていこうとしている。12項目300種に及ぶ多岐にわたる郷土調査の調査結果は、約600頁もの『郷土宝典』にまとめられ、各科郷土化の細目、郷土読本の編纂、郷土資料室の経営に利用された。教科別の分類ではなく独自の方法で分類したのは、最近の科学と教育の動向を踏まえ、郷土事象を「総合的」に認識・理解させる目的を具体的に実行しようとしたためであつた。

②各科の郷土化については、陶尋常高等小学校では郷土調査の成果を踏まえつつ、各科の郷土化が進められた。郷土を教授の出発点として、各教科において郷土に関する内容を相互に関連付けながら学習を展開しようとした。郷土教育と各教科教育との関係について「郷土は、児童の生活並びに発達の舞台であり、児童の基本的知識基本的感情の啓培せられる根源である。故に、郷土は教授の出発点となり基礎となる。（中略）修身、国語、算術等あらゆる教科は、郷土より資料を得て、郷土より出発し、郷土を関心点として対比的有機的具体的取り扱いをなす」と考え、郷土教育と各教科の関係は密接不離であるとし、それらを「連結照合」させていこうとしたのである。各科の郷土化の実践を重ねるにつれ、問題点も浮き彫りになり、郷土学習は国定教科書の内容を理解するための補助教材としての意味合いが強く、郷土そのものの事象に深く切り込み、郷土の抱える問題を検討して地域振興を図るような学習を展開していくには限界があつた。「郷土意識の育成は只単に郷土を各教科に利用参照するのみでは十分にその成果は収められず、或はこれまでの断片的知識の取得に終わる憂がある」として、各科の郷土化の限界から郷土そのものを直接的に扱う教科の検討がなされ

るようになったのである。

③郷土科の特設については、これまで実践されてきた各科の郷土化や郷土読本による学習において、取り扱いが不十分な点や相互に関連させて学習を深めるべき点といった欠陥の改善がめざされた。郷土科のカリキュラムについては、まず年間カリキュラムとして、尋常科1年から4年までは毎週1時間、5年から高等科2年は毎週2時間配当で、それぞれ「郷土科教材配当表」と「郷土総合学習配当表」が編成され、この配当表には各学年とも週ごとの教材配当が示され、これに合わせて教材の「細目」が作られるが、「郷土科教材選択排列の方針」には、(1) 児童の生活において身近な事象を取り上げること、(2) 既成教科と連絡を図ること、(3) 児童の発達段階を重視した編成になっていることなどが定められており、さらに「指導要項」や「指導上の注意」などを踏まえて具体的な授業案を作成したのである。

④経済更生教育については、陶尋常高等小学校の郷土科カリキュラムの最終目標は、地域振興にあり、そのために郷土科学習で最重要視されたのは村社会における連帯思想の習得であった。児童を村の一員としていくために、村の組織、自治、生活改善、年中行事、寺社の祭祀、社会道德という6つの学習内容を授業に組み入れ、低・中学年で郷土学習を土台として、高学年・高等科では村の組織や自治など村全体の学習へと実践の幅を広げ、村民としての義務や責任、恩恵などを自覚させることで地域振興へと結びつけていったのである。つまり、郷土科では、年齢階梯集団における自己拘束的規則を含む村社会の連帯思想を理解させるために、人間関係を中心に規範や秩序、義務や責任について学び、郷土についての認識を養い、郷土民育成の学習を行っていたのである。そして第8代校長浮田種市の時代には、『陶の更生』第13号で「本校に於ける経済更生教育の実際」と題した論文を発表し、昭和5年(1930)には学校職員その他、村吏、産業組合・農会の役員及び常務職員、婦人会・青年団・処女会正副会長らを会員として「本村民ノ福利増進ヲ目途トシテ向フベキ針路ヲ考慮シ又ハ具体案ヲ検討スルヲ以テ目的」とする自治研究会を設立した(『陶の光』第6号)。さらに同8年には村内地区を分団に分けて「大成、自彊、博進、精華、日新、改善、共栄」の7つの呼称を命名し、教員たちが社会教育を含む村の自力更生により直接関わっていくことで、そこから得た知識や体験が学校内の活動にもフィードバックされるという相乗効果を生んだのである。

このように陶尋常高等小学校の郷土科は、児童の生活に即した郷土題材の学習を通して郷土の実態を把握し、郷土社会の観察や調査の方法を学習するとともに、郷土認識を育成するための重要な役割を担った。郷土科カリキュラムは、自然認識から社会認識へと学年を追って学習が広がっていくとともに、それぞれの年齢において家庭・学校・集落・村等の各社会組織の中で様々な役割と期待があることを自覚できるよう、全学年にわたって主要な学習内容として編成されていた。さらに同校では、郷土科における独自研究の成果を踏まえて、現実の郷土社会に関わる校外活動の実践を組織化していくとともに、社会教育をも巻き込んで地域振興を軸としたカリキュラム改造を行い、児童から成人層までの全地域住民を対象とした地域全体で郷土教育を推進するなどして、郷土社会改善・振興の主体者としての後継者の育成を実践していったのである。

4) 由佐小学校

由佐小学校は、明治20年(1887)に由佐尋常小学校として設立され、同41年(1908)3月に高等科を併置し由佐尋常高等小学校となった。由佐村では、素封家の加藤謙吉(1890~1933)が率先して香川県教育会の活動の普及啓蒙に努めて、明治30年(1897)には香川県教育会香川郡部会長に選ばれ、他郡に率先して香川郡立の実業学校創立に加わるとともに、同41年には県に先駆けて社会教育として巡回講演会の開催や教育映画の上映などを行い、香川県教育会並びに由佐村の学校及び社会教育の発展に尽くしている。また、大正2年~同11年までの10年間由佐尋常高等小学校長であった太田勇は、大正5年(1916)に大正天皇御登極記念事業として「由佐村立由佐文庫」を由佐尋常高等小学校に創立して巡回文庫をつくり、各青年分会場に支庫を置いて図書の閲覧に供する文化活動を行い、翌年にはその功績により文部省から成績優秀表彰を受けている。そして同6年には、児童に愛樹心を涵養するために校庭に花や草木を植えたり、また校舎隣接の田地一反余歩に農場実習地を作って各種の農産物や桑苗を栽培して、児童とともに耕作して施肥の加減、勤労の価値、穀類の大切なことを自覚させる農業労作教育に務めている。その背景には、明治44年(1911)に由佐実業補習学校が由佐尋常高等学校に併設され、大正8年には農業補習学校と改称して、同9年には香川県知事より教授細目実践優良校として褒状を授与されるとともに、昭和5年(1930)には郷土農業館や青年農事相談所を設置するなどして、同8年に文部省より表彰を受けるなど農業教育にも力を入れていたことが影響したものと考えられる。このように由佐村では、明治期から学校教育や社会教育に熱心に取り組む風土と環境が育っていたといえる。

その後、植田伊佐夫校長（在職：昭和10年～同17年）のとき、昭和11年（1936）に由佐尋常高等小学校編の『郷土讀本』（全85頁）が発行され、その序で植田伊佐夫由佐尋常高等小学校長・由佐青年学校長は、「教育は郷土より出発して郷土に帰らなければならぬ。而してわが郷土を愛するの心はやがて愛国の至情ともなるのである。実に郷土は山川の大より一木一石の小に至るまでがその郷土人にとりては離るべからざる愛着と感興を覚ゆるものである。

（中略）我が由佐村は上古よりの歴史に富み山緒深き神社を氏神とし縁起遠き寺院の伽藍は各所に聲え、文に武に我が先人の遺蹟は豊である。今や村人は父祖の残した恵により各自その生業に励み自治に教育に産業に交通にそれぞれ相当の成果を示し而も将来益々これが振興に努めやうとしてゐるのである。こゝに於て第二の村民たる児童及び青年男女をして我が村の現在を十分認識せしめそのよつて來たる所を知らしめ以て益々我が村の發展をはかるの覚悟を持たしめる為に我が校はこのたび『由佐村郷土讀本』を編纂したのである」と述べ、第一の由佐校々歌から第十九の天福寺まで、由佐村の歴史、由佐村の概説、由佐村の用水、由佐村の気候、由佐郵便局、由佐村産業組合、由佐村の電燈、由佐村の交通機関など郷土由佐村に対する認識を深めるとともに、冠纓神社・天福寺・頼之月見のこと・南の僧正七人塚などの名所旧跡の話や友安三冬・黎心阿闍梨など郷土の誇る人物を載せて学ばせている。翌年（1937）にも、その続編として『第二由佐村郷土讀本』（全128頁）を発行し、植田校長は奉安殿落成式に当たって「この第二讀本は村内各種団体の沿革及び我が村を文学的に又理科的にながめた事蹟等を前編とし村内の墓誌銘、石碑銘、注連柱銘、鐘銘等所謂金石文を集めて後編とした。（中略）我が村をいよいよ広く深くながめて行く上の参考にしてもらひたい。尚本郷土についてはまだまだ調査発表すべき余地がたくさんにあるのは申すまでもないがそれは又後を待つて第三、第四の讀本を出すことゝしたい。終わりに本郷土研究の資料を提供され、又編纂上の援助を吝まれなかつた村内各種団体及び各方面の有志諸彦に厚く感謝の意を表する」と述べ、郷土教育のみならず村を挙げての郷土研究に力を入れていることが分かる。そのため『第二由佐村郷土讀本』の内容は、前編が村誌で第一の我が村の地名の起りと古蹟から第十七の方言集まで、村内の学校や寺院、青年団、在郷軍人会、婦人会、消防組、農会などの団体、人物やことわざ・方言集など由佐村を構成する諸団体・諸事物が掲載され、後編では村内に存在する著名な墓碑文や鐘銘がまとめられている（209）。

5) 上笠居小学校・男木小学校

上笠居小学校は、明治25年（1892）9月に上笠居尋常小学校として創立され、同45年に高等科を併置して上笠居尋常高等小学校となった。香川郡上笠居尋常小学校訓導の橋本仙太郎（1890～1940）は、『四国民報』の夕刊に「童話『桃太郎』の発祥地は讃岐の鬼無」と題して、昭和5年（1930）9月21日から11月13日までの計50回にわたって讃岐の桃太郎伝説について連載をしている。橋本はその緒言で「鬼無の地名の起因について調査したいと思ひつゝ古老の話をつとめて聴いた」として、直接的には「愛知県丹羽郡城東村字栗栖に桃太郎発祥地を発表して以来、愈々着実に当地の調査に馬力を出した」と述べている。時あたかも昭和2年から始まった大阪毎日新聞・東京日日新聞主催の国民投票による日本新八景の選定事業によって、国民の間に観光開発への期待や郷土愛を刺激する風潮が巻き起こっていた最中の昭和5年に愛知県の栗栖に桃太郎神社が創建されたのを直接的契機として、橋本は地元鬼無の地名研究を本格的に始めようとしたのである。

橋本は、明治23年に香川郡檀紙村中間に生まれ、香川県師範学校卒業後、上笠居尋常小学校に大正10年（1921）から昭和6年（1931）まで勤めたが、同校は大正4年から同10年まで香川県師範学校代用附属小学校として農村教育の実践、農業教育の徹底、地域社会への奉仕などの実習教育に力を注いでいたので、伝統的に地域社会との結びつきが強く、郷土研究や郷土教育にも熱心であったと考えられる。橋本は、上笠居尋常小学校在任中の大正15年（1926）に鬼無町で今岡古墳を発見し、昭和5年（1930）には女木島で発見した洞窟を鬼ヶ島洞窟と名付けて桃太郎伝説と結びつけ、「童話『桃太郎』の発祥地は讃岐の鬼無」であると長年の研究の成果を世に問うたのである。橋本は、この連載の結論として「①我が国固有の童話桃太郎の発祥地は讃岐の鬼無、②童話桃太郎さんの正体は稚武彦命、③童話桃太郎さんの作者官公」と結論付けている。

教育において桃太郎主義を最初に提唱したのは、童話作家の巖谷小波（1870～1933）であった。彼はその著書『桃太郎主義の教育』（1915年）で「日本将来の国民教育は、まさに桃太郎主義ならざるべからず」と主張して、「我が日本の将来は、より大に、より強くあらねばならぬ。それにはその国民を造るべき、教育の方針を根本的に改革して、従来の姑息な注入主義を斥け、専ら放胆な開発主義を執り度い。頭に斗り血をのぼせて、腹に力の無い様な人間、精神のみ勝つて、実力の之に伴はない国民は断じて造り度くないと云ふ事である」と述べ、桃太郎をあるべき教育の理想像と見て、桃太郎主義の教育を国民教育の基本にすべきであると提唱している。因みに桃太郎は、明治20年（1887）

の『尋常小学読本一』に載せられたのを皮切りに、同33年(1900)には『幼年唱歌(初の上)』、同44年(1911)には『尋常小学唱歌』に選定されるなど、様々な場面で学校教育に採り上げられていた。

橋本は、その後校長として赴任した男木尋常高等小学校(明治24年創立、大正11年に高等科を併置し尋常高等小学校)において、昭和7年(1932)10月1日に男木島郷土唱歌を作歌している。この郷土唱歌は全部で33番まであり、児童をはじめ島民に対して郷土への愛着と誇りを持たせる内容であったため、現在でも島民の愛唱歌となっている(210)。

- 一、昔ながらに馨しく 備讃の瀬戸の真中に 空ゆく雲も淀まする その名も雄々し男木の島
- 二、波は静かに松青く 白き砂浜奇巖あり 魚鱗の如く重なりて 屋並賑ふ百八十
- 三、世に遅るるを恥となし 進取を旨に何事も 協同一致を盾として 情に深く義に強し
- 四、折々学びの暇を得て 廻りて観れば我が郷土 海幸多く地味肥えて 飽かぬ眺めは日本一
- 五、春の瀬曳や夏は釣り 秋の南瓜に薩摩芋 冬は暖か夏涼し 天興を利用し努力せよ

(中 略)

- 三一、早や日は遠く入相の あれが玉姫晩鐘か 色麗はしき夕映えに 鳥は時に急ぐなり
- 三二、いざや急がん諸共に 空行く取りに習いつつ 家にまします父母は 我的帰りを待ちまさむ
- 三三、学ぶ時にはよく学べ 暇ある時のうさはらし 充滿して帰る知恵袋 搾る今宵の愉快さよ

6) 高松市鶴屋町小学校・四番丁小学校

①鶴屋町小学校…鶴屋町小学校は、前身が明治17年(1884)に創設された高松第一小学校で、同25年に鶴屋町尋常小学校となる。多田良太校長(昭和2年~同7年)は、愛の教育を掲げて児童の発動的態度の確立と自学自習の体認を通じて個度の伸長をめざす教育を推進したことで有名である。昭和6年11月22日に香川県女子師範学校附属小学校で開催された香川県初等教育聯合研究会において、同校の鎌野政利訓導が「郷土教育と地理学者の一考察」と題して意見発表しており、同校では多田校長の下で郷土教育が実践されていたことが分かる。現在、高松市立小学校編の『郷土教育の研究』という全26頁付表付きの冊子が香川県立図書館に遺されており、その冒頭に「発表者 高松市鶴屋尋常小学校 鎌野政利」の名が見えるので、この冊子は同6年の香川県初等教育連合会の発表時に合わせて出版されたものと推測される。その内容は、(A)理論的考察と(B)実際の考察の2部門に分かれ、(A)には(1)郷土教育の必要、(2)郷土の意義、(3)郷土の範囲、(4)郷土教育の目的、(B)には(1)郷土の研究、(2)研究の方法と運用、(3)一般教材について、(4)特殊的方法(郷土室、校外学習、遠足、郷土讀物・郷土文庫、郷土展覧会、郷土学藝会、その他)について詳しく書かれており、同校の郷土教育は理論と実践の両面にわたって幅広く組織的に行われていたといえる。校長は、多田良太、大西郁二郎(昭和7年~同13年)であった。

②四番丁小学校…四番丁小学校は明治9年(1876)に玉藻小学校として設立され、同25年に慈恩寺境内に高松市立四番丁尋常小学校として開校している。大正13年に開催された特別研究発表会において、同校の三谷基資訓導が「国史教育の一方面文化史」と題した発表を行うなど郷土教育にも取り組んでいる。昭和6年12月には高松市四番丁小学校で名所旧跡巡り「高松いろはカルタ」を作り、正月のカルタ取りをとおして高松市内の名所旧跡・名物等が自然に知れるよう工夫した取り組みがなされている。校長は林平七(昭和2年~同6年)、平田三郎(昭和6年~同10年)、片山伊勢吉(昭和11年~同16年)であった。このうち平田三郎(1884~1956)は、若くして上笠居小学校長となり、やがて県視学を経て四番丁小学校長となり、昭和8年刊の『高松市史』で執筆を担当するとともに、同20年には大禹謨を発見するなど郷土史家としても知られた人物である。

7) 丸亀市城坤・城西・城北小学校

①城坤小学校…市内で唯一高等科を併設した城坤尋常高等小学校は、明治43年(1910)に創立され、大正時代には自由画教育が盛んに行われ、大正6年(1917)2月の校舍落成記念展覧会では児童作品の地図・年表などの他に、郷土、物産、工芸、軍事、衛生、理科学、航海に関する器具や資料などを展示している。第2代校長の永井愛太郎は、明治36年(1903)香川県師範学校卒業後、仏生山小学校首席訓導、太田・香西小学校長、小豆郡・大川郡視学を経て、大正5年(1916)に第2代城坤尋常高等小学校長となり、明石女子師範学校附属小学校主事及川

平治の分団式動的教育論に共鳴して、これを採り入れ、後に「城坤小学校の動的教育」として全国的に知られる、児童が主体的に学習を深めていく新教育の教授法を実践した。その際、永井は「自学自習、創造教育、労作教育、分団教育、児童文庫の活用」の5つを動的教育法の実践方針として重要視したが、これらが後の郷土教育の実践にも繋がっていったと考えられ、昭和3年（1928）には永井校長自らが『郷土読本』を編纂して郷土教育に力を注ぐようになった。同校の昭和6年（1931）2月4日の『会記録』には、協議事項として「地方語につきて高等科男女に方言をかゝしめて統計をとること」として方言調査を行い、また、同7年1月9日の『会記録』には指示事項として「郷土研究科目により分担し研究を進べきこと」、協議事項として「郷土読本（尋四）の一部訂正」「本月の研究教授教育理論に関する研究発表 郷土教育 学校長、労作教育 河口・伊達・小田原訓導の中にて」と記されるなど、労作教育とともに郷土教育が重視されていたことが分かる。そして同7年1月には陶尋常高等小学校で開催された綾歌郡教育会主催の郷土教育研究会において、同校は郷土教育について発表している。その後、同7年2月2日の『会記録』にも、協議事項として「郷土研究促進法につき」「教師側の研究法 郷土に立脚せる各方面の研究 各教材を通じての郷土研究」、同7年12月2日の『会記録』には、協議事項として創作品展覧会の件について「(1) 図書消毒器、(2) 身長計、(3) ③郷土重要物製作順序」を挙げ、(3)の乃木草履・麦稈眞田など34品目については、原産地・年制産額・移輸入先・生産順序・標準価額を調査して12月10日の提出を求めるなど具体的な郷土調査にも力を入れている様子を窺うことができる。さらに同13年（1938）5月6日の『会記録』には「郷土史研究課題ニ関スル件」として「別紙ノ通り割当分担」とあり、「市史研究要目分担表」が添付され、時代別目次ごとに職員に割り振られていることが分かる。そして同14年の丸亀市制40周年記念行事には、同校は「丸亀歴史絵巻」を出品展示するなど、同年刊行の『総合郷土研究・香川県』にも、郷土教育のための教育考案で優秀な学校の一つとしても紹介され実績を残している。

- ② 城西小学校…明治20年（1887）に丸亀尋常小学校として設立され、同34年（1901）に城西尋常小学校として分離独立した。大正5年（1916）に大正天皇即位記念の記念文庫を開館し、昭和6年（1931）11月には香川県女子師範学校附属小学校における開催された香川県初等教育聯合研究会において、同校の大平定次郎訓導が「郷土教育の実際化」について研究発表している。
- ③ 城北小学校…明治20年（1887）に丸亀尋常小学校として設立され、同34年（1901）に丸亀城北尋常小学校となる。大正9年（1920）には香川県知事より教授細目実践優良校として褒状を授与される。昭和3年（1928）には同校の弥上秀雄訓導が『城北小学校郷土読本』を編纂して5年生の教材として使用している。この読本には、瀬戸内海、讃岐の農業、一茶の旅、城山に登る、万濃池の龍、丸亀の団扇、尼崎里也、讃岐の俚謡、故郷など、児童の郷土認識の発達段階に合わせて、丸亀を中心に幅広く県内の歴史、文化、地誌、産業、詩歌、物語などが掲載されていた(212)。

8) 山田小学校

山田小学校は、明治31年（1898）に山田尋常小学校として設立され、同38年に高等科を併置して山田尋常高等小学校となっている。大正4年（1915）には講堂を建設して記念館と名付け、大正9年には香川県知事より教授細目実践優良校として褒状を授与されている。その後、香川栄（大正14年～昭和8年）・中條加寿志（昭和8年～同12年）両校長のもとに郷土教育にも熱心に取り組み、昭和7年（1932）には帝国大学史料編纂官中村博士と香川県史蹟名状天然記念物調査員岡田唯吉氏一行が同校に来校し、翌8年には香川県教育会郷土教育研究委員福家惣衛が同校郷土教育の実際を視察するとともに、香川県師範学校卒業生一行も同校及と主基祭田跡地を視察に訪れ、同10年には文部省囑託小田内通敏が来校して郷土教育を視察するなど、郷土教育実践校として全国的にも注目される活動を行っていた。昭和8年（1933）には、郷土教育の一環として森義輝訓導の指導により山田村の立体地図を作製したことなどが評価されて、香川県教育振興会会長の香川県知事から郷土教育研究校優秀賞を受賞するとともに、紀元節記念事業郷土教育研究奨励金を受賞している。また、同14年には『総合郷土研究・香川県』において、香川県内における郷土教育で成果を上げている学校として綾歌郡の陶尋常高等小学校とともに、同校が紹介されている(213)。

9) 大野原小学校

大野原尋常小学校は、明治25年（1892）に創立され、大正9年には高等科を併置して大野原尋常高等小学校と

なった。昭和6年（1931）4月から同8年8月まで大野原尋常高等小学校長を務めた大西正久は、同6年11月に香川県女子師範学校附属小学校で開催された香川県初等教育聯合研究会において、「我が校に於る郷土教育の実際」と題した研究発表を行い、同7年にも陶尋常高等学校で開催された綾歌郡教育会主催の郷土教育研究会において同校の郷土教育について研究発表している。この間、大野原尋常高等小学校では、調査資料の作製、香川県模型地図、四国模型地図、大野原模型地図等の作製（特に村の3,000分の1の模型地図は精巧であった）、年代表をはじめとして郷土写真等を多く収集するとともに、郷土読本を編集するなどして郷土研究と郷土教育の推進に力を入れていたことが分かる（214）。

10) その他の小学校

①小豆郡

- ア) 草壁小学校…明治22年（1889）4月に創立され、同25年には草壁尋常小学校、大正9年には草壁尋常高等小学校となり、同9年には香川県知事より教授細目実践優良校として褒状を授与されている。昭和8年（1933）8月には香川県教育振興会より郷土研究優秀校として表彰されている。校長は、安部茂八（大正10年～昭和4年）、曾根菊次郎（昭和4年～同6年）、八代田実太郎（昭和6年～同11年）であった。
- イ) 淵崎小学校…明治25年（1892）4月に淵崎尋常小学校として創立され、大正6年4月に高等科を併置して淵崎尋常高等小学校となる。大正9年には香川県知事より教授細目実践優良校として褒状を授与されている。昭和14年に編纂された『総合郷土研究・香川県』において、郷土教育のための教育考案が優秀であった小学校として紹介されている。校長は、竹本庄蔵（大正14年～昭和3年）、平井弥須吉（昭和3年～同6年）、山口弥市（昭和6年～同7年）、山本喜一（昭和7年～同8年）、八木友一（昭和8年～同10年）、高本純一（昭和10年～同14年）八代田実太郎（昭和14年～同21年）であった。
- ウ) 安田小学校…明治24年（1891）に安田尋常小学校として設立され、大正2年（1913）4月に安田尋常高等小学校となり、後に郷土教育で有名な陶小学校長となる山本髣太郎が大正9年から同13年まで校長を務めている。昭和14年に編纂された『総合郷土研究・香川県』において、郷土教育のための教育考案が優秀であった小学校として紹介されている。校長は平井弥須吉（大正13年～昭和3年）であった。
- エ) 福田小学校…明治40年（1907）に福田尋常高等小学校として創立され、新興農村建設に生活綴方教育を結び付けた実践校として知られた。昭和14年に編纂された『総合郷土研究・香川県』において、郷土教育のための教育考案が優秀であった小学校として紹介されている。校長は、後藤弁次（大正14年～昭和3年）、山下重太郎（昭和3年～同4年）、三枝藤松（昭和4年～同7年）、吉井熊二（昭和7年～同8年）、太田實（昭和8年～同11年）であった。

②大川郡

- ア) 石田小学校…明治20年（1887）に石田尋常小学校として開校し、同39年4月には高等科を併置して石田尋常高等小学校と改称した。同41年（1908）に農業実習地と学校園を造り、同42年には学校林を購入している。昭和6年（1931）11月に香川県女子師範学校附属小学校で開催された香川県初等教育聯合研究会において、同校の入倉政七校長・真田桂訓導が「新興教育の観点に立つ郷土教育案」（郷土に即したる生活体験の教育）と題して意見発表を行っている。同年には、同校教員と役場職員合同の石田郷土誌研究会を開催して『石田村郷土誌』を発行している。校長は、山下克士（大正15年～昭和4年）、入倉政七（昭和4年～同9年）、山下重太郎（昭和9年～同10年）、多田基矩郎（昭和10年～同15年）であった。
- イ) 三本松小学校…明治5年（1872）に勝覚寺境内に第4区小学校として設立され、同7年には第3区小学校、同11年には三本松小学校と改称された。明治20年に三本松尋常小学校となり、同36年には高等科を併置して三本松尋常高等小学校となった。昭和14年に編纂された『総合郷土研究・香川県』において、郷土教育のための教育考案が優秀であった小学校として紹介されている。校長は、木村岩太郎（大正10年～昭和6年）、三好数政（昭和6年～同15年）であった。

③木田郡

- ア) 古高松小学校…明治41年(1908)4月に古高松尋常高等小学校として設立され、大正4年(1915)には大正天皇御大典記念事業として学校園の充実を図り、同8年には木田郡長より第1等を受賞している。昭和6年(1931)1月29日には校内に郷土館が設けられ、同年11月に香川県女子師範学校附属小学校で開催された香川県初等教育聯合研究会において、同校の山田豊訓導が「郷土教育実案私見」と題した発表を行っている。昭和8年には木内龍山先生記念碑除幕式を、同13年には二宮尊徳先生銅像除幕式を行うなど、郷土の偉人の顕彰にも力を入れている。校長は、矢野岩太郎(昭和4年～同7年)、尾崎正之(昭和7年～同11年)、石濱勇市(昭和11年～同21年、石濱は、香川県師範学校附属小学校訓導時代の昭和6年11月に「我が校郷土教育の指標と実際」について発表している)であった。
- イ) 小藁小学校…明治25年(1892)に田中村立小藁尋常小学校として設立された学校である。昭和7年(1932)1月には陶尋常高等小学校で開催された綾歌郡教育会主催の郷土教育研究会において、同校は研究発表を行っている。校長は、横山長三郎(大正5年～昭和6年)、多田幸一(昭和6年～同8年)、多田舜一(昭和8年～同15年)であった。

④香川郡

- ア) 檀紙小学校…明治20年(1887)に御厩尋常小学校として創立され、同23年(1890)の町村制度改革により檀紙尋常小学校となり、同45年には高等科を併置し檀紙尋常高等小学校と改称された。大正6年には講堂が新築され、展示会場等児童や村民のために使用された。昭和6年(1931)11月に香川県女子師範学校附属小学校で開催された郷土教育研究会において、同校の横山武平訓導が「郷土教育に対する私見の一端と本校の教育」について意見発表している。昭和14年に編纂された『総合郷土研究・香川県』において、郷土教育のための教育考案が優秀であった小学校として紹介され、また、田山数一校長(昭和7年～同15年)時代の昭和14年(1939)2月にも香川県教育振興会より優良小学校として表彰されている。
- イ) 一宮小学校…明治20年に一宮村立一宮尋常小学校として設立され、同34年に一宮尋常小学校と改称され、昭和15年には高等科を併置して一宮尋常高等小学校、同16年には一宮国民学校となる。大正13年に開催された特別研究発表会において、同校の河坂岩太郎訓導が「世相と国史教育」について発表するなど郷土教育にも取り組み、昭和7年(1932)1月には陶尋常高等小学校で開催された綾歌郡教育会主催の郷土教育研究会においても、同校は郷土教育に関する研究発表を行っている。第8代校長植田伊三夫(昭和6年～同9年)は、のち由佐小学校で郷土読本の編纂をするなど郷土教育に力を入れた人物として知られる。
- ウ) 仏生山小学校…明治25年(1892)に香川郡百相村立尋常小学校として創立され、同31年に仏生山町立仏生山尋常小学校を経て、同年に仏生山尋常高等小学校と改称される。大正8年には同校で分団教授(新教育)の研究会が開催されるなど、新教育にも熱心に取り組んだ。その後、郷土教育に取り組み、昭和14年(1939)に編纂された『総合郷土研究・香川県』において、郷土教育のための教育考案が優秀であった小学校として紹介されている。

⑤綾歌郡

- ア) 坂本小学校…明治25年(1892)に坂本尋常小学校として設立され、大正3年に高等科を併置して坂本尋常高等小学校となる。現在、丸亀市立飯山北小学校。昭和6(1932)年3月の東京帝国大学文学部教育学研究室による郷土教育調査報告において、香川県の郷土教育実践校として香川県女子師範学校附属小学校とともに取り上げられ、同年12月には東京浅草富士小学校で開催された郷土教育研究協議会に同校の田中重訓導が参加するなど、郷土教育に熱心に取り組んでいる様子が窺える。同7年1月にも陶尋常高等小学校で開催された綾歌郡教育会主催の郷土教育研究会において、同校は研究発表を行っている。同校の三谷寿夫訓導は生活綴方教育の実践家としても知られていた。校長は、片山伊勢吉(大正15年～昭和6年)、眞室専太郎(昭和6年～同12年)、近藤新八(昭和12年～同18年)が務めていた。
- イ) 加茂小学校…明治25年に加茂尋常小学校として設立され、大正4年に高等科を併置し加茂尋常高等小学校となる。

昭和7年（1932）1月に陶尋常高等小学校で開催された綾歌郡教育会主催の郷土教育研究会において研究発表を行っている。

- ウ) 土器小学校…明治24年10月に土器尋常小学校として設立され、同45年（1912）に高等科を併置して土器尋常高等小学校となる。現在、丸亀市立城東小学校。昭和7年（1932）1月に陶尋常高等小学校で開催された綾歌郡教育会主催の郷土教育研究会において、同校は研究発表を行っている。
- エ) 滝宮小学校…明治20年（1887）に滝宮尋常小学校として創設され、大正4年に高等科が併置され滝宮尋常高等小学校と改称された。昭和7年（1932）1月には陶尋常高等小学校で開催された綾歌郡教育会主催の郷土教育研究会において研究発表を行っている。校長は、小林亀三郎（大正4年～同12年）、真鍋虎太（大正12年～昭和3年）、松尾信義（昭和3年～同5年）、田村義元（昭和5年～同7年）、谷岡只夫（昭和7年～同17年）であった。
- オ) 坂出東部小学校…明治42年（1909）に坂出第二尋常小学校として設立され、大正9年（1920）には香川県知事より教授細目実践優良校として褒状を授与されている。同13年に坂出東部尋常小学校となり、昭和10年（1935）に高等科を併置し坂出東部尋常高等小学校と改称されている。昭和14年に編纂された『総合郷土研究・香川県』において、郷土教育のための教育考案が優秀であった小学校として紹介されている。
- カ) 林田小学校…明治24年10月に林田尋常小学校として設立され、大正4年には高等科を併置して林田尋常高等小学校となる。昭和14年に編纂された『総合郷土研究・香川県』において、郷土教育のための教育考案が優秀であった小学校として紹介されている。
- キ) 造田小学校…明治20年（1887）に小学校簡易科造田校として設立され、同21年に造田簡易小学校、同25年に造田尋常小学校、同37年に造田尋常高等小学校となる。昭和32年の郡界変更により綾歌郡から仲多度郡に属し、平成17年には琴南小学校に統合される。大正13年（1924）に開催された特別研究発表会では、同校の碓井実次訓導が「修身教育における児童考査意見」を発表するなど新教育の導入にも熱心であった。昭和7年（1932）1月には陶尋常高等小学校で開催された綾歌郡教育会主催の郷土教育研究会において、同校は研究発表を行っている。校長は、谷岡只大（大正15～昭和4年）、大熊庄五郎（昭和4年～同7年）、小亀匡一（昭和7年～同13年）、北角庄七（昭和13年～同17年）であった。

⑥仲多度郡

- ア) 筆岡小学校…明治5年（1872）に第68区小学校として設立され、同25年に筆岡尋常小学校となり、同43年には高等科を併置して筆岡尋常高等小学校と改称される。昭和6年（1931）11月に香川県女子師範学校附属小学校で開催された香川県初等教育聯合研究会において、同校の伊達正訓導が「我が校に於る理科郷土化の実際」と題した研究発表を行っている。
- イ) 与北小学校…明治20年（1887）に与北尋常小学校として設立され、大正5年に高等科を併置して与北尋常高等小学校と改称される。昭和7年（1932）1月に陶尋常高等小学校で開催された綾歌郡教育会主催の郷土教育研究会において、同校は研究発表を行っている。
- ウ) 広島小学校…明治10年（1877）に江の浦小学校として設立され、同20年に広島尋常小学校となり、大正6年に高等科を併置して広島尋常高等小学校と改称される。昭和8年（1933）8月には香川県教育振興会より郷土研究優秀校として表彰されている。

⑦三豊郡

- ア) 大見小学校…明治20年（1887）に大見尋常小学校として設立され、大正5年（1916）に高等科を併置して大見尋常高等小学校となる。同年に校長となった本木市太郎は、動的教育の実践に力を注ぎ、新教育の導入・推進に努めた。昭和初年に長尾利八村長は、教育の重要性を説いて校地校舎の増築拡張を実現するなど大見村の教育の推進に尽力した結果、昭和14年に編纂された『総合郷土研究・香川県』において、郷土教育のための教育考案が優秀であった小学校として紹介されている。校長は、小野亀太郎（大正15年～昭和6年）、安藤新一郎（昭和6年～同8年）、佐藤行久（昭和8年～同13年）、今宮幸之助（昭和13年～同15年）、佐藤勝市（昭和15年～同18年）であった。

- イ) 勝間小学校…明治8年(1875)に下勝間村立勝間小学校を設立し、同19年に勝間尋常小学校となり、大正5年(1916)に高等科を併置して勝間尋常高等小学校と改称した。明治時代には同校校長の田中榮三郎が中心となって学校を挙げて取り組んだ『勝間村郷土誌』や、大正時代にも同校教師らが中心になって編纂した『比地二村郷土誌』など、郷土誌編纂事業に熱心に取り組んで成果を上げた。その後、昭和8年(1933)8月には香川県教育振興会より郷土研究優秀校として表彰されている。校長は、岡部秀五郎(大正10年～昭和4年)、大池一郎(昭和4年～同6年)、三崎善平(昭和6年～同10年)、豊島長太郎(昭和10年～同14年)、綾友治(昭和14年～同21年)であった。
- ウ) 麻小学校…明治25年(1892)に麻尋常小学校が設立され、同31年に高等科を併置して麻尋常高等小学校となる。昭和14年(1939)に編纂された『総合郷土研究・香川県』において、郷土教育のための教育考案が優秀であった小学校として紹介されている。校長は、大西代助(大正11年～昭和2年)、藤瀬沖太郎(昭和2年～同8年)、安藤新一郎(昭和8年～同15年)であった。
- エ) 比地小学校…明治5年(1872)に爺陽小学校として設立され、同19年に比地尋常小学校となり、大正5年(1916)に高等科を併置し比地尋常高等小学校と改称した。昭和8年(1933)に佐藤勝市校長は「知るは愛するの初め」として、郷土の自然や歴史を知ることによって、郷土を愛する心が起こり、延いては国を愛する心が湧いてくると説き、教室を改造して郷土室を作るとともに、『比地二を中心とせる郷土誌』を発刊するなど、熱心に郷土教育を推進した。校長は寺坂善太郎(大正15年～昭和5年)、小野作治(昭和5年～同8年)、佐藤勝市(昭和8年～同15年)であった。

2 中等学校

昭和6年(1931)1月10日に「中学校令施行規則」と「中学校教授要目」が全面改正され、中学校には「公民科」「作業科」「理科」などの新しい科目が設けられ、中学校「公民科」の教授要目の中には「我が郷土」が課せられるようになった。翌7年2月19日には「高等女学校令施行規則中改正」も行われ、中学校と同様に「教材中我が家、我が郷土、我が府県、我が国家等ノ題目ヲ選ビタルハ生徒ノ親熱シタル日常生活ノ事項トシテ之ヲ取扱ハンガ為ナリ」とあり、郷土教育的要素が導入されたことで、郷土教育に関する施策の重点が初等教育から中等教育に移っていった。

1) 香川県立坂出高等女学校

香川県立坂出高等女学校は、大正6年(1917)に香川県女子師範学校に併置して開校し、校舎も校具も全く同一物を共有するとともに、教師も全員両校兼務であったので1つの融合した学校と言ってもよかった。敷地内には、共用の郷土研究室や瀬戸内海模型・花園などがあり、大正9年には西讃地方中等教員聯合研究会や県下女子中等学校研究会開催するなど、西讃地区の女子中等教育の中心校となっていた。この間、偉人講演会や徳化講演会が開催されるとともに、昭和6年(1931)9月9日には郷土室開館記念の生徒休暇課題成績展覧会、同7年11月には生徒成績品展覧会・郷土研究資料展覧会、同8年11月には県下女子中等学校地理聯合研究会が開催されている。同校の教授方針は、(1)生徒をして自ら進んで学習せしめ、以て自学自習の趣味涵養に努むべし、(2)常識の涵養に努むべし、(3)教授に於いては郷土を重んじ、且つ直観的に理解せしむるやう努むべし、(4)実際生活に即したる教授をなし、且つ実験実習を重んずべし、(5)各科教授を通じて徳性の涵養をなすべし、であり、特に香川県女子師範学校郷土研究室編纂の『讃岐文藝読本』(1933年)の教材を各学年に配当して教授し、郷土文学・作文・書写など郷土理解と郷土教養の向上に力を入れている点に特色があった(215)。

2) 香川県立丸亀高等女学校

香川県立丸亀高等女学校は、明治32年(1899)5月に丸亀裁縫女学校として設立され、同34年4月に私立丸亀女学校となり、同38年には丸亀市に移管されて丸亀市立丸亀高等女学校、翌39年(1906)には香川県に移管されて香川県立丸亀高等女学校となった。同校の教育目標は「良妻賢母」で、井上通女を範と仰いだ。昭和10年(1935)に校長となった福家惣衛は、香川県師範学校教諭時代の大正3年(1914)に『教育の郷土化新研究』や『讃岐人物傳』を発刊するなど香川県の郷土研究や郷土教育の先鞭を切って熱心に取り組んだ人物である。香川県立丸亀高

等女学校長として在任中の昭和12年には『讃岐女子郷土読本』を編輯して、郷土の歴史や風土、名所旧跡や郷土の偉人、郷土に関する漢詩・和歌・俳句・文学などを紹介して、郷土教育を基礎に置いた女子教育の内容の充実に努めた。また、福家は「人は心身より成る。身体の栄養として食物を要するが如く精神の栄養として読書を要する」と読書を推奨するとともに、香川県立丸亀高等女学校長時代（昭和10年～同16年）には、生徒に夏休みの課題として出身地の民俗・伝説などを古老から聞き書きをさせ、採集した民話や伝説などを一冊の本にまとめるなどして、民俗学への関心を高める指導にも功績があった（216）。

3) 香川県立大川中学校

香川県立大川中学校は、明治33年（1900）に創立された中学校である。昭和6年（1931）1月には、同校の堀正二教諭が「与田寺の宝物に就いて」を『村の新聞』に発表するなど郷土研究がなされていた。その後、福家惣衛は昭和7年～同10年まで同校第6代校長を務め、第一種に農業と商業の2科目を設置して、農業科では農業実習地を作って農作物の栽培実習に充て、家畜飼養地を作って鶏・兎・豚を飼育し、更に牛馬にも及ぼうとし、商業科では売店を経営するなど実学教育を推進した。また、郷土研究の第一歩として生徒に夏休みを利用して出身地の民話・伝説などを古老から聞き書きをさせ、郷土や民俗学への関心を高める指導も行った。昭和9年4月26日～28日に開催された創立31周年記念式典・展覧会では、県下各小学校・本校並びに四国4県各中学校の書画成績や、郷土史料並びに同校教員の書画を出品するなど郷土教育にも力を注いだ。さらに、同校卒業生の東京帝国博物館監査官文学士入田整三を招いて、「国史と我が国民の自覚」と題した講演を行い、公民精神の作興にも努めている（217）。

註

- (166) 栗屋憲太郎『昭和の政党』岩波書店、2007年、35頁、99頁、101頁。
- (167) 横関至『近代農民運動と政党政治—農民運動先進地香川県の分析—』お茶の水書房、1999年、230頁、243頁～244頁。
- (168) 地方自治百年史編集委員会編『地方自治百年史』第1巻、地方自治法施行40周年・自治制公布百年記念会、1992年、37頁。杉傳三郎編輯『憲政党内閣の政策』憲政宣傳社、1927年、9頁～30頁。栗屋憲太郎『昭和の政党』岩波書店、2007年、102頁～103頁、105頁～106頁。昭和7年1月29日付『報知新聞』。
- (169) 香川県編『香川県史』第6巻、通史編・近代Ⅱ、香川県、1988年、14頁、64頁。香川県議会史編さん委員会編『香川県史』中巻、香川県議会事務局、2005年、20頁。同編『香川県史』下巻、香川県議会事務局、2005年、5頁～6頁。武重雅文「香川における昭和初期政党競合の概観—選挙分析結果を手がかりに—」香川県史編さん室編『香川の歴史』第7号、香川県、1987年、36頁～37頁。地方自治百年史編集委員会編『地方自治百年史』第1巻、地方自治法施行40周年・自治制公布百年記念会、1992年、510頁、515頁。栗屋憲太郎『昭和の政党』岩波書店、2007年、151頁～153頁、210頁。『教育週報』第484号、教育週報社、1934年。内政史研究会編『剣木亨弘氏談話速記録』1975年。文部省が大正15年（昭和元年）から自前で高等試験合格者を採用するようになってからも、内務省の人事支配が弱まることはなかった。内務省では、文部省内の内紛等による混乱を收拾し、文部省の沈滞した人事に活を入れるために、新人の文部省入りを工作し、昭和11年6月には香川県知事藤野恵が実業学務局長となっている。その後、文部省内でも脱内務省化が進んで人事の自律性が強まり、文部官僚が一つの勢力を形成するようになった（武石典史「官僚の選抜・配分構造」『教育社会学研究』第100集、日本教育社会学会、2017年、273頁～276頁）。
- (170) 大霞会編『内務省史』第2巻、地方財務協会、1970年、174頁～176頁、185頁～186頁。谷口裕信「明治中後期における郡制廃止論の形成」『史学雑誌』第113巻第1号、史学会、2004年、62頁。米国議会図書館所蔵の『郡制ニ関スル参考書』（「大正9年参考書」と「大正10年参考書」の2冊）のうち「大正9年参考書」には、「郡制存廃ニ関スル地方長官意見」「郡制廃止反対理由」が収められており、それによれば、香川県は「廃止ヲ可トスルモノ 三十」のうちの一つで、「郡制廃止ヲ可トスル理由」として「郡存立ノ基礎薄弱ナリ」「現在郡ノ事業トシテ観ルヘキモノ少ナシ」「交通機関発達ノ今日、県ト町村トノ中間ニ郡存置ノ必要ヲ認メス」の3つを挙げている（山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』弘文堂、1990年、193頁～195頁。山中永之佑監修『近代日本地方自治立法資料集成4（大正期編）』弘文堂、1996年、794頁～796頁）。
- (171) 森邊成一「地方事務所の設置と再編—郡制廃止後の郡域行政問題—」『広島法学』第23巻第4号、2000年、47頁～69頁。丸亀市史編さん委員会編『新編丸亀市史3・近代現代編』丸亀市、1996年、761頁。山中永之佑「ファシズム法体制の成立と地方自治制」山中永之佑監修『近代日本地方自治立法資料集成5（昭和戦前編）』弘文堂、1998年、1頁～2頁、149頁。
- (172) 大霞会編『内務省史』第2巻、地方財務協会、1970年、185頁～186頁。

- (173) 山中永之佑監修『近代日本地方自治立法資料集成4(大正期編)』弘文堂、1996年、55頁、616頁～620頁。
- (174) 大霞会編『内務省史』第4巻、地方財務協会、1971年、710頁。香川県編『香川県史』第6巻・通史編・近代Ⅱ、香川県、1988年、68頁～70頁。同編『香川県史』第12巻・近代・現代史料Ⅱ、香川県、1988年、426頁～427頁。同編『香川県政史年表』香川県郷土読本刊行会、1966年、308頁、326頁。香川県では大正5年に郡役所処務規程が制定され、庶務係・学務係・兵事係・勸業係・会計係・土木係で組織され、下位規則として庁内処務細則が定められており、それぞれ知事への報告義務が課せられていた(丑木幸男「近代郡役所文書の基礎的研究(二)―大正6年の郡役所文書の横断的研究―」『別府大学大学院紀要』第12号、2010年、3頁)。「大正15・昭和元年度中ノ学事ニ関スル事項」『昭和元年香川県統計書第貳編香川県』(香川県、1928年)。大正15年6月10日付「香川県報」号外によれば、郡制廃止時における香川県内の学校数は487校(県立28、市町村立438、私立21)で、教員数は3,762人(県立476、市町村立3,070、私立216)、児童及び生徒数は153,193人(県立10,894、市町村立137,767、私立4,532)であった。
- (175) 山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』弘文堂、1990年、56頁、62頁～63頁、72頁、92頁～93頁。
- (176) 恒次九水編『日本国勢調査記念録』第三巻、日本国勢調査記念出版協会、1922年。中川剛『地方自治制度史』学陽書房、1990年、154頁。香川県編『香川県史』第6巻、通史編・近代Ⅱ、香川県、1988年、68頁。山中永之佑監修『近代日本地方自治立法資料集成4(大正期編)』弘文堂、1996年、800頁～804頁、809頁、817頁～822頁。
- (177) 香川県議会史編さん委員会編『香川県会史』中巻、香川県議会事務局、2005年、676頁～677頁、694頁、700頁。郡制廃止後の視学の学校視察のあり方について、昭和8年の第35回通常県会で金子柳太郎議員(三豊郡)が「郡役所が置かれていた当時は、郡の視学7人と県視学4人で監督・指導をしていた。なぜ小学校の視察回数が減っているのか、(中略)最も大事な学校教育・社会教育に対しては極めて緩慢で、学校視察すら3年に1回とか2年に1回と、疎漏である」と質問している(香川県議会史編さん委員会編『香川県会史』下巻、香川県議会事務局、2005年、596頁～598頁)。また、郡役所と徴兵・召集などの兵事事務については、郡役所は兵事事務体制の中で重要な役割を担っており、徴兵・召集に関する主機関、警察は副機関という認識を持っていたが、郡制廃止はこの兵事事務執行に重大な影響を与え、陸海軍は兵事事務執行体制の再編を余儀なくされた。郡制廃止により、郡役所の徴兵事務は府県庁へ、召集事務は警察署へと移管された(中村崇高「郡役所廃止と兵事事務」史学会大会報告レジュメ、2012年、1頁～2頁。同「近代日本の兵役制度と地方行政―徴兵・召集事務体制の成立とその構造―」『史学雑誌』第118編第7号、史学会、2009年、1頁～32頁)。なお、旧木田郡役所は大正8年に建てられ、同15年の郡制廃止後も香川県蚕業試験場、同農業試験場三木分場などを経て、昭和58年から池戸公民館として使用されている。昭和61年には県内唯一の現存する旧郡制関連建物として三木町文化財に指定されている。
- (178) 「小学校教員の進退に関する町村長の権限」『教育週報』第92号、1927年。元来、郡長及び郡視学が小学校教育において強い権力を振るう監督者であり得たのは、この内申権ゆえであったため、郡役所廃止後の内申権の帰趨には各方面から強い関心が寄せられたが、文部省は表向き態度を保留していたものの、基本的には校長に内申権を与えるよう行政指導を行っている。文部省は内申者を小学校長と学校管理者(町村長)のいずれにすべきかとの秋田県当局の問いに対して「小学校長ヲ指定セラレ可然」と回答している(1926年7月21日付秋田県照会「小学校令改正ノ結果教員ノ配置転任等ノ場合校長ヲ除キ一般教員ニ関スル内申者指定方」に対する文部省回答。文部省「大9小学校令及其解釈(付)国民学校令」国立公文書館所蔵)。
- (179) 沢柳政太郎「郡視学廃止後に於ける小学校長の職責」『帝国教育』第528号、帝国教育会、1926年、4頁。平井貴美代「郡役所廃止に伴う地方教育行政様式の転換と学校経営：『自由教育』解体期の千葉県を事例に」『教育学研究』第65巻第3号、日本教育学会、1998年、232頁～238頁。山田恵吾「1926年地方官制改正と『自由教育』への統制―千葉県学務当局の役割の分析を中心に―」『教育学研究』第66巻第4号、日本教育学会、1999年、68頁。
- (180) 梶山雅史代表「近代日本における教育情報回路と教育統制に関する総合的研究」(科学研究費助成事業研究成果報告書)2015年。清水禎文「郡制廃止前後における地方教育会の課題とペスタロッチの受容をめぐって」梶山雅史編著『続・近代日本教育会史研究』学術出版会、2010年、380頁、383頁～385頁、401頁。瀬尾完太編輯『香川県教育會五十年史』香川県教育會、1939年、89頁。
- (181) 瀬尾完太編輯『香川県教育會五十年史』香川県教育會、1939年、50頁～51頁、81頁、98頁～99頁、110頁～111頁、122頁～123頁、135頁～136頁、163頁、196頁～197頁、214頁～215頁。『香川県教育會百年の歩み』香川県教育會、1997年、147頁、150頁、169頁～170頁、173頁～175頁。山田恵吾『近代日本教員統制の展開―地方学務当局と小学校教員社会の関係史―』学術出版会、2010年、240頁～241頁。佐藤幹男「教員現職研修の観点からみた教育会史研究の課題」『日本教育史研究』第34号、日本教育史研究会、2015年、83頁～85頁。大正14年11月、郡制廃止のため郡視学の代わりとして校長会を理事とすることに規定を改正している(前主事馬淵友次郎編「附属小学校四十五年史」『学報』創立四十五周年記

- 念誌』第34号、香川県師範学校附属小学校、1935年、62頁。
- (182) 海後宗臣・飯田晃三・伏見猛彌「我が國に於ける郷土教育の発達」教育思潮研究編『教育思潮研究』第6巻第1輯、目黒書店、1931年、219頁～222頁、229頁、232頁。伏見猛彌『我國に於ける直感教授・郷土教育及合科教授』日独書院、1935年、121頁、123頁。
- (183) 高島秀樹『我國に於ける郷土教育と其施設』調査の検討(その1)―教育調査史の視点から―『明星大学社会学研究紀要』第27号、明星大学人文学部人間社会学科、2007年、32頁、34頁～35頁。海後宗臣・飯田晃三・伏見猛彌『我國に於ける郷土教育と其施設』目黒書店、1932年、142頁～143頁、191頁、193頁～195頁、199頁～204頁、241頁～243頁、248頁。内川隆志「郷土教育の変遷Ⅰ―明治～昭和初期の郷土教育―」『國學院大學博物館学紀要』第15輯、國學院大學、1990年、60頁～61頁。海後宗臣・飯田晃三・伏見猛彌「我が國に於ける郷土教育の発達」教育思潮研究編『教育思潮研究』第6巻第1輯、目黒書店、1931年、225頁。丸亀市史編さん委員会編『新編丸亀市史3・近代現代編』丸亀市、1996年、796頁～798頁。
- (184) 渡辺光公「新興教育運動」『香川県史』第6巻、通史編・近代Ⅱ、香川県、1988年、538頁～540頁。昭和6年1月21日、昭和7年7月22日、同年8月14日付『四国民報』
- (185) 「第五十回帝国議會報告書」文献資料刊行会復刻『交友』第290号、柏書房、1980年、35頁～36頁。『教育週報』第9号、教育週報社、1925年、5頁。昭和2年5月17日付『東京朝日新聞』。高松市役所学務課編『高松市教育一覽』高松市役所、1930年、80頁～81頁。外池智『昭和初期における郷土教育の施策と実践に関する研究～「綜合郷土研究」編纂の師範学校を中心に～』NSK出版、2004年、24頁、39頁、51頁～52頁、99頁、101頁、457頁～459頁。
- (186) 海後宗臣・飯田晃三・伏見猛彌「我が國に於ける郷土教育の発達」教育思潮研究編『教育思潮研究』第6巻第1輯、目黒書店、1931年、223頁～224頁。外池智『昭和初期における郷土教育の施策と実践に関する研究～「綜合郷土研究」編纂の師範学校を中心に～』NSK出版、2004年、67頁～71頁。
- (187) 中野重人「戦前における初期公民科の性格」『社会科研究』第17号、日本社会科教育研究会、1969年、2頁～3頁、6頁～7頁。武藤拓也「実業補習学校・実業補習学校教員養成所における公民科の導入」『北海道大学教育学部紀要』第59号、1992年、171頁～181頁。武藤拓也「実業補習学校公民科のカリキュラム―『実業補習学校公民科教授要綱』の教科内容とその編成―」『北海道大学教育学部紀要』第62号、北海道大学教育学部、1994年、161頁～162頁。文部省は大正9年の「実業補習学校規程」改正に伴い、「実業補習学校教員養成所令」及び「実業補習学校教員養成所施行規則」を制定して各府県に実業補習学校教員養成所を創設した。実際に香川県では、大正14年に実業補習学校教員養成所が設置され、「公民」を教えている。松本博明「岩手の『郷土』教育序説―『岩手教育』にみる『郷土』教育の変遷―」『岩手県立大学盛岡短期大学部研究論集』第2号、2000年、82頁～83頁。
- (188) 平生三三郎「教員養成方法の改革」『師範教育』第1巻第1号、師範学校長協会、1938年、21頁。前島康男「師範教育の『地方化・実際化』に関する一研究―1930年代の経緯と実態に即して―」東京大学教育行政学研究室編『東京大学教育行政学研究室紀要』第3号、東京大学教育行政学研究室、1982年、72頁～73頁。逸見勝亮『師範学校制度史研究―15年戦争下の教師教育―』北海道大学図書刊行会、1991年、22頁。平山光衛「郷土と郷土教育」『宇都宮大学教育学部紀要』第31号第1部、宇都宮大学教育学部、1981年、38頁～39頁。
- (189) 「昭和5年度師範教育費国庫補助」『文部時報』第347号、文部省、1930年、23頁。関戸明子「群馬県における郷土教育の展開―明治期から昭和初期まで―」『群馬大学教育学部紀要』人文・社会科学編、第51巻、2002年、143頁。内山大介「昭和戦前期の師範学校郷土室と博物館活動―地域博物館前史としての基礎的考察―」『博物館学雑誌』第37巻第2号(通巻56号)、2012年、2頁～3頁。郷土室は、博物館史において現在の地域博物館の前史として位置付けられている。内川隆志「郷土教育の変遷Ⅰ―明治～昭和初期の郷土教育―」『國學院大學博物館学紀要』第15輯、國學院大學、1990年、60頁～61頁。同「郷土教育の変遷Ⅱ―昭和初期の郷土教育と博物館―」『國學院大學博物館学紀要』第19輯、國學院大學、1994年、4頁～6頁。高松市編集室編『高松市史年表』高松市役所、1960年、380頁。香川県では、昭和3年4月に高松市で開催された全国教育大会での郷土教育への取り組みに関して「県教育会の郷土教育調査委員によつて綾歌郡山田小学校、陶小学校の郷土教育の實際が視察され、その報告と共に理論を實際より導かんとするの企図が明らかになった」と記されており、昭和3年4月時点で香川県教育会には郷土教育調査委員が置かれて、小学校を中心とした実態調査を行っていたことが分かる(香川大学学芸学部同窓会編『香川県教育史』香川大学学芸学部同窓会、1953年、212頁)。
- (190) 香川県師範学校郷土研究部編『郷土館概要』香川県師範学校、1933年、4頁～6頁、9頁～161頁。
- (191) 石井宣一編輯『郷土施設概要並に目録』香川県女子師範学校、1933年、1頁～13頁。石井宣一『郷土地理教材の活かし方(教育叢書第1輯)』(香川県女子師範学校・香川県立坂出高等女学校教員研究会、1935年)の冒頭で、磯野清香川県女子師範学校校長は「本年七月九日開催された本県中等学校長会に於ける指示事項に『常に各自擔任教科の自発的研究を促し、全校的協力

研究を奨励して広く他教科にも一応の理解をなさしむるの方途を講じ、更に汎く県内相呼応聯絡して各自の教育効果の反省と其の進展とに浮刺たる意気を以て力めしめんことを期し」とある。これは我等中等教育に従事する者に与えられた重要な警告であると思ふ。本校では年来、教員研究会を組織し、擔任教科の研究を全校教員の前に発表して意見交換を行つたり、或は一題目の全校的研究を行つたりして他教科にも相当の理解を持つように努めた。然し此の発表を一時的に聞き流すことは惜しいことでもあり、他面女子師範学校の性質として、県内小学校教育と相呼応聯絡することが必要でもあるから、此際発表事項を版にし、県内小学校其他に寄附し御高教を仰ぐことにしたのである。教育叢書と名づけたのは、其の研究対象をなるべく小学校教育に関するものを選んだので、教育の二字を冠させた」と発刊の辞を述べ、教員研究会を組織して全校的研究の成果であることを強調している。著者の石井宣一は、香川県女子師範学校の教諭で地理を担当しており、同校において郷土研究及び郷土教育推進の中心的役割を果たした人物である。

- (192) 松野憲治編輯『教育概要』香川県女子師範学校・香川県立坂出高等女学校 1935年、1頁～24頁、68頁～69頁、200頁～203頁、271頁～278頁、402頁～403頁。
- (193) 板橋孝幸・岩本廣美「奈良県師範学校郷土研究室の所蔵資料」『次世代教員養成センター研究紀要』第1号、奈良教育大学次世代教員養成センター、2015年、378頁、381頁。昭和5年以降、郷土教育関係出版物は急速に増加し、香川県内の師範学校においても多くの郷土研究論文・著書が発表・出版された。香川県師範学校では桑島安太郎教諭『讃岐』『香川県地誌』・郷土研究部『香川県の各種グラフと分布図』『香川県地質概説』『香川県地質図』（香川県師範学校郷土研究部編『郷土館施設概要』香川県師範学校、1933年、79頁～82頁）、香川県女子師範学校では炭谷恵副教諭「讃岐人口の中心点と正中点」・石井宣一教諭「本縣産業概観」の論文、単行本として浦上仁一教諭『瀬戸内海の成因と島嶼の鉱物・植物』・国漢部『讃岐文芸読本』・石井宣一教諭『図表中心香川県地理』『郷土地理教材の活かし方』・曾川寿吉教諭『讃岐通史』などがあつた（松野憲治編輯『教育概要』香川県女子師範学校・香川県立坂出高等女学校、1935年、278頁）。
- (194) 海後宗臣・飯田晃三・伏見猛彌「我が國に於ける郷土教育の発達」教育思潮研究編『教育思潮研究』第6巻第1輯、目黒書店、1931年、224頁～225。外池智『昭和初期における郷土教育の施策と実践に関する研究～「総合郷土研究」編纂の師範学校を中心に～』NSK出版、2004年、87頁～89頁。外池智「教員養成における『地方研究』の成立とその実践的展開—山形県女子師範学校と『総合郷土研究』編纂の各師範学校を比較して—」『秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要』第33号、2011年、2頁～3頁。武部欽一「郷土教育の本義」文部省普通学務局編『郷土教育講演集』刀江書院、1933年、4頁～5頁。多田久美子「昭和初期の郷土教育政策—1931年における中学校・師範学校教授要目改正の経緯を中心に—」『教育学研究紀要』第1部第34巻、中国四国教育学会、1988年、83頁～85頁。松本博明「岩手の『郷土』教育序説—『岩手教育』にみる『郷土』教育の変遷—」『岩手県立大学盛岡短期大学部研究論集』第2号、2000年、83頁。
- (195) 香川県師範学校郷土研究部編『郷土館概要』香川県師範学校、1933年、10頁～11頁、66頁～69頁。松野憲治編輯『教育概要』香川県女子師範学校・香川県立坂出高等女学校、1935年、276頁～277頁。
- (196) 渡辺光公「新興教育運動」『香川県史』第6巻、通史編・近代Ⅱ、香川県、1988年、538頁。多田久美子「昭和初期の郷土教育政策—1931年における中学校・師範学校教授要目改正の経緯を中心に—」『教育学研究紀要』第1部第34巻、中国四国教育学会、1988年、83頁。
- (197) 大西伍一『土の教育』平凡社、1926年、2頁～3頁、54頁、67頁、195頁、124頁、160頁。小林千枝子「大西伍一の思想と実践—1920年代の日本社会に生きた一教師の研究—」『教育学研究』第50巻第4号、日本教育学会、1983年、37頁～38頁。大西伍一（1898～1992）は、兵庫県揖保郡布施村南山（現龍野市）出身で姫路師範学校卒。姫路師範学校代用附属城北小学校に8年間勤務した後、農村教育研究會を主宰し、教育者団体啓明会、農民自治会などの運動に加わり、独自の教育・文化運動を進めた。著書に『土の教育』『日本労農伝』『日本農学発達史』などがある。峰地光重との共著『新郷土教育の理論と実際』（人文書房、1930年）では、教師と子どもによる郷土社会研究の観点について、①総合的全体的に見ること、②常識的で平凡な郷土人の生活を対象にすること、③文明批判的に見ること、④科学的・経済的に見ること、の4点を挙げている。同時期には、下中弥三郎『土の国史—わが国土問題の一考察』（啓明会、1926年）、富原義徳『土の綴り方』（厚生閣、1928年）、木村文助『村の綴り方』（厚生閣、1929年）など「土の思想」に関わる多くの書物が出版されている。木村は、同書（147頁～148頁）で「土に着いた教育とは、農村社会機構に立脚した教育の謂である。現実に立つた教育といふ事である」と述べている。
- (198) 渡辺光公「新興教育運動」『香川県史』第6巻、通史編・近代Ⅱ、香川県、1988年、546頁、549頁、554頁。丸亀市史編さん委員会編『新編丸亀市史3』近代・現代編、丸亀市、1996年、3頁、802頁～804頁。田中豊太郎については、明治28年香川県多肥村出身、大正4年に香川県師範学校卒、香川県師範学校代用附属小学校訓導、香川県女子師範学校附属小学校訓導を経て、大正9年には東京高等師範学校附属小学校訓導となり、昭和31年からは東京文理大学、東京教育大学で35年にわたって教鞭を執るとともに、『生活創造綴方の教育』（目黒書店、1924年）、『綴り方の理論と実際』（明治図書、1930年）、『綴り方

- 教育の実践原理』(賢文館、1934年)など多くの著書を出して児童教育(特に小学校国語教育)の振興に貢献した(『讃岐公論』第24巻8月号、讃岐公論社、1954年、17頁。同書第47巻8月号、1977年、73頁～75頁)。
- (199) 昭和6年1月3日付『香川新報』。安部清美『土の教育の上に立つ教育道』文化書房、1929年、11頁、14頁、92頁。『香川県教育会百年の歩み』財団法人香川県教育会、1997年、27頁。香川大学教育学部百周年記念事業実行委員会編『香川大学教育学部百年のあゆみ』香川大学教育学部松楠会、1889年、78頁～81頁。
- (200) 高松市役所編纂『高松市主催全国産業博覧会誌』高松市、1929年、318頁～319頁。『香川県教育会百年の歩み』財団法人香川県教育会、1997年、60頁～61頁。
- (201) 『香川県史』第12巻、資料編、近代・現代史料Ⅱ、香川県、1988年、463頁～466頁、476頁。昭和6年12月26～28日に東京浅草富士小学校講堂で行われた「郷土教育研究協議会記録」には、第一日の会員研究発表で「第一 我校郷土教育の実際 香川県陶小学校 太巻正一—持参の地図等を掲げる—」とあり、出席者の中に「香川県陶校 太巻正一、香川県坂本校 田中重」の名が見える(『郷土科学』第16号、刀江書院、1932年、101頁、116頁～117頁)。昭和6年12月16日付『香川新報』。郷土教育聯盟編輯『郷土科学』第11号、刀江書院、1931年、116頁。
- (202) 『郷土科学』第15号、刀江書院、1932年、110頁～111頁。昭和8年2月2日付『四国民報』。昭和8年2月11日付『大阪朝日香川版』。
- (203) 久木幸男・鈴木英一・今野喜清編『日本教育論争史録』第2巻近代篇(下)、第一法規出版、1980年、336頁。
- (204) 香川大学教育学部百周年記念事業実行委員会編『香川大学教育学部百年のあゆみ』香川大学教育学部松楠会、1889年、29頁。前主事馬淵友次郎編『附属小学校四十五年史』『学報 創立四十五周年記念誌』第34号、香川県師範学校附属小学校、1935年、64頁～65頁。香川大学教育学部附属高松小学校創立記念事業実行委員会編『香川大学教育学部附属高松小学校百年史』香川大学教育学部附属高松小学校、1990年、33頁～34頁、36頁～37頁、85頁、90頁～92頁。昭和12年2月27日付『香川日日新聞』。香川大学学芸学部同窓会編『香川県教育史』香川大学学芸学部同窓会、1953年、212頁、250頁。
- (205) 香川大学教育学部附属坂出小学校編集・発行『香川大学教育学部附属坂出小学校』2012年、13頁。香川県女子師範学校・香川県立坂出高等女学校『教育概要』1935年、543頁、320頁～325頁、337頁、376頁、379頁～380頁、383頁、402頁～403頁。松野憲治『香川県教育大観 奈良女子高等師範学校附属小学校学習研究会編『学習研究』第9巻2号(臨時増刊號、學習生活革新意見號)、目黒書店、1930年、187頁～188頁。
- (206) 綾南町誌編纂委員会編『綾南町誌』綾南町、1998年、775頁。「山本氏手記(昭和7年1月に陶小学校で介された郷土教育研究大会の折、山本校長が事前に挨拶文を下書きした原稿の綴り)」。『陶の実相』137頁～138頁。海老原治善「郷土教育の実践—香川県綾歌郡陶小学校の場合—」『郷土・郷土科学・郷土教育』別巻2、名著編纂会、1989年、28頁～29頁。同『現代日本教育実践史』明治図書、1975年、592頁、596頁～598頁。有岡俊文「昭和前期における郷土教育の展開—香川県陶小学校の場合—」『社会認識教育学研究』第8巻、鳴門社会科教育学会、1993年、59頁～62頁。板橋孝幸「昭和戦前期香川県陶小学校における特設郷土科論」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第54集第2号、東北大学大学院教育学研究科、2006年、301頁～315頁。渡辺光公「新興教育運動」『香川県史』第6巻、通史編・近代Ⅱ、香川県、1988年、543頁～546頁。綾南町誌編纂委員会編『綾南町誌』綾南町、1998年、775頁、821頁～833頁。『陶村経済更生計画 上下』1997年、823頁～833頁。昭和8年2月2日付『四国民報』、昭和8年2月11日付『大阪朝日香川版』。郷土教育聯盟編『郷土科学』第15号、1932年、115頁～116頁。
- (207) 綾南町誌編纂委員会編『綾南町誌』綾南町、1998年、782頁～783頁。郷土教育聯盟編『郷土教育—児童の生活環境号—』第39号、1934年、95頁～96頁。郷土教育聯盟編『郷土教育』臨時増刊第20号「郷土教育講演集」1932年、64頁。同『郷土教育』第21号、1932年、103頁。久木幸男・鈴木英一・今野善清編『日本教育史論争史録』第2巻・近代編(下)、第一法規出版、1980年、336頁～343頁。「編輯室だより」郷土教育聯盟編『郷土教育』第23号、刀江書院、1932年。郷土教育聯盟編『郷土教育』第23号「文部省主催郷土教育講習会・特輯」1932年、91頁～92頁、98頁、103頁～107頁、116頁～121頁。昭和8年5月11日～14日付『香川新報』。板橋孝幸『近代日本郷土教育実践史研究—農村小学校教員による地域社会づくり構想の展開—』風間書房、2020年、125頁～147頁、342頁～344頁。
- (208) 海老原治善「郷土教育の実践—香川県綾歌郡陶小学校の場合—」『郷土・郷土科学・郷土教育』別巻2、名著編纂会、1989年、22頁～30頁。同『現代日本教育実践史』明治図書、1975年、592頁、596頁～598頁。有岡俊文「昭和前期における郷土教育の展開—香川県陶小学校の場合—」『社会認識教育学研究』第8巻、鳴門社会科教育学会、1993年、59頁～62頁。板橋孝幸「昭和戦前期香川県陶小学校における特設郷土科論」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第54集第2号、東北大学大学院教育学研究科、2006年、301頁～315頁。渡辺光公「新興教育運動」『香川県史』第6巻、通史編・近代Ⅱ、香川県、1988年、543頁～546頁。

- (209) 香川県香川郡香南町教育委員会香南町史編集委員会編『香南町史』香南町、1970年、251頁～252頁、254頁、271頁、279頁～280頁。由佐尋常高等小学校編『郷土讀本』香川郡由佐尋常高等小学校郷土研究部（加藤卓治）、1936年。同編『第二由佐村郷土讀本』香川郡由佐尋常高等小学校郷土研究部、1937年。
- (210) 橋本仙太郎『童話「桃太郎」の発祥地は讃岐の鬼無』（復刻版）第13回桃太郎サミット高松大会実行委員会、2014年、4頁～5頁。斎藤純「名所の成立と桃太郎神社—観光地の伝説を読む—」『口承文藝研究』第23号、日本口承文藝学会、2000年、39頁、44頁。同「高松の桃太郎—橋本仙太郎の考証活動に関する資料」『世間話研究』第10号、世間話研究会、2000年、199頁～209頁。巖谷小波（1870～1933）『桃太郎主義の教育』東亜堂書房、1915年、264頁～265頁。金成妍『越境する文学—朝鮮児童文学の生成と日本児童文学者による口演童話活動—』花書院、2010年、170頁。中村美知子「教室童話を意図した『教育としての童話』の語り」『子ども社会研究』第23号、日本子ども社会学会、2017年、140頁、147頁。
- (211) 高松市史編修室編『新修高松市史Ⅱ』高松市役所、1966年、555頁。郷土教育聯盟編『郷土科学』第15号、刀江書院、1932年、110頁～111頁。昭和6年12月27日付『四国民報』。香川県立図書館蔵の高松市立小学校編『郷土教の研究』（発行・出版年不明）。熊野勝祥『香川県大正・昭和前期教育史』香川県図書館学会、2005年、416頁。
- (212) 丸亀市史編さん委員会編『新編丸亀市史3・近代現代編』丸亀市、1996年、654頁～666頁、796頁～797頁。丸亀市城坤小学校創立百周年記念事業実行委員会編『「城坤」百年のあゆみ』丸亀市城坤小学校、2011年、31頁。渡辺光公「新興教育運動」『香川県史』第6巻、通史編・近代Ⅱ、香川県、1988年、542頁。「香川県初等教育聯合研究会」郷土教育聯盟編『郷土科学』第15号、1932、110頁～111頁。丸亀市史編さん委員会編『新編丸亀市史3・近代現代編』丸亀市、1996年、666頁、796頁。
- (213) 山田小学校創立百周年記念事業実行委員会記念誌編集部会編『創立百周年記念誌』山田小学校創立百周年記念事業実行委員会、1998年、78頁～80頁、558頁。
- (214) 郷土教育聯盟編『郷土科学』第15号、1932年、110頁～111頁。熊野勝祥『香川県大正・昭和前期教育史』香川県図書館学会、2005年、416頁、621頁。
- (215) 松野憲治編輯『教育概要』香川県女子師範学校・香川県立坂出高等女学校、1935年、31頁～33頁、39頁～41頁、200頁。
- (216) 綾南町誌編纂委員会編『綾南町誌』綾南町、1998年、774頁。福家惣衛「青年と読書」中尾飛佐太編輯『昭和十二年七月 鎌田共済会図書館陶分館の開館に際して』鎌田共済会、1937年、17頁～30頁。平成2年6月23日付「郷土誌の先覚」『四国新聞』。
- (217) 『復刻・東讃新報』復刻・東讃新報刊行会、1984年、183頁。百周年記念誌「大中三高百年史」編集委員会編『大中三高百年史』香川県立三本松高等学校、2000年、262頁～266頁。